

地域建設業将来展望 (全建70周年展望)

大転換期の地域建設業は自ら未来をどう切り拓くのか

(資料編)



一般社団法人 全国建設業協会

【背景】

- 建設産業は今後も、インフラや住宅等の整備や今後の老朽化への対応、さらには災害時の応急復旧など国民生活の安全・安心を支えるとともに、都市再生や地域活性化に資する施設整備など経済成長に貢献する役割を継続的に担っていく必要。
- 一方、全産業的に生産年齢人口の減少が進む中、「雇用の受け皿」として建設産業が個々の企業の取組だけで担い手を十分に確保できていた時代は既に終焉。
- 建設産業が今後も産業として成り立って行く上で源泉となる「現場力」を維持するとともに、「超スマート社会」の実現など国内外の「未来づくり」の一翼を担うことで若者に夢や希望を与えることができる産業であり続けるためには、個々の企業の一層の取組に加え、個々の企業を超えた施策が必要。

【政策目的】

- 個々の企業の一層の取組に加え、業界全体や発注者・設計者など様々な主体との連携による働き方改革や生産性向上等の取組を強力に推進し、国民の安全・安心や経済成長に持続的に貢献。
- 良質な建設サービスを高い水準で確保し、個々の発注者や消費者の利益を実現し、信頼を確保。

10年後を見据えて、建設産業に関わる各種の「制度インフラ」を再構築

【業界内外の連携による働き方改革】

- 建設業従事者の継続的な処遇改善（賃金等）
 - 技能労働者の能力評価基準の策定と技能・経験に応じた処遇の実現（建設キャリアアップシステムの活用）
- 適切な工期設定、週休2日に向けた環境整備
 - 工期設定等に関する受発注者双方の責務の明確化、無理な工期設定を求める発注者への働きかけ
 - 適切な工期設定等のためのガイドラインの策定
- 働く人を大切にする業界・企業であることを見える化
 - 専門工事企業の評価制度の創設
 - 技能労働者の位置づけの明確化（建設企業が雇用する技能労働者の育成の責務等）
 - 許可に際しての労働者福祉の観点の強化
 - 人材育成体制の強化

【地域力の強化】

- 地域の多様な主体との連携を強化
 - 地域貢献に取り組む企業の評価（防災活動、環境保全等）
 - 市町村が主体となり建設産業の振興・発展を図る仕組み

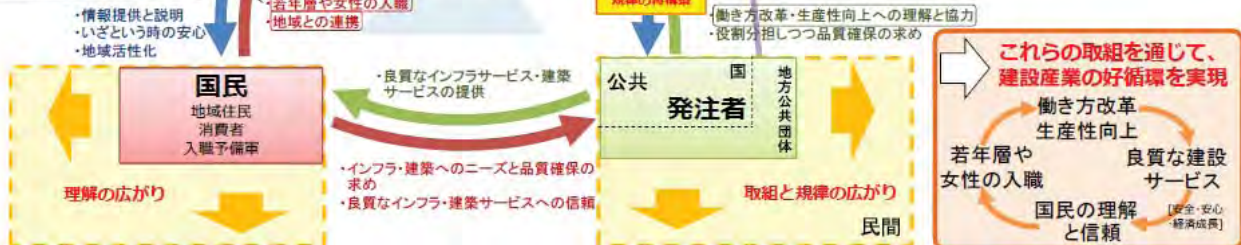


【業界内外の連携による生産性向上】

- 各プロセスにおけるICT化、手戻り・手待ちの防止
 - 全ての建設生産プロセスでICT等を活用するため、3次元データ等のプラットフォームを整備
- 施工に従事する者の配置・活用の最適化
 - 企業間における人材の効率的な活用（労働の平準化）
 - ICTの進展等を踏まえた技術者の配置の見直し

【多様な主体との連携による良質な建設サービスの提供】

- 安心して発注できる環境の整備
 - 発注体制を補完するためのCM方式の制度化
 - 企業情報の提供や施工の説明による個人発注者の保護
- 施工の品質に直結する設計や工場製品の質の向上
 - BIM・CIM等の適用範囲の拡大に向けた環境整備
 - 工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合の再発防止（報告徴収・立入検査、勧告等）

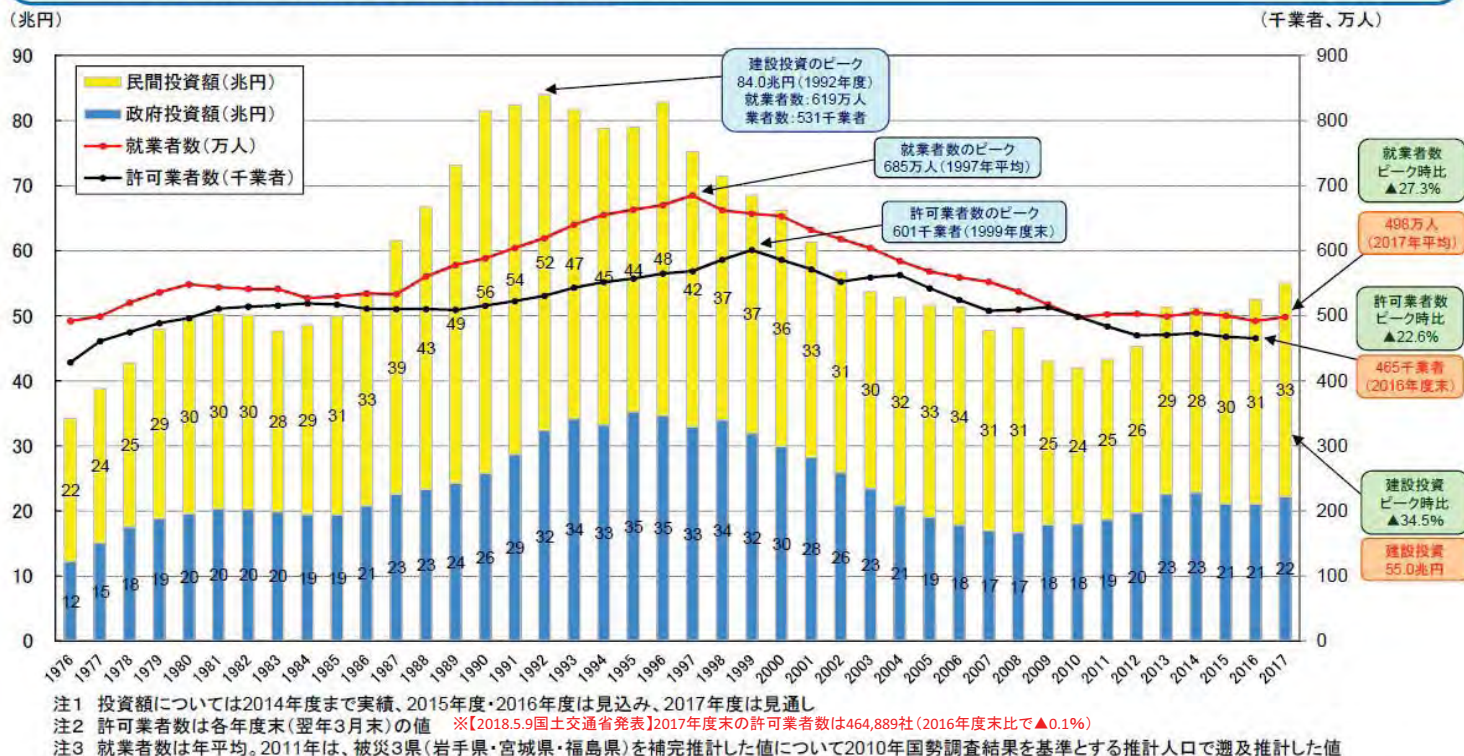


主な施策の概要

出典：国土交通省「建設産業政策 2017+10」

	個々の企業に係る施策	企業間や業界全体に係る施策	発注者・設計者や地域など様々な主体との連携に係る施策
働き方改革	・許可に際しての労働者福祉の観点の強化 —労働者福祉の状況を許可要件や許可の条件とすることを含め、許可に際しての取扱いを強化 ・建設工事の適切な工期の見積りを行う責務の明確化 ・「技能」や「技能労働者」の位置づけの明確化 —建設企業が雇用する技能労働者を育成する責務 —請負人が注文者からの求めに応じて一定の技能を有する技能労働者を配置する責務 —専門工事企業の主任技術者要件として登録経歴技能者全位置づけ等	・専門工事企業に関する企業情報の提供 —技能労働者評価に重点を置くなど、専門工事業の特性を踏まえた評価制度の構築 ・技能労働者の能力評価基準の策定と技能・経験に応じた処遇の実現（建設キャリアアップシステムの活用） ・建設企業間における人材の効率的な活用など労働の平準化に向けた取組の推進 ・一人親方への対応 —労働災害の防衛的把握、安全衛生に関する知識習得支援、労災保険特別加入促進 —適切な社会保障への加入促進を通じた雇用と請負の明確化 ・女性の働きやすい職場環境の整備 —建設業通則金共済制度の更なる普及・改善 —民間工事における建設業通則金制度の活用を促進 —掛金納付方式の見直しや建設キャリアアップシステムとの連携を推進	・受発注者双方の責務の明確化 —不当に短い工期による契約締結を禁止 —不適切な契約締結等を行った注文者への実効性のある勧告制度 —工事現場の休日をあらかじめ定める場合、その内容を契約書面の記載事項に追加 ・適切な工期設定等のためのガイドラインの策定 ・働き方改革について社会全体の理解を得る機運の醸成 —先進的なモデル地域を指定し、地域レベルでの働き方改革の検討を促進 ・教育機関、研修機関の体制確保の推進 ・施工時期の平準化の取組の拡大 ・働き方に関する評価の拡充 —働き方に関する関係者の認定制度の取得を評価 —社会保険未加入に関する減点の導入を強化
生産性向上	・営業所専任技術者要件の見直し ・技術者配置要件の見直し ・技能労働者の多能工の普及 ・中小建設企業による生産性向上に向けた取組（設備投資等）への支援	・現場で「施工チーム」を形成している下請企業間の契約形態の再構築 ・ICTを活用した建設関連ビジネスの展開 —複数企業間でのビジネスマッチング（技術連携等）を図るための仕組み（プラットフォーム）づくり ・建設工事における電子商取引の推進	・受発注者双方の責務や役割の明確化 —契約の対価となる業務の明確化、指示や打合せのもと関係者の取決めの明確化 —適切な設計図書等の提示・変更、施工条件の明示 ・設計段階から建設生産プロセス全体の生産性向上に資する取組を推進 —設計と施工の初期段階からの連携を図るためのフロントローディング（E・C 1方式の活用等）の推進 ・全ての建設生産プロセスでICT等を活用するため、3次元データ等のプラットフォームを整備 ・許可申請書類、経営事項審査申請書類等の簡素化・電子申請化 ・海外展開 —官民連携によるアジアでの受注拡大やアフリカ等の新市場への進出、PPP等諸国工事以外のビジネスモデルへの参入支援 —プラットフォーム（協議会）の立ち上げによる中堅・中小建設企業の海外進出支援等
良質な建設サービスの提供	・小規模建設工事に適用される規律の充実 —無許可業者に適用される規定を拡充 —一定の建設工事について罰則制度又は登録制度を創設 ・「技能」や「技能労働者」の位置づけの明確化（再掲） —建設企業が雇用する技能労働者を育成する責務 —請負人が注文者からの求めに応じて一定の技能を有する技能労働者を配置する責務 —専門工事企業の主任技術者要件として登録経歴技能者を位置づけ等	・民間工事の発注者に向けた企業情報の提供 —電子申請化と併せて、工事経歴書、財務諸表等をインターネット上で公開、民間工事の元請企業に対する企業評価制度の構築 ・専門工事企業に関する企業情報の提供（再掲） —専門工事業の特性を踏まえた評価制度の構築 ・適正な施工の徹底のための体制づくり —技術者資格の厳格化の対称化 —悪質な不正行為に対する、経営者と技術者の責任分担を踏まえたペナルティの充実	・個人発注者等の保護 —注文者からの情報提供や契約内容の説明 ・地方公共団体や個人発注者等における発注体制の補完 —CM方式に代わり、発注者が利用し、適切な仕組みを創設 —発注関係事務の民間委託に関するガイドラインの策定（委託が可能な範囲や官民の適切な責任分担のあり方等） ・法令違反への対応の厳格化 —法令違反に関する経営事項審査での減点の導入の強化 ・工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合の再発防止 —工場製品の製造者への報告徴収・立入検査、勧告等の制度を創設
地域力の強化	・地域の建設企業の経営プロセスの改善 —資力やコスト競争力の強化、経営（業績）管理、従業員処遇改善等に関する先進的な取組事例を情報発信 ・地域の建設企業の経営基盤強化 —内需な事業継続に向けた環境の整備 ・将来の建設市場に対応した制度構築等 —維持管理を中心に営む建設企業に適した制度構築等	・複数の建設企業等による事業連携の促進 —人材や設備等の相互融通の円滑化 ・ICTを活用した建設関連ビジネスの展開（再掲） —複数企業間でのビジネスマッチング（技術連携等）を図るための仕組み（プラットフォーム）づくり	・地域貢献に関する評価の拡充 —防災活動への貢献の状況の加算の拡大 —建設現場の環境保全の取組の加算の見直し —維持や除雪の実施の経費経費評価への反映 ・地域建設業と市町村との連携強化 —市町村の規模等にも留意しつつ、国や都道府県とも連携し、市町村が主体となった建設産業の振興・発展の取組（振興計画の策定等）の推進を検討 ・地域建設業の安定的な担い手確保に資する人財契約方式 —地域インフラの適切な維持管理に向けて、南の制度も参考にしながら新たな人財契約方式の導入 ・工業高校等と連携した地域での担い手確保の取組の推進
施策横断的に取り組むべき重要な課題	・重層下請構造の改善 ・請負契約だけではなく、建設工事の実施に関わる様々な契約の規律の再構築 ・個々の企業の技術力、収益力、ガバナンスの向上 ・各プレーヤー間の関係の透明性と緊張感 ・ランク分け制度など公共工事の発注の基本的枠組みの再構築		

- 建設投資額はピーク時の1992年度：約84兆円から2010年度：約41兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、2017年度は約55兆円となる見通し（ピーク時から約35%減）。
- 建設業就業者数（2017年平均）は498万人で、ピーク時（1997年平均）から約27%減。
- ⇒ マクロ的には、当面の建設工事の施工に問題なし。



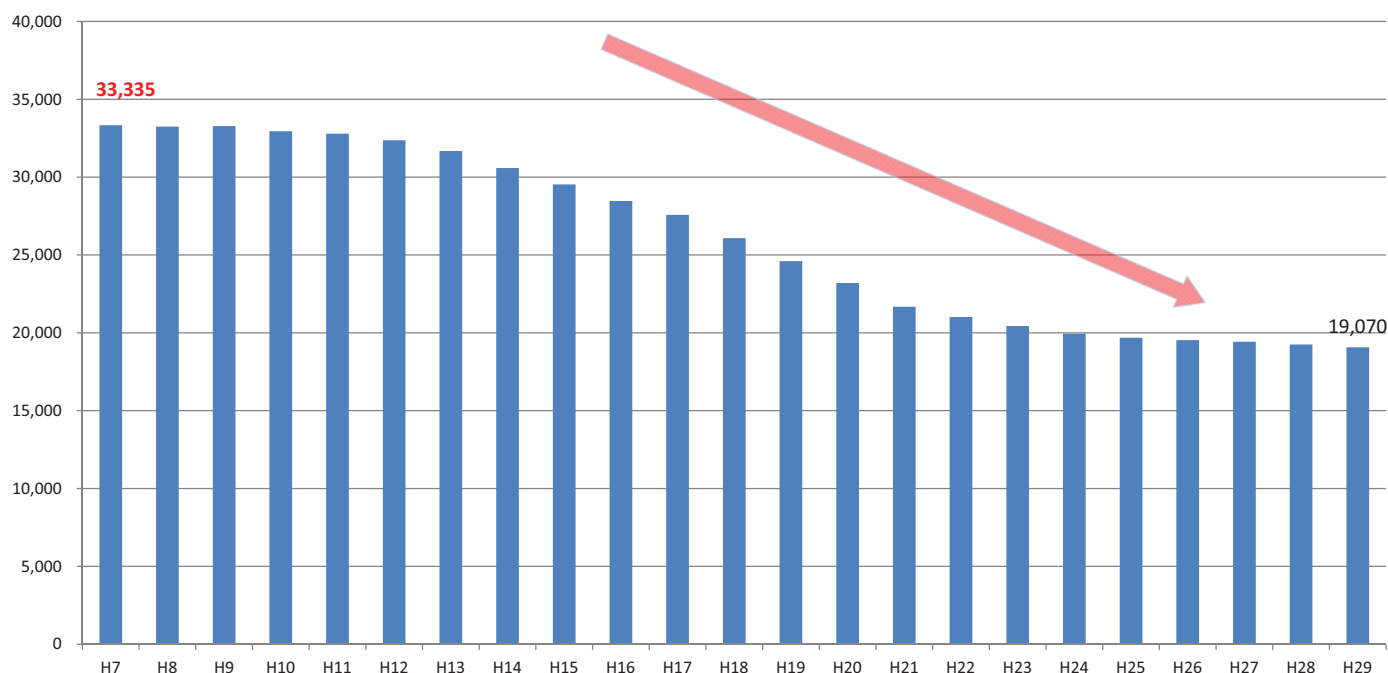
出典：国土交通省「中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会 平成30年審議 第1回基本問題小委員会」（一部全建にて追記）

3

（一社）全国建設業協会会員企業数の推移

- 平成29年の会員企業数は、平成7年のピーク時から42.8%減となっている。
- 平成24年度以降、公共事業関係予算に下げ止まり感が見られるが、地域間格差が拡大化し、地方建設企業の経営環境悪化が懸念されている。

（平成29年6月末現在）

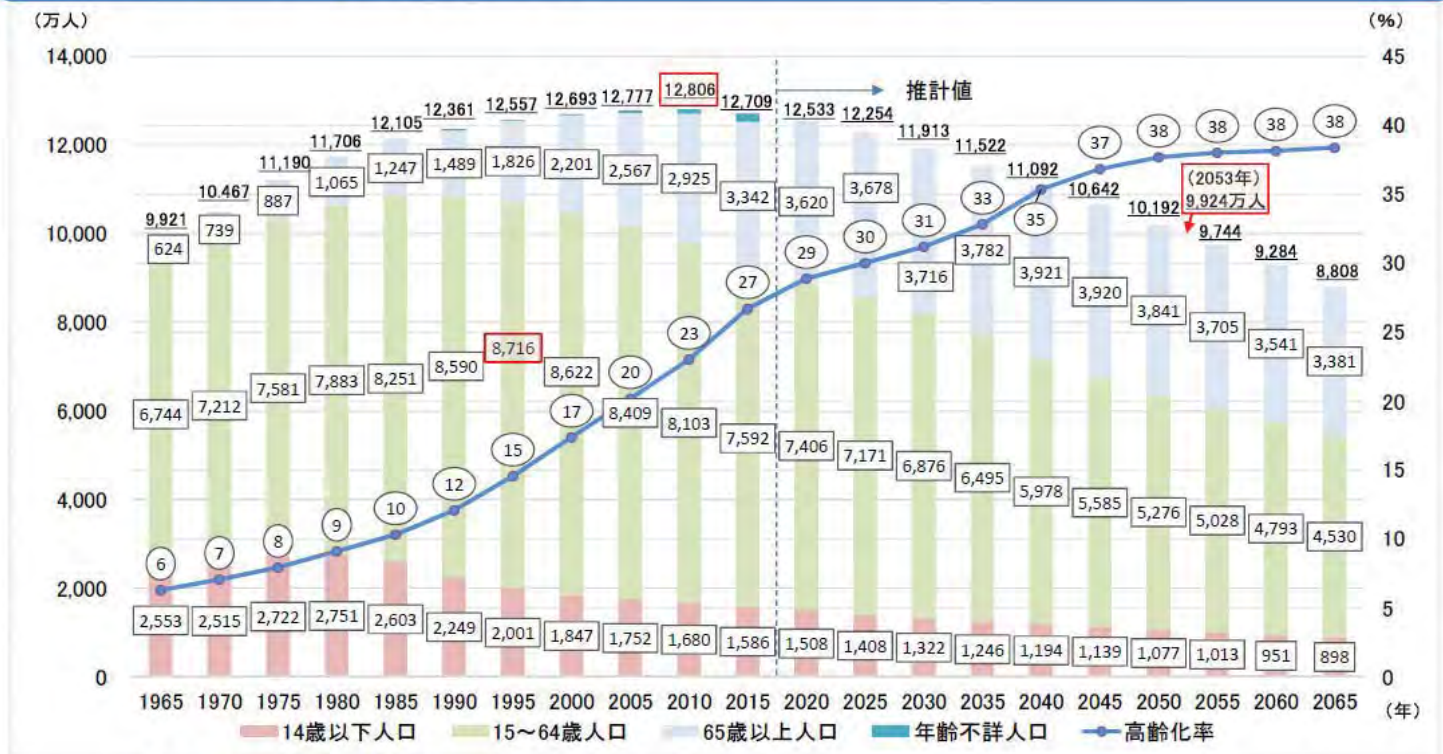


4

総人口と高齢化率の推移

出典：国土交通省「建設産業政策 2017+10」

- 生産年齢人口（15～64歳人口）は1995年をピークに減少し、総人口も2010年をピークに減少。
- 2053年には総人口が1億人を割り込む見込み。



出典：2015年までは総務省統計局「国勢調査」、
2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（2017年3月）※出生中位・死亡中位推計

5

地域別総人口とその減少率

出典：国土交通省「建設産業政策 2017+10」

地域別総人口と指数（2010年＝100）

平成37年（2025年）には、平成22年（2010年）と比べて全ての地域で人口が減少

地域	総人口（1,000人）							指数（平成22年＝100）	
	平成22年 （2010）	平成27年 （2015）	平成32年 （2020）	平成37年 （2025）	平成42年 （2030）	平成47年 （2035）	平成52年 （2040）	平成37年 （2025）	平成52年 （2040）
北海道	5,506	5,361	5,178	4,960	4,719	4,462	4,190	90.1	76.1
東北	9,336	8,929	8,607	8,191	7,759	7,319	6,863	87.7	73.5
関東	42,604	42,763	42,392	41,656	40,640	39,406	38,010	97.8	89.2
北関東	6,986	6,867	6,699	6,489	6,248	5,982	5,696	92.9	81.5
南関東	35,619	35,896	35,693	35,166	34,392	33,424	32,314	98.7	90.7
中部	21,716	21,430	20,973	20,375	19,686	18,931	18,125	93.8	83.5
近畿	22,758	22,528	22,072	21,440	20,692	19,862	18,983	94.2	83.4
中国	7,563	7,392	7,175	6,917	6,638	6,342	6,034	91.5	79.8
四国	3,977	3,838	3,683	3,510	3,331	3,146	2,955	88.3	74.3
九州・沖縄	14,597	14,357	14,021	13,610	13,152	12,656	12,115	93.2	83.0

注）指数とは、2010年の総人口を100としたときの総人口の値のこと

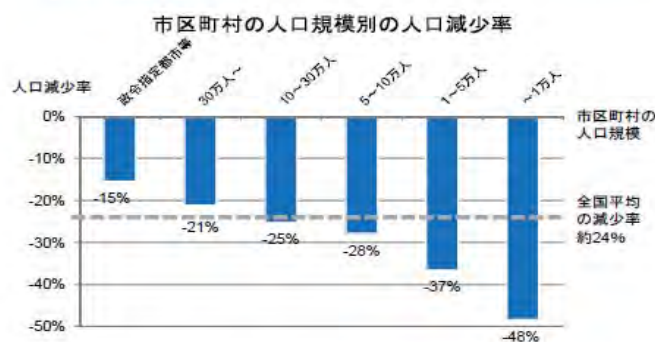
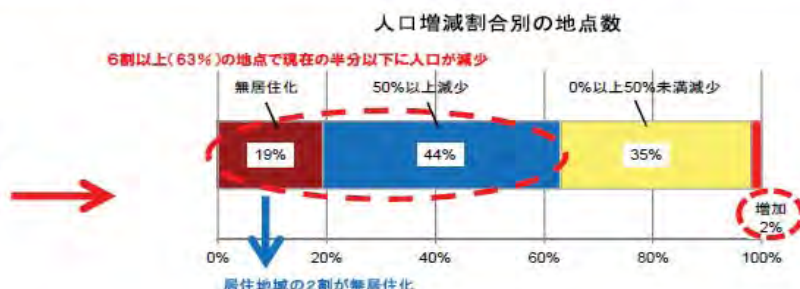
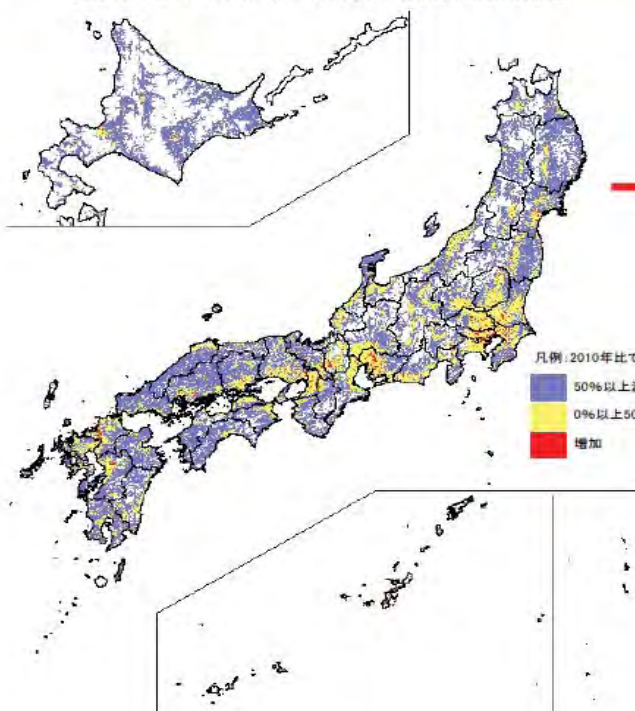
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（2013年3月）

東北・四国では総人口が1割以上減少する見込み

6

- 全国を「1km²毎の地点」でみると、**人口が半分以上になる地点が現在の居住地域の6割以上**を占める(※現在の居住地域は国土の約5割)。
- 人口が増加する地点の割合は約2%であり、主に大都市圏に分布している。**
- 「市区町村の人口規模別」にみると、**人口規模が小さくなるにつれて人口減少率が高くなる傾向**が見られる。特に、現在人口1万人未満の市区町村ではおよそ半分に減少する。

【2010年を100とした場合の2050年の人口増減状況】



(出典) 総務省「国勢調査報告」、国土交通省国土政策局推計値により作成。

出典：「国土のグランドデザイン2050 参考資料」

7

建設投資の見通し（中長期予測）

出典：（一財）建設経済研究所「建設経済レポートNo67(2016年10月)」
「建設投資の中長期予測～2030年度までの見通し」より

図表1-2-63 2030年度までの建設投資予測結果全体

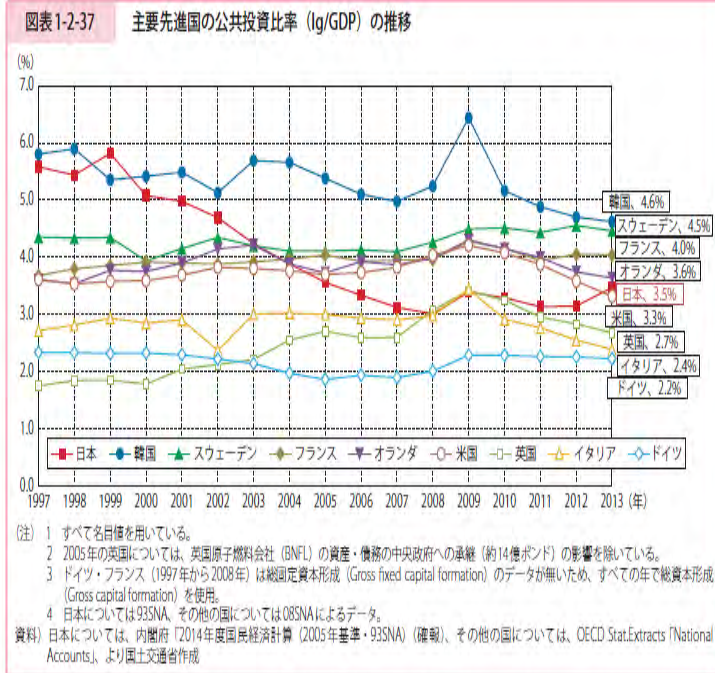
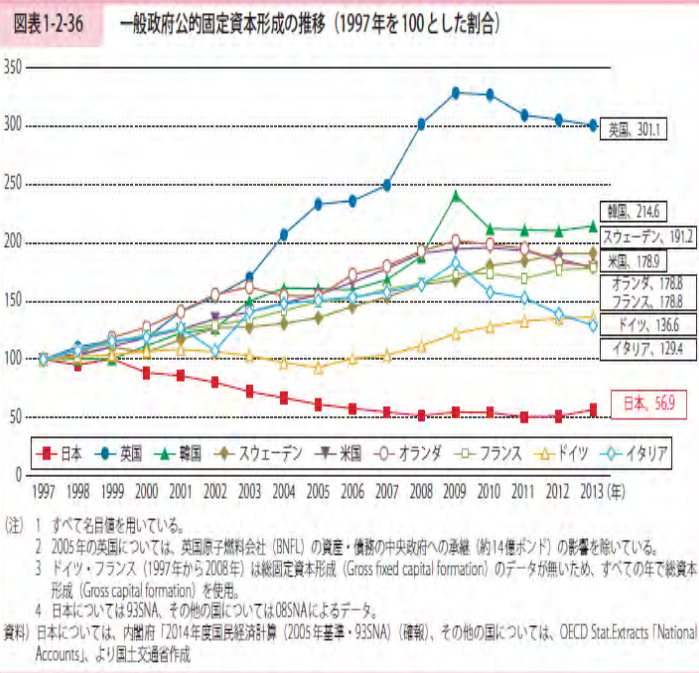
単位: 兆円													
		2010年度	2015年度	2016年度	2020年度		2025年度		2030年度				
					ケース1	ケース2	ケース1	ケース2	ケース1	ケース2			
名 目 値	建設投資額	41.9	51.0	51.5	50.7 ~ 52.5	49.0 ~ 50.4	51.2 ~ 54.4	47.1 ~ 49.2	51.1 ~ 56.4	44.9 ~ 48.2			
	①政府	18.0	21.6	21.4	18.7 ~ 19.7	18.7 ~ 19.3	18.7 ~ 21.5	18.7 ~ 20.4	18.7 ~ 23.4	18.7 ~ 21.4			
	土木	15.8	18.9	18.8	16.4 ~ 17.6	16.4 ~ 16.9	16.4 ~ 18.8	16.4 ~ 17.9	16.4 ~ 20.5	16.4 ~ 18.8			
	建築	2.2	2.7	2.7	2.3 ~ 2.5	2.3 ~ 2.4	2.3 ~ 2.6	2.3 ~ 2.5	2.3 ~ 2.9	2.3 ~ 2.6			
	②民間	23.9	29.4	30.1	32.0 ~ 32.8	30.3 ~ 31.1	32.5 ~ 33.0	28.3 ~ 28.8	32.3 ~ 33.1	26.1 ~ 26.9			
	住宅	13.0	14.4	15.1	14.0 ~ 14.8	13.8 ~ 14.7	11.9 ~ 12.4	11.4 ~ 11.9	9.2 ~ 10.1	8.6 ~ 9.4			
	非住宅建築	6.9	10.0	9.8	11.8	10.8	13.5	11.1	15.1	11.5			
	土木	4.1	5.0	5.2	6.2	5.7	7.1	5.8	8.0	6.0			
	維持・修繕	11.6	14.0	14.2	15.3 ~ 15.6	15.0 ~ 15.2	16.3 ~ 17.1	15.4 ~ 15.9	17.2 ~ 18.6	15.9 ~ 16.7			
	①政府(再掲)	4.2	5.0	5.2	5.4 ~ 5.7	5.4 ~ 5.6	5.6 ~ 6.4	5.6 ~ 6.1	5.7 ~ 7.2	5.7 ~ 6.6			
	土木	3.5	4.2	4.3	4.4 ~ 4.6	4.4 ~ 4.5	4.5 ~ 5.2	4.5 ~ 4.9	4.7 ~ 5.8	4.7 ~ 5.3			
	建築	0.8	0.8	0.8	1.1 ~ 1.1	1.1 ~ 1.1	1.1 ~ 1.2	1.1 ~ 1.2	1.1 ~ 1.3	1.1 ~ 1.2			
	②民間	7.4	9.0	9.0	9.9	9.6	10.7	9.8	11.5	10.1			
	住宅	2.3	2.9	2.9	3.1	3.1	3.3	3.1	3.5	3.2			
	非住宅建築	3.8	4.4	4.4	4.7	4.6	5.0	4.7	5.3	4.9			
土木(再掲)	1.3	1.6	1.7	2.1	1.9	2.4	2.0	2.7	2.0				
建設市場計	48.1	58.3	58.9	58.6 ~ 60.3	56.7 ~ 58.1	59.5 ~ 62.7	55.0 ~ 57.1	59.9 ~ 65.2	53.0 ~ 56.3				
実 質 値	建設投資額	40.1	46.6	47.3	43.9 ~ 45.5	43.3 ~ 44.5	41.7 ~ 44.3	40.4 ~ 42.2	39.3 ~ 43.4	37.5 ~ 40.3			
	①政府	17.1	19.6	19.6	16.1 ~ 16.9	16.4 ~ 17.0	15.2 ~ 17.5	16.0 ~ 17.5	14.4 ~ 18.0	15.7 ~ 17.9			
	土木	14.9	17.1	17.1	14.1 ~ 15.0	14.4 ~ 14.9	13.4 ~ 15.3	14.1 ~ 15.3	12.7 ~ 15.8	13.7 ~ 15.7			
	建築	2.1	2.5	2.5	2.0 ~ 2.1	2.0 ~ 2.1	1.9 ~ 2.1	2.0 ~ 2.1	1.8 ~ 2.2	1.9 ~ 2.2			
	②民間	23.0	27.1	27.7	27.8 ~ 28.5	26.9 ~ 27.6	26.5 ~ 26.9	24.3 ~ 24.7	24.9 ~ 25.5	21.8 ~ 22.4			
	住宅	12.5	13.3	13.8	12.4 ~ 13.2	12.4 ~ 13.2	9.9 ~ 10.3	9.9 ~ 10.3	7.3 ~ 7.9	7.3 ~ 7.9			
	非住宅建築	6.6	9.2	9.1	10.1	9.5	10.9	9.4	11.5	9.5			
	土木	3.8	4.5	4.8	5.3	5.0	5.7	5.0	6.1	5.0			
	維持・修繕	11.1	12.8	13.0	13.2 ~ 13.4	13.2 ~ 13.3	13.2 ~ 13.9	13.2 ~ 13.6	13.2 ~ 14.3	13.3 ~ 13.9			
	①政府(再掲)	4.1	4.6	4.7	4.7 ~ 4.9	4.8 ~ 4.9	4.6 ~ 5.2	4.8 ~ 5.2	4.4 ~ 5.5	4.8 ~ 5.5			
	土木	3.3	3.8	3.9	3.8 ~ 4.0	3.8 ~ 4.0	3.7 ~ 4.2	3.9 ~ 4.2	3.6 ~ 4.5	3.9 ~ 4.5			
	建築	0.7	0.8	0.8	0.9 ~ 1.0	0.9 ~ 1.0	0.9 ~ 1.0	0.9 ~ 1.0	0.8 ~ 1.0	0.9 ~ 1.0			
	②民間	7.1	8.2	8.3	8.5	8.4	8.7	8.4	8.8	8.5			
	住宅	2.2	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7			
	非住宅建築	3.7	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1			
土木(再掲)	1.2	1.5	1.6	1.8	1.6	1.9	1.7	2.1	1.7				
建設市場計	45.9	53.4	54.0	50.7 ~ 52.2	50.1 ~ 51.3	48.5 ~ 51.1	47.1 ~ 48.9	46.1 ~ 50.2	44.3 ~ 47.1				

- (注) 1. 建設市場計は、建設投資額と維持・修繕額の合計。
ただし、政府及び民間土木の維持・修繕額については、それぞれの建設投資額に含まれている。
2. 政府建設投資について、2020年度が2016年度の水準を下回るの、東日本大震災復興特別会計の減少分の影響によるものである。
3. 2015年度の建設投資額は、国土交通省「平成28年度建設投資見通し」(2016年7月)による。
4. 2016年度の建設投資額は、当研究所「『建設経済モデルによる建設投資の見通し』(2016年度・2017年度見通し)」(2016年8月)による。
5. 実質値は2005年度価格。
6. ケース1、ケース2はそれぞれ、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(2016年7月26日)における「経済再生ケース」、「ベースラインケース」が実現する場合。
7. 予測の内容は、種々の不確実性を伴うため、相当な幅を持って理解される必要がある。

主要先進国の公的固定資本形成

出典：国土交通省「国土交通白書2016」

1997年を基準とした一般政府総固定資本形成の推移を見ると、OECD主要国は全体的に増加傾向にあるなか、我が国だけは継続して減少し、近年はおおよそ50で横ばいを続けている。（図表1-2-36）
また、毎年の公共投資水準を一般政府総固定資本形成対GDP比の推移で見ると、1990年代後半、我が国は他国と比較して高い数値にあったが、2000年代に入ってから他の主要先進国並みの水準になりつつある。（図表1-2-37）



主要国のインフラ整備比較

諸外国に比べ厳しい我が国の自然及び国土条件を踏まえると、一概に比較することは難しいものの、治水分野の堤防等整備率、道路分野の1万台当たり高規格幹線道路延長などは、諸外国の水準より低くなっている。

図表1-2-44 主要国のインフラ整備状況

分野	指標	日本		諸外国の現状				
		現在水準	21世紀初頭における目標	英国	ドイツ	フランス	米国	
下水道	下水処理人口普及率 ^{(注)1}	77.6% ^{(注)2} (14年度末)	—	97% ^{(注)3} (10)	96% ^{(注)4} (07)	82% ^{(注)5} (04)	74% ^{(注)6} (07)	
	人口100万人以上の都市 人口5万人未満の都市	99.1% ^{(注)7} 49.6% ^{(注)8}	—	—	—	—	—	
都市公園等	都市計画対象人口 1人当たり面積	全国10.2㎡ 東京23区4.4㎡ (14年度末)	おおむね20㎡	26.9㎡ ロンドン ^{(注)9} (97)	27.9㎡ ベルリン ^{(注)10} (07)	11.6㎡ パリ ^{(注)11} (09)	52.3㎡ ワシントンD.C. ^{(注)12} (07)	
	1人当たり床面積 ^{(注)13}	39㎡ (13)	—	46㎡ (13)	46㎡ (10)	44㎡ (06)	61㎡ ^{(注)14} (13)	
住宅	1戸当たり平均床面積 ^{(注)15}	94㎡ (13)	—	96㎡ (13)	101㎡ (11)	100㎡ (06)	131㎡ (13)	
	持家 ^{(注)16}	122㎡	—	103㎡	130㎡	120㎡	157㎡	
道路	高規格幹線道路延長 ^{(注)17}	11,050km ^{(注)18} (14年度末)	14,000km ^{(注)19} ネットワークの完成	3,641km ^{(注)20} (13)	12,917km ^{(注)21} (13)	11,552km ^{(注)22} (13)	103,029km ^{(注)23} (13)	
	1万台当たり高規格幹線道路延長 ^{(注)24}	1.40km ^{(注)25} (13年度末)	—	1.08km ^{(注)26} (12)	2.69km ^{(注)27} (12)	3.01km ^{(注)28} (12)	4.15km ^{(注)29} (12)	
治水	全道路延長 ^{(注)30} (幅員5.5m以上) ^{(注)31}	341,509km ^{(注)32} (12年度末)	—	420,346km ^{(注)33} (12)	643,517km ^{(注)34} (12)	1,062,683km ^{(注)35} (12)	6,539,718km ^{(注)36} (12)	
	道路密度 ^{(注)37}	0.90km/km ² (12年度末)	—	1.73km/km ² (12)	1.80km/km ² (12)	1.94km/km ² (12)	0.67km/km ² (12)	
治水	治水安全度の目標 ^{(注)38}	1/200	—	1/1,000	—	1/1,000	約1/500	
	堤防等整備率 ^{(注)39}	堤川 約69% (16年3月末)	—	テムズ川 (高潮) 完成 (83)	—	セーヌ川 (高潮) 完成 (88)	ミシシッピ川 下流堤防 整備率 約93% ^{(注)40} (11)	
鉄道	混雑率 ^{(注)41}	165% (東京圏) (14年度)	2020年までに 150%	149% ロンドン ^{(注)42} (91)	—	152% パリ ^{(注)43} (91)	71% ニューヨーク ^{(注)44} (91)	
	世界主要都市間における 空港整備の状況 ^{(注)45} (滑走路数) ^{(注)46}	東京 成田 2 羽田 4 計 6 大阪 関西 2 伊丹 2 神戸 1 計 5	東京 成田 3 ^{(注)47} 羽田 4 計 7 大阪 関西 2 伊丹 2 神戸 1 計 5	ロンドン ヒースロー 2 ガトウィック 2 スタンステッド 1 ルートン 1 計 7 (13)	ベルリン テーゲル 2 シェネフェルト 1 計 3 (13)	パリ シャルル・ドゴール 4 オルリー 3 計 7 (13)	ニューヨーク JFK 4 ラガーディア 3 計 7 (13)	
港湾	各港の水深16m級の岸壁の利用率 ^{(注)48} (バース数) ^{(注)49}	12 ^{(注)50} (15)	—	3 ^{(注)51} (15)	23 ^{(注)52} (15)	6 ^{(注)53} (15)	20 ^{(注)54} (15)	

(注) 1 下水道の諸外国の現状は OECD ENVIRONMENTAL DATA COMPENDIUM より引用。
2 12年度末は、東日本大震災の影響で、福島県において、調査不能な自治体があるため、今年度は調査対象外としている。
3 12年度末の全国の下水道処理人口普及率は、福島県を除いた46都道府県の数値である。
4 床面積は、補正可能なものは壁芯換算で補正を行った。（独立×1.10、米×0.94）
5 米国の床面積は中央値（median）であり、戸建て及びモービルホームを対象とする。
6 日本：高規格幹線道路、英国：Motorway、ドイツ：アウトバーン、フランス：オートルート、米国：インターステートハイウェイ、Other Freeways and Expressways。
7 全道路延長（幅員5.5m以上）及び道路密度については WORLD ROAD STATISTICS 2012（IRF）より引用。
8 治水施設の整備の目標としている洪水の年超過確率。ただし、テムズ川は高潮の年超過確率。
9 河川整備の計画に基づき、必要となる堤防等のうち、整備されている堤防等の割合。
10 最新の AIP Aeronautical Information Publication による。
11 横風滑走路については、円卓会議の結論により平行滑走路完成後、環境への影響などを調査した上で改めて地域に提案することとなっている。なお、それまでの間は当面地上通路として整備する。
12 各港HP、CONTAINERISATION INTERNATIONAL YEAR BOOK 等より国土交通省において整理した値である。
13 一部水深16m未満で暫定供用中のバース数を含んでいる。
14 データの制約上、一部水深16m未満のバース数を含んでいる。
資料）国土交通省

出典：国土交通省「国土交通白書2016」

I. フォローアップの目的

- ◆ 2013年5月の経協インフラ戦略会議にて「インフラシステム輸出戦略」を決定。「2020年に約30兆円(2010年約10兆円)のインフラシステムの受注(事業投資による収入額等を含む)」を成果目標として設定。以下の5本柱の具体的施策を推進。

＜5本柱の具体的施策(インフラシステム輸出戦略の施策体系)＞

1. 企業のグローバル競争力強化に向けた官民連携の推進
多彩で強力なトップセールス及び戦略的対外広報の推進、政策支援ツールの有効活用等
2. インフラ海外展開の担い手となる企業・地方自治体や人材の発掘・育成支援
中小・中堅企業及び地方自治体のインフラ海外展開の促進、人材育成、競争力強化
3. 先進的な技術・知見等を活かした国際標準の獲得
国際標準の獲得と認証基盤の強化及び「質の高いインフラ投資」の定着、先進的な低炭素技術の展開、防災主流化の主導
4. 新たなフロンティアとなるインフラ分野への進出支援
新たなインフラ分野への展開、ICT活用によるインフラ競争力強化
5. エネルギー・鉱物資源の海外からの安定的かつ安価な供給確保の推進
世界経済の減速及び将来の資源価格高騰リスクを低減するリスクマネー供給強化等

- ◆ 具体的施策の達成状況を定期的にフォローアップすることが重要。今回は、戦略策定後5度目のフォローアップであり、4回目の戦略改訂を実施。

II. 過去1年の実績・成果

1. インフラ受注実績

- ◆ 2015年の統計等に基づくインフラ受注実績は約20兆円であった。この数字は、「2020年に約30兆円(2010年約10兆円)のインフラシステムの受注」という成長戦略の成果目標の軌道に乗っていることを示すものである。
- ◆ 分野別実績では、昨年同様、情報通信が最も多く、次いで、エネルギーとなった。ただし、後者は油価の下落等による大型案件の減少により前年比で大幅な減少となった。

◎統計等に基づくインフラ受注実績(注)

(参考)主な分野別内訳(概数、兆円)



分野	2010	2014	2015
エネルギー	3.8	5.6	4.4
交通	0.5	1.0	1.3
情報通信	1.0	5.7	6.0
通信機器等	3.0	3.4	3.4
基盤整備	1.0	1.8	1.7
生活環境	0.3	0.4	0.5

(注)各種統計値や業界団体へのヒアリング等を元に集計した網羅的な集計。「事業投資による収入額等」も含む。

出典：首相官邸「第30回 経協インフラ戦略会議」

2. 総理・閣僚等による強力なトップセールス

- ◆ 2016年はG7伊勢志摩サミットや第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)といった我が国が主導した国際会議等の機会を最大限に活用し、積極的なトップセールスを実施。

総理・閣僚等によるトップセールス実施件数(外国訪問分)

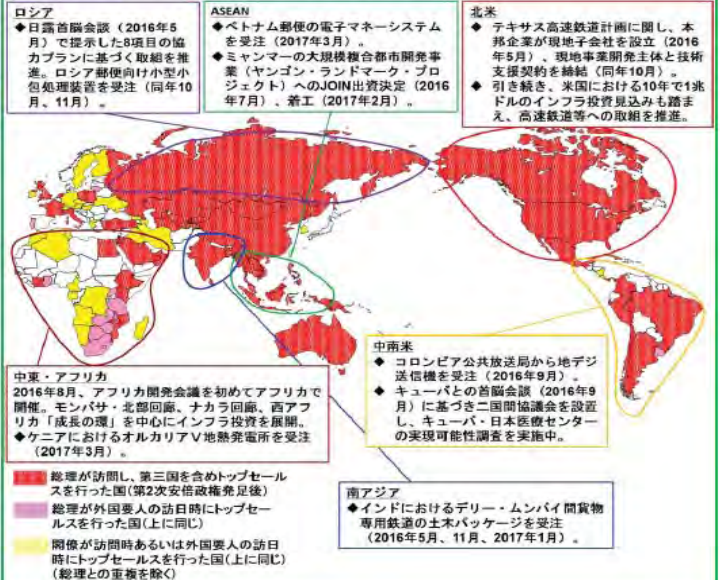
(先方訪問分)

	総理	副総理	閣僚	副大臣・政務官	合計
件数	件数	件数	件数	件数	件数
(参考)2012年	10	0	19	1	48
2013年	34	8	46	7	121
2014年	32	10	42	10	127
2015年	32	9	36	4	119
2016年	33	1	31	1	116
2013年以降の合計	131	28	155	22	483

総理	副総理	副大臣・政務官	合計
15	28	15	58
30	72	46	148
12	41	37	90
26	62	43	131
22	46	32	100
90	221	158	469

1実施先国=1件とカウント

◎総理・閣僚等によるトップセールス実施国と主な成果



世界の建設市場の動向

出典：国土交通省「建設産業政策 2017+10」

世界各地域における建設投資

- アジア大洋州の市場規模は日本の約3倍。

世界の建設市場の現況(2014年)

(単位：億米ドル)

	日本	アメリカ	アジア大洋州	中東・北アフリカ
GDP (日本を100とした割合)	46,210.8 (100)	173,931.0 (376)	188,299.0 (407)	28,666.3 (62)
建設投資 (日本を100とした割合)	4836.7 (100)	10,056.3 (208)	14,347.6 (297)	1,968.0 (41)
GDP比	10.5%	5.8%	7.6%	6.9%

出典：(財)建設経済研究所「建設経済レポートNo.67」(2016年10月)

(出典) IMF Database「World Economic Outlook Database April 2016」
国連「National Accounts Main Aggregates Database」
内閣府「国民経済計算」「海外経済データ」
国土交通省「平成28年度建設投資の見通し」
アメリカ商務省経済分析局・統計局
中国国家統計局「2015中国統計年鑑」
台湾「Taiwan Statistical Data Book 2015」、大韓民国銀行

(注) ・日本のデータは年度
・アジア・太平洋地域の構成国(地域)は中国、香港、台湾、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、スリランカ、ベトナム、タイ、オーストラリア、ニュージーランドの計14ヶ国(地域)
・中東・北アフリカ地域の構成国はUAE、アルジェリア、イエメン、イラク、イラン、エジプト、オマーン、カタール、サウジアラビア、チュニジア、バーレーン、モロッコ、ヨルダン、の計13ヶ国
・数値のドル換算には、1US\$=105.94円(2014年度)として計算

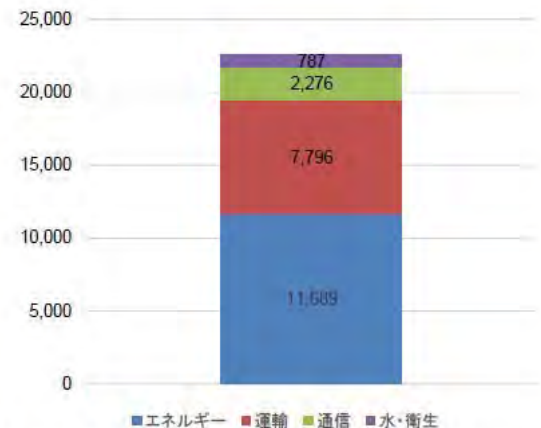
アジアにおけるインフラ需要

- アジアにおいては、2016~2030年で約23兆ドル(年間1.5兆ドル超)という膨大なインフラ需要が存在。

※気候変動への対応の必要額を含めると約26兆ドル(年間1.7兆ドル超)

アジアにおけるインフラ需要(2016~2030年)

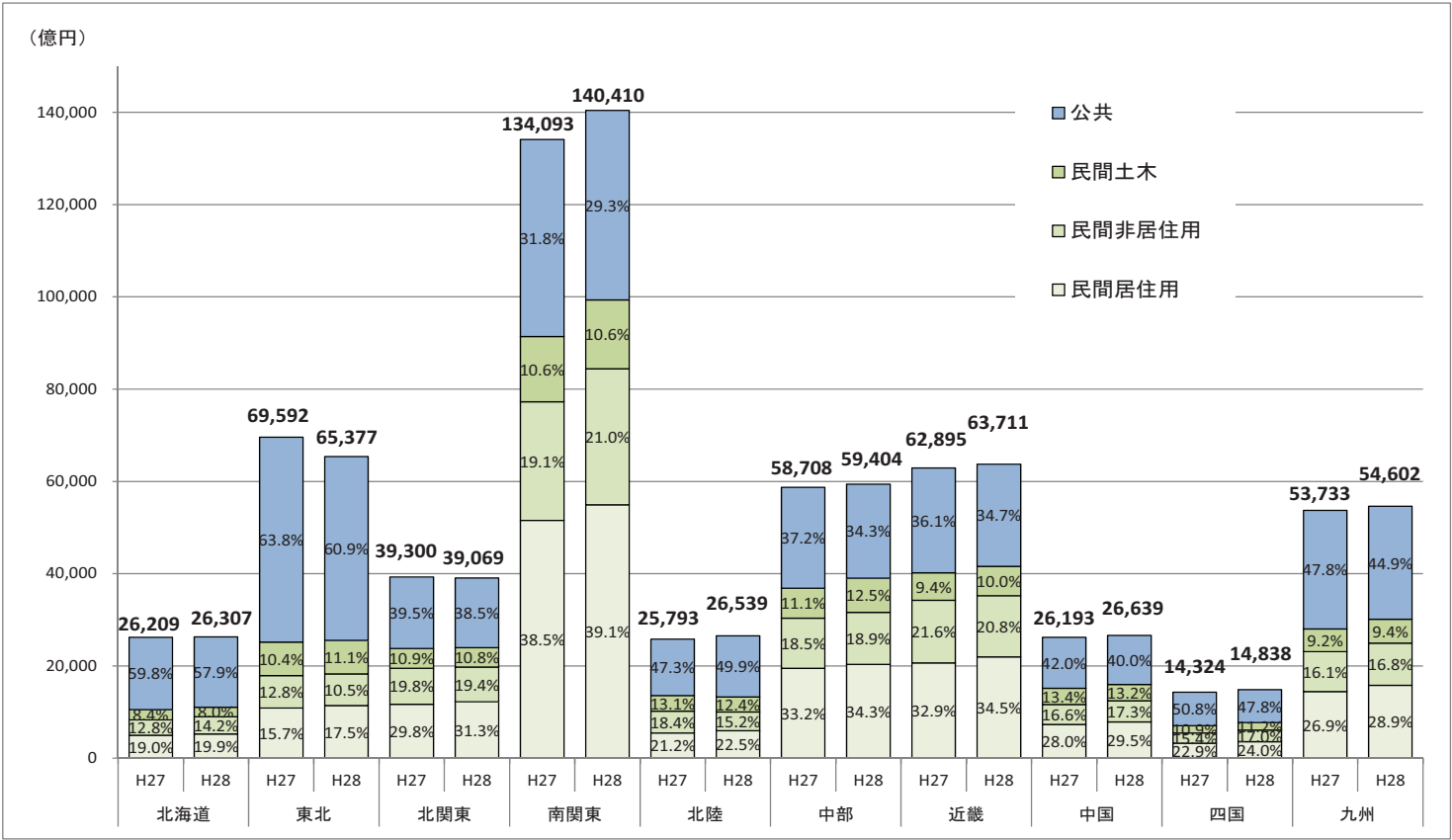
(単位：10億米ドル)



出典：アジア開発銀行研究所「Meeting Asia's Infrastructure Needs」(2017年2月)

地域別・種類別建設投資の割合（地域別）

出典：国土交通省「建設総合統計」



13

都道府県別公共工事請負金額（平成29年度累計）

出典：北海道建設業信用保証㈱、東日本建設業保証㈱、西日本建設業保証㈱「公共工事前払金保証統計」

▲20%以下 ▲19.9%～▲100% ▲93%～00%

全体

	前年同期比	前々年同期比
北海道	0.6%	14.6%
青森	▲3.5%	10.8%
岩手	5.6%	▲0.3%
宮城	▲14.4%	▲23.5%
秋田	0.1%	▲3.2%
山形	▲11.4%	10.2%
福島	▲27.7%	▲22.1%
茨城	▲15.0%	▲8.7%
栃木	▲8.9%	▲8.2%
群馬	6.0%	27.4%
埼玉	▲0.8%	▲7.5%
千葉	▲6.7%	▲0.4%
東京	5.0%	4.1%
神奈川	8.8%	3.7%
新潟	▲10.1%	▲1.8%
山梨	▲2.3%	2.2%
長野	10.1%	4.0%
富山	▲14.9%	1.0%
石川	13.9%	33.3%
福井	7.6%	32.3%

	前年同期比	前々年同期比
岐阜	▲3.3%	7.9%
静岡	▲0.8%	6.4%
愛知	▲2.9%	▲5.8%
三重	0.1%	▲9.1%
滋賀	45.3%	34.4%
京都	▲16.9%	▲8.5%
大阪	▲18.5%	▲12.7%
兵庫	▲17.0%	▲15.3%
奈良	▲14.3%	▲17.5%
和歌山	▲6.6%	▲15.0%
鳥取	0.1%	14.9%
島根	▲15.8%	▲13.4%
岡山	5.2%	▲16.7%
広島	2.2%	▲1.1%
山口	▲22.1%	▲22.7%
徳島	▲3.6%	3.4%
香川	▲20.3%	▲4.9%
愛媛	▲14.7%	▲9.5%
高知	▲10.0%	13.0%

	前年同期比	前々年同期比
福岡	▲11.1%	0.9%
佐賀	▲6.1%	5.9%
長崎	▲0.8%	34.6%
熊本	12.1%	63.5%
大分	11.2%	13.4%
宮崎	▲6.4%	0.3%
鹿児島	4.9%	18.6%
沖縄	13.9%	17.8%

	前年同期比	前々年同期比
合計	▲4.3%	▲0.4%

前年同期比
▲29府県(うち2府▲は16府県)
+ 18都道府県

※ 国、都道府県、市町村以外に
独立行政法人、その他公共団体等も含む。

国

	前年同期比	前々年同期比
北海道	▲5.2%	14.3%
青森	▲30.9%	▲18.0%
岩手	▲3.9%	24.3%
宮城	▲23.9%	▲16.1%
秋田	▲4.8%	5.1%
山形	▲14.2%	20.7%
福島	▲36.4%	1.6%
茨城	▲24.7%	▲28.6%
栃木	▲11.8%	▲32.4%
群馬	21.4%	221.3%
埼玉	▲8.2%	▲34.1%
千葉	▲17.2%	▲36.3%
東京	31.0%	26.1%
神奈川	61.1%	42.3%
新潟	▲10.7%	5.0%
山梨	▲18.6%	▲7.1%
長野	▲10.7%	11.2%
富山	▲5.8%	15.5%
石川	▲4.0%	10.6%
福井	▲10.6%	12.6%

	前年同期比	前々年同期比
岐阜	7.2%	5.4%
静岡	▲15.7%	2.3%
愛知	▲11.6%	▲10.7%
三重	▲24.3%	▲16.4%
滋賀	23.2%	29.3%
京都	26.9%	0.4%
大阪	▲5.1%	40.7%
兵庫	▲5.4%	2.8%
奈良	▲6.6%	4.4%
和歌山	▲30.9%	▲44.0%
鳥取	▲6.1%	3.7%
島根	▲17.3%	▲13.8%
岡山	2.6%	▲15.7%
広島	▲11.2%	▲8.9%
山口	▲56.3%	▲61.7%
徳島	17.6%	28.9%
香川	▲26.8%	▲17.0%
愛媛	2.1%	▲4.5%
高知	5.7%	49.7%

	前年同期比	前々年同期比
福岡	5.1%	22.2%
佐賀	▲39.6%	▲21.6%
長崎	44.7%	65.9%
熊本	▲34.1%	101.6%
大分	▲21.8%	▲6.8%
宮崎	▲14.7%	▲26.7%
鹿児島	16.8%	43.4%
沖縄	116.4%	79.6%

	前年同期比	前々年同期比
合計	▲6.4%	7.8%

前年同期比
▲33道府県(うち2府▲は23府県)
+ 14都府県

都道府県

	前年同期比	前々年同期比
北海道	2.1%	26.6%
青森	8.2%	22.3%
岩手	13.8%	3.6%
宮城	▲16.2%	2.5%
秋田	▲5.0%	0.9%
山形	▲6.3%	30.9%
福島	▲7.0%	▲8.4%
茨城	▲11.5%	▲4.6%
栃木	4.9%	7.1%
群馬	▲16.9%	2.2%
埼玉	▲15.2%	1.4%
千葉	0.2%	▲5.3%
東京	▲2.3%	▲1.9%
神奈川	▲4.0%	3.4%
新潟	▲9.6%	9.1%
山梨	4.1%	16.2%
長野	▲2.6%	▲11.2%
富山	▲22.4%	2.0%
石川	▲3.6%	24.6%
福井	2.3%	▲3.7%

	前年同期比	前々年同期比
岐阜	▲12.0%	5.7%
静岡	▲2.4%	11.0%
愛知	▲8.5%	▲13.0%
三重	▲9.1%	▲13.9%
滋賀	▲12.4%	▲15.9%
京都	▲9.9%	▲25.0%
大阪	▲14.7%	▲14.2%
兵庫	▲10.3%	▲8.4%
奈良	▲26.6%	▲9.5%
和歌山	▲16.1%	1.8%
鳥取	26.3%	27.3%
島根	▲21.5%	▲14.0%
岡山	4.6%	4.3%
広島	2.2%	▲4.3%
山口	▲16.5%	▲4.2%
徳島	▲12.6%	▲19.2%
香川	▲17.5%	3.4%
愛媛	▲20.6%	▲5.6%
高知	▲17.1%	0.4%

	前年同期比	前々年同期比
福岡	▲24.2%	▲12.9%
佐賀	▲17.2%	▲3.7%
長崎	▲24.4%	17.0%
熊本	31.9%	61.2%
大分	14.7%	33.8%
宮崎	▲13.7%	19.2%
鹿児島	▲11.5%	2.1%
沖縄	▲9.5%	▲12.7%

	前年同期比	前々年同期比
合計	▲6.6%	1.4%

前年同期比
▲35都府県(うち2府▲は22府県)
+ 12道県

市町村

	前年同期比	前々年同期比
北海道	5.9%	9.5%
青森	▲1.7%	15.2%
岩手	8.5%	▲13.8%
宮城	▲13.3%	▲34.7%
秋田	6.6%	▲27.0%
山形	▲4.1%	▲13.9%
福島	▲28.5%	▲43.5%
茨城	▲14.0%	▲5.6%
栃木	▲5.5%	▲15.0%
群馬	6.2%	13.3%
埼玉	16.3%	▲1.7%
千葉	▲5.2%	▲1.2%
東京	2.4%	27.0%
神奈川	▲4.6%	1.7%
新潟	▲8.5%	▲4.0%
山梨	15.8%	7.7%
長野	▲3.4%	▲16.1%
富山	▲14.0%	▲10.7%
石川	▲1.7%	▲6.3%
福井	▲7.6%	▲12.8%

	前年同期比	前々年同期比
岐阜	▲4.4%	7.2%
静岡	▲3.1%	▲6.1%
愛知	8.9%	4.5%
三重	1.5%	▲6.3%
滋賀	125.4%	107.0%
京都	▲0.3%	4.5%
大阪	10.1%	▲3.9%
兵庫	▲4.6%	5.5%
奈良	▲18.6%	▲28.6%
和歌山	▲3.6%	▲21.9%
鳥取	2.8%	31.5%
島根	▲9.9%	▲7.0%
岡山	9.9%	▲6.6%
広島	4.6%	3.4%
山口	3.5%	7.0%
徳島	▲8.5%	▲0.7%
香川	▲8.9%	9.9%
愛媛	▲16.8%	▲15.0%
高知	▲7.9%	11.5%

	前年同期比	前々年同期比
福岡	▲6.1%	▲6.4%
佐賀	3.9%	4.9%
長崎	▲6.7%	11.5%
熊本	31.4%	40.2%
大分	10.4%	0.4%
宮崎	3.9%	6.6%
鹿児島	13.0%	22.5%
沖縄	▲23.3%	▲6.2%

	前年同期比	前々年同期比
合計	▲1.1%	▲3.3%

前年同期比
▲27府県(うち2府▲は7県)
+ 20都道府県

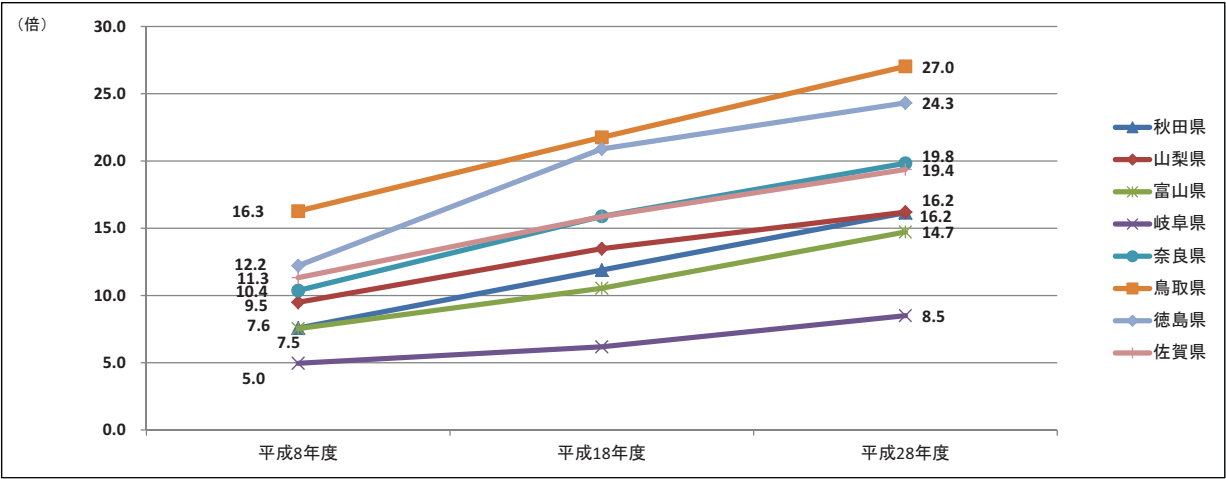
14

地域間格差の拡大（東京と地方）

出典：国土交通省「建設総合統計」

○ 東京と地方の工事費額を10年毎に比較すると、格差は拡大傾向にある。

	平成8年度		平成18年度		平成28年度	
	工事費 （億円）	地方との比較 （倍）	工事費 （億円）	地方との比較 （倍）	工事費 （億円）	地方との比較 （倍）
東京都	68,664	1.0	63,949	1.0	68,289	1.0
秋田県	9,062	7.6	5,379	11.9	4,228	16.2
山梨県	7,229	9.5	4,744	13.5	4,216	16.2
富山県	9,106	7.5	6,068	10.5	4,638	14.7
岐阜県	13,840	5.0	10,334	6.2	8,033	8.5
奈良県	6,622	10.4	4,025	15.9	3,443	19.8
鳥取県	4,219	16.3	2,939	21.8	2,526	27.0
徳島県	5,619	12.2	3,060	20.9	2,808	19.4
佐賀県	6,063	11.3	4,029	15.9	3,525	16.2



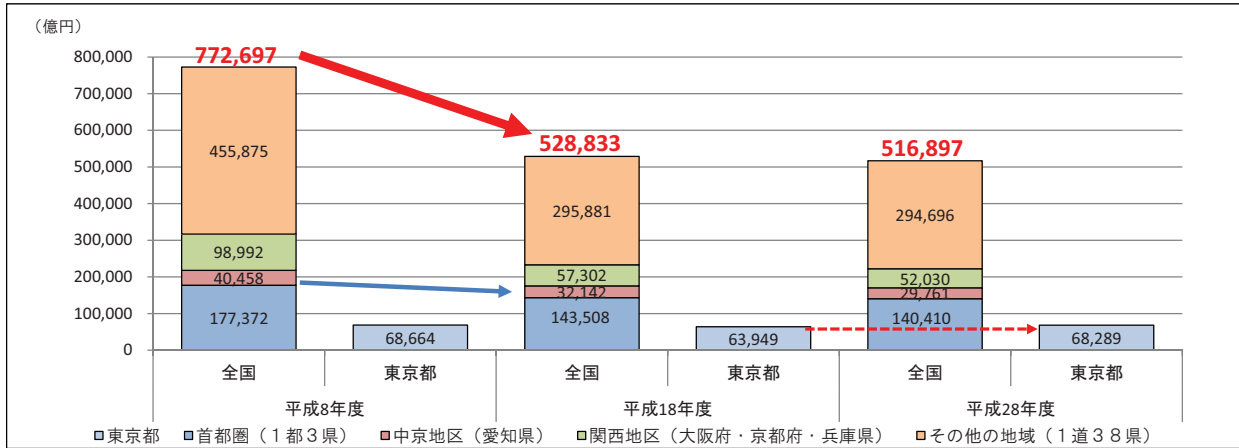
15

地域間格差の拡大（首都圏と地方都市圏）

出典：国土交通省「建設総合統計」

○ 首都圏と地方都市圏の工事費額を10年毎に比較すると、格差は拡大傾向にある。

	平成8年度	平成18年度		平成28年度	
	工事費（億円）	工事費（億円）	増減率 （平成8年度比）	工事費（億円）	増減率 （平成8年度比）
首都圏 （1都3県） （うち東京都）	177,372	143,508	-19.1%	140,410	-20.8%
中京地区 （愛知県）	40,458	32,142	-20.6%	29,761	-26.4%
関西地区 （大阪府・京都府・兵庫県）	98,992	57,302	-42.1%	52,030	-47.4%
その他の地域 （1道38県）	455,875	295,881	-35.1%	294,696	-35.4%
全国	772,697	528,833	-31.6%	516,897	-33.1%



16

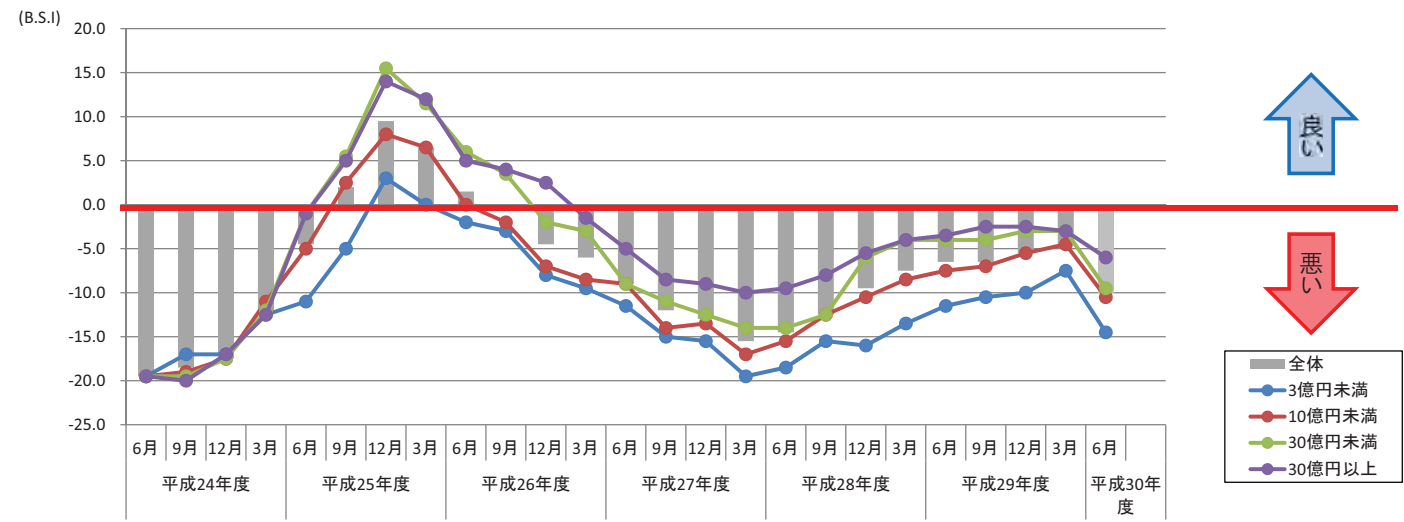
地元建設業界の景気（完工高別）

○ 地域建設業界の景気は、「悪い」傾向が続いており、完工高の小さい企業群ほど、その傾向は顕著である。

調査時期：毎年3月、6月、9月、12月

<B.S.Iとは>

- ・建設業景況調査は、景気等に関して個々の建設業者の意識調査を行ったもので、この意識調査の結果を数値化したものがB.S.I(ビジネス・サーベイ・インデックス＝景況判断指数)である。
- ・B.S.Iの求め方は、『(「良い」と回答した企業割合)－(「悪い」と回答した企業割合)×1/2』である。
- 例)「良い」と回答した企業の割合が25%、「悪い」と回答した企業の割合が35%の場合
 $B.S.I=(25-30) \times 1/2 = \blacktriangle 2.5$

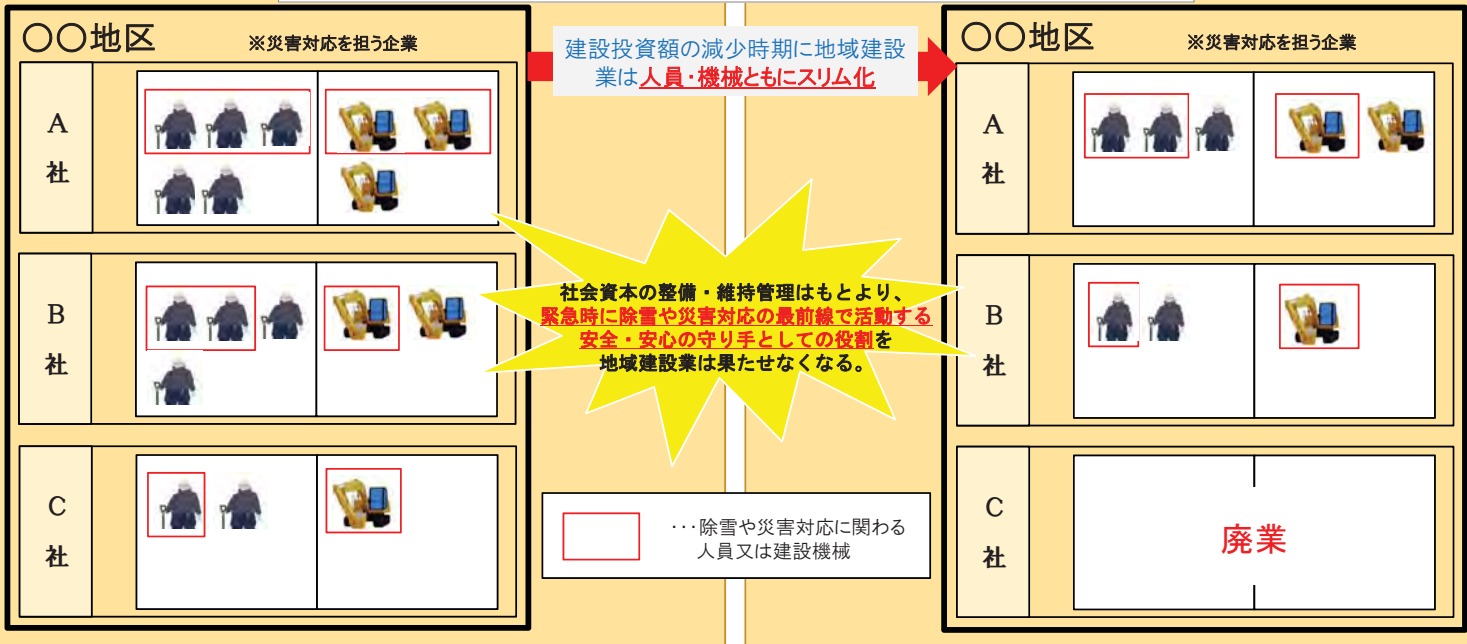
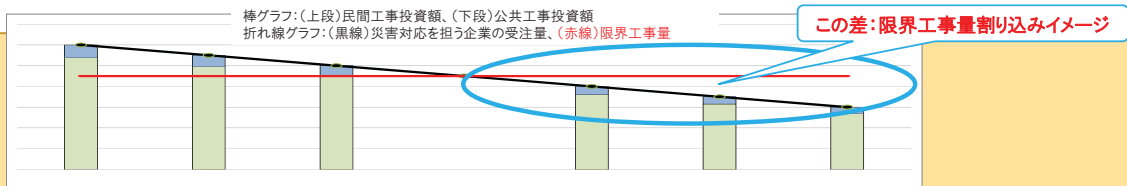


出典：北海道建設業信用保証㈱、東日本建設業保証㈱、西日本建設業保証㈱「建設業景況調査」

※平成30年6月は見通し

限界工事量の概念

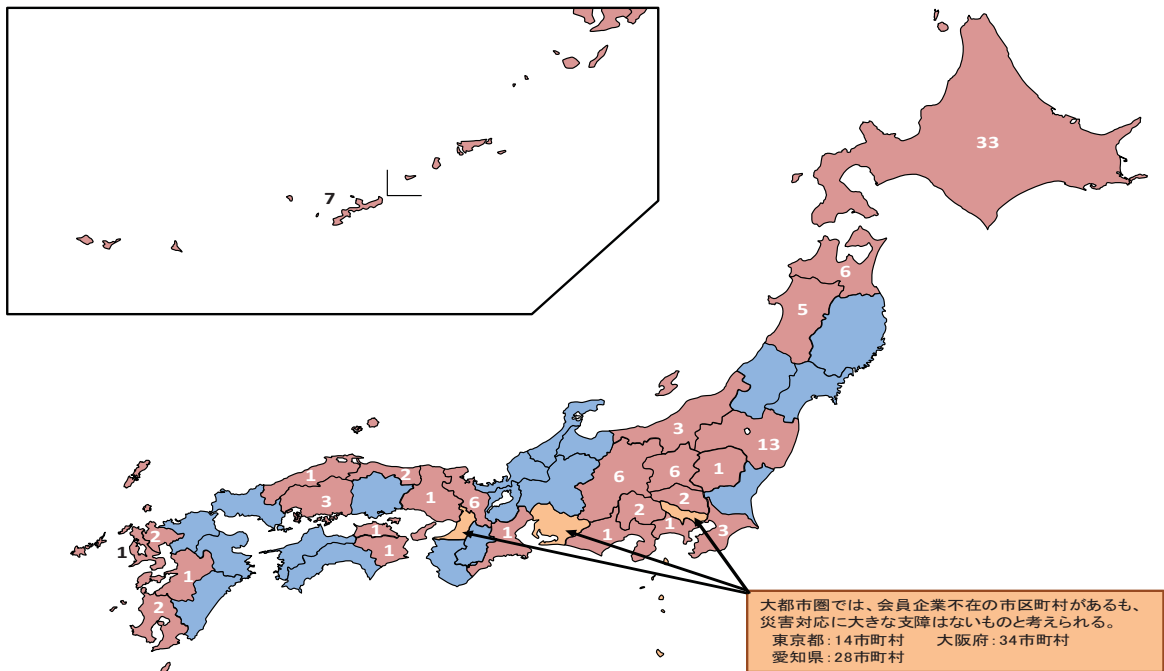
○ 限界工事量を割り込んでいる地域が多く存在することが懸念。



会員企業不在地域の状況

- 会員企業不在の地域は29都道府県187市区町村に存在し、前回調査（H27.11）と比較して大きな変動はない。
- 将来的に会員企業が不在となり災害対応に懸念が生じる地域は90市区町村となり、前回調査から18箇所増となった。

全国建設業協会調べ（平成30年4月）



※都道府県上の数字は、会員企業不在の市区町村数

地方圏における土木業の産業構造の変化

出典：「第2回 建設産業政策会議 地域建設業WG」梶田准教授 資料

- <島根県の事例>
- 1995年（平成7年）時点から約20年間で完工高3億円以上の土木業者数は大幅に減少。
 - 公共事業減少により、松江市では、同期間において9社/24社が倒産、消滅。



松江市に立地する土木業者
（1995年時・土木完工高3億円以上）

業種別	総数	土木一式	建築一式	舗装	土木下路工事比率	土木専任比率
K1工業（株）	11,587,273	6,135,682	5,034,034	35,266	0.7	52.3%
M2建設（株）	9,402,366	4,527,283	4,187,803	471,579	25.5	48.1%
M3建設（株）	5,427,257	2,438,182	1,713,340	1,248,880	52.7	44.9%
M4建設（株）	2,318,897	2,172,831	92,290	22,200	36.1	93.9%
M5建設（株）	1,767,341	1,630,897	60,000	14,232	41.1	92.2%
M6建設（株）	1,696,443	1,381,819	0	0	51.0	85.5%
M7建設（株）	2,647,255	1,258,817	0	1,346,372	41.7	48.4%
M8建設（株）	2,493,670	1,215,638	1,176,900	0	7.4	48.7%
M9建設（株）	913,821	896,170	0	0	39.4	59.5%
M10建設（株）	300,461	875,325	0	0	0.3	63.9
M11建設（株）	619,297	614,297	0	0	10.3	99.1%
M12建設（株）	615,173	587,305	0	1,680	100.0	95.4%
M13建設（株）	597,058	588,444	0	2,212	14.5	98.2%
M14建設（株）	528,954	524,056	0	7,780	69.9	89.0%
M15建設（株）	510,735	507,682	0	747	7.2	99.4%
M16建設（株）	503,872	500,672	0	0	20.1	89.6%
M17建設（株）	505,100	447,243	5,242	0	63.2	73.9%
M18建設（株）	435,483	430,325	0	8,865	36.7	96.2%
M19建設（株）	442,213	440,148	0	0	0.0	96.6%
M20建設（株）	490,359	364,288	0	8,279	72.8	74.2%
M21建設（株）	982,727	341,367	673,862	0	6.2	34.7%
M22建設（株）	340,833	330,140	0	7,653	76.8	96.8%
M23建設（株）	343,775	320,523	0	0	100.0	93.2%
M24建設（株）	586,453	309,210	236,116	3,850	7.5	52.7%

松江市に立地する土木業者
（1995年と同一業者・2014年時）

業種別	総数	土木一式	建築一式	舗装	土木下路工事比率	土木専任比率
K1工業（株）	6,607,634	2,676,680	2,933,177	1,450	—	40.34
M2建設（株）	8,790,373	3,196,717	4,457,306	547,478	—	36.37
M3建設（株）	5,735,584	1,538,751	304,949	291,054	—	41.15
M4建設（株）	2,048,402	785,608	108,151	5,050	—	38.55
M5建設（株）	3,040,012	856,648	2,122,992	0	—	29.56
M6建設（株）	1,302,561	333,305	0	964,761	—	25.59
M7建設（株）	2,434,989	458,610	1,660,100	3,170	—	18.83
M8建設（株）	220,081	55,398	0	0	—	25.17
M9建設（株）	708,450	441,889	0	0	—	62.37
M10建設（株）	0	0	0	0	—	—
M11建設（株）	0	0	0	0	—	—
M12建設（株）	231,389	184,893	0	0	—	79.91
M13建設（株）	242,588	26,926	0	0	—	11.92
M14建設（株）	243,392	24,034	0	0	—	9.87
M15建設（株）	324,064	311,693	0	42	—	93.99
M16建設（株）	809,602	0	756,279	0	—	0.00
M17建設（株）	147,054	104,058	10,295	185	—	70.77

建設業の許可業者数の特に少ない市町村の特徴

許可業者数	市町村名	人口	普通建設事業費	高齢化率
1	丹波山村 (山梨)	594人	4.1億円	47.7%
	売木村 (長野)	597人	1.4億円	45.1%
	知夫村 (島根)	592人	8.6億円	48.1%
	小値賀町 (長崎)	2,662人	5.9億円	45.0%
	北大東村 (沖縄)	590人	12.8億円	18.5%
2	神恵内村 (北海道)	923人	3.4億円	39.5%
	音威子府村 (北海道)	784人	3.5億円	28.4%
	檜枝岐村 (福島)	588人	4.5億円	33.5%
	上野村 (群馬)	1,302人	14.6億円	42.6%
	根羽村 (長野)	1,004人	15.0億円	47.2%
	新庄村 (岡山)	961人	3.1億円	40.5%
	座間味村 (沖縄)	910人	7.8億円	23.3%

(参考) 市町村平均 (政令市含む) については、人口：72,620人、普通建設事業費：46.1億円。また、国内の高齢化率 (65歳以上) については、25.6%
出典：総務省「住民基本台帳年齢別人口」(平成27年)、「地方財政統計年報」(平成28年)より作成、(一財)建設業情報管理センター提供資料(平成27年度)を基に作成

出典：国土交通省「建設業政策 2017+10」

- 離島や山間部に位置し、豪雪や大雨の被害を受けやすい。
- 土木工事業の許可業者がいない村がある。
(建築のみ)(建築・電気)
- 建設機械を所有していない許可業者がある。
- 技術職員が1名しかいない許可業者がある。
- 高齢化率が高い。



災害が発生すると・・・

- 地元建設業だけでは全域に対応できない。
- 周辺地域の建設業が応援するにも時間を要する。
- 建設機械がないと初動対応が遅れる。
- 土木工事業の許可業者がいないと初動対応に遅れが生じる。



その結果・・・

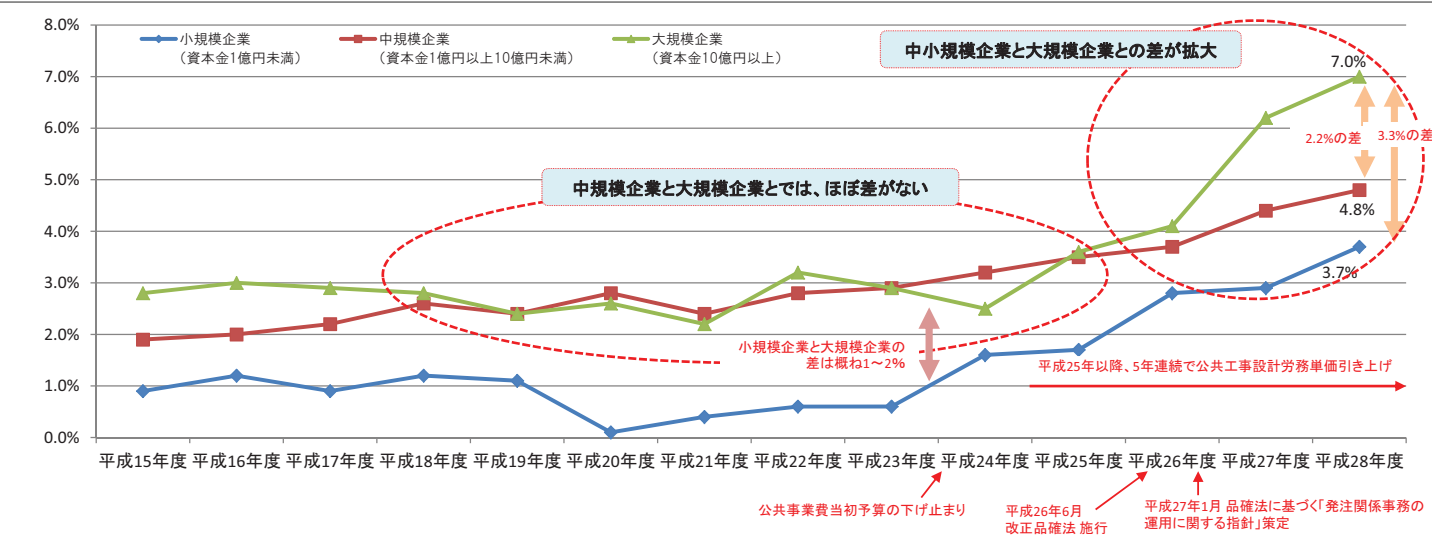
- 初動対応が遅れることで被害が拡大するおそれがある。
- 復旧作業の開始までに時間を要する。
- 地域によっては孤立化が生じたり、長期化する。

企業間格差（売上高営業利益率）

出典：財務省「法人企業統計」

- 大規模企業と中小規模企業との企業間格差は拡大傾向にある。

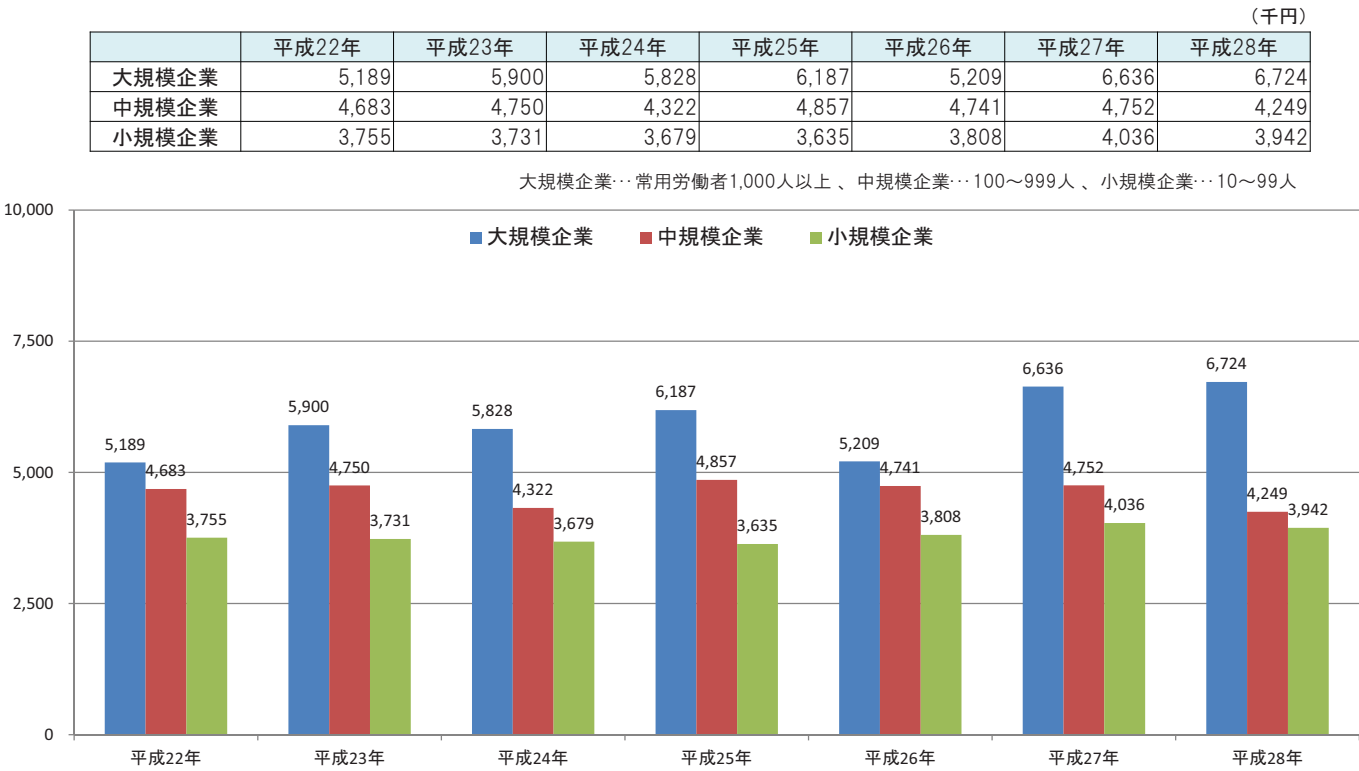
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小規模企業 (資本金1億円未満)	0.9%	1.2%	0.9%	1.2%	1.1%	0.1%	0.4%	0.6%	0.6%	1.6%	1.7%	2.8%	2.9%	3.7%
中規模企業 (資本金1億円以上10億円未満)	1.9%	2.0%	2.2%	2.6%	2.4%	2.8%	2.4%	2.8%	2.9%	3.2%	3.5%	3.7%	4.4%	4.8%
大規模企業 (資本金10億円以上)	2.8%	3.0%	2.9%	2.8%	2.4%	2.6%	2.2%	3.2%	2.9%	2.5%	3.6%	4.1%	6.2%	7.0%



年収額の企業間格差

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

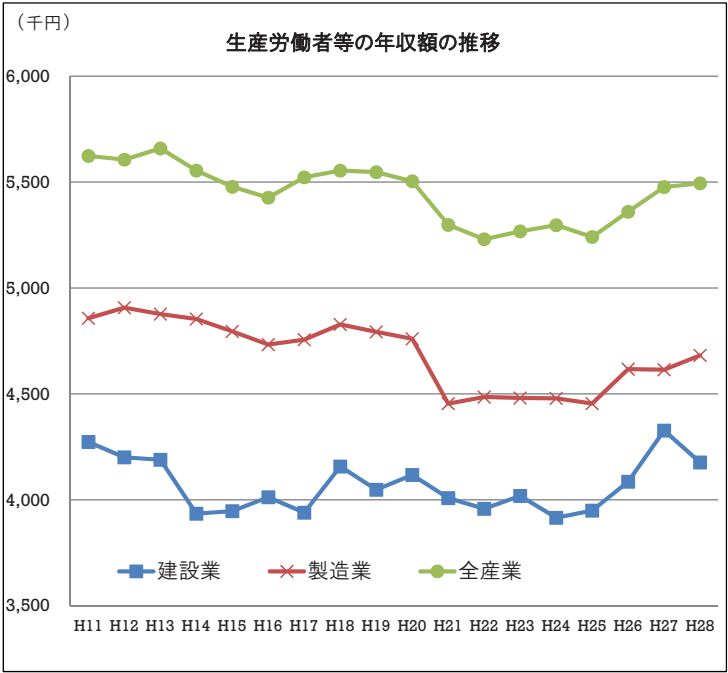
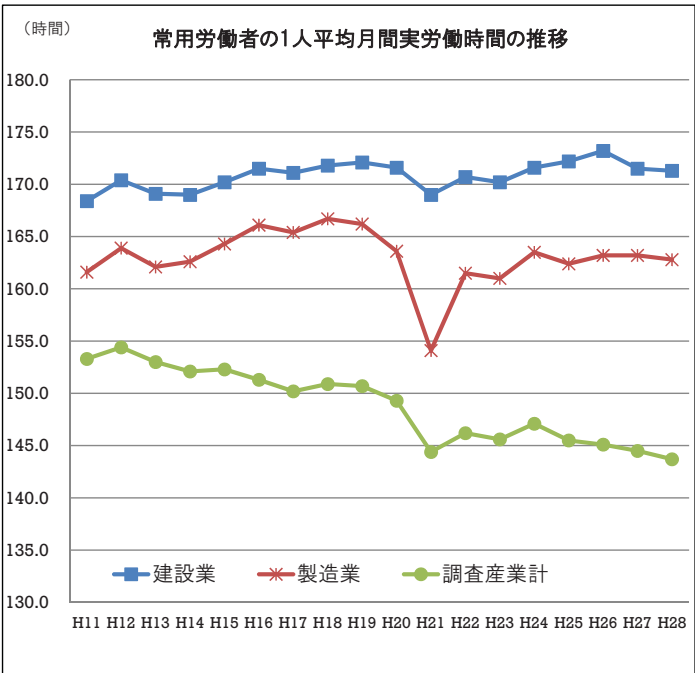
○ 大規模企業と中小規模企業の年収額格差は拡大している。



23

建設業の労働時間・賃金の状況

○ 建設業の労働時間は、他の産業に比べて長い。
○ 建設業の賃金は、他の産業に比べて低い。



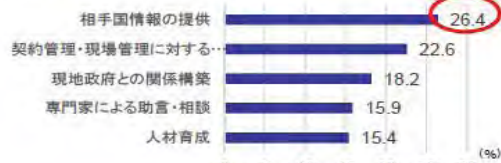
出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」
注)事業所規模5人以上を対象

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
注1)推定年収額＝毎月決まって支給する給与×12+年間賞与とその他特別給与額
注2)生産労働者＝主として物の生産が行われている現場等(建設現場等)における作業に従事する労働者

- 中堅・中小建設企業の中には、海外進出を希望する者が増加しているが、**相手国情報や現地ネットワークの不足が課題**。また、国土交通省をはじめ関係機関の支援策は、十分知られているとは言えず、**活用が不十分**。
- 情報・課題の共有、関係機関による支援策等の活用を図り、中堅・中小建設企業の海外進出を支援するため、プラットフォームとして「**中堅・中小建設業海外展開推進協議会 (JASMOC)**」を設置。

背景

①海外進出するにあたり、「希望する海外進出支援」のうち、最も高いのは、**相手国情報の提供**(約3割)。



②政府・民間機関等の「海外進出支援メニューの認知・利用状況」について、約9割が、知らない、又は、利用したことがない。



※国土交通省アンケート調査(平成29年2月)より

中堅・中小建設業海外展開推進協議会 (JASMOC)

※平成29年6月12日発足

●協議会構成 (平成29年6月12日現在)

- 会員企業 : 中堅・中小建設企業 68社
- 会員団体等 : 業界団体等 10団体
- アドバイザー :
 - 【座長】草柳俊二 (東京都市大学客員教授)
 - 有識者、中小企業診断士等 4名
- 支援機関等 : 政府関係機関(JICA、JETRO、中小企業庁、中小機構、外務省、在外公館等)、金融機関(地銀・信金)等 22団体



<第1回協議会 末松国土交通副大臣挨拶>

●協議会の活動内容例

- ①海外進出に必要な情報・課題の共有 (海外建設市場の動向等の情報提供、進出事例等の紹介等)
- ②海外進出セミナー等の開催
- ③支援機関・事務局からの情報提供 (海外進出支援メニューの紹介等)
- ④個別課題に関する検討 (人材育成や金融支援等の勉強会の開催)
- ⑤定期的な実績報告 等

出典：国土交通省「中堅・中小建設業海外展開推進協議会(JASMOC)の概要」

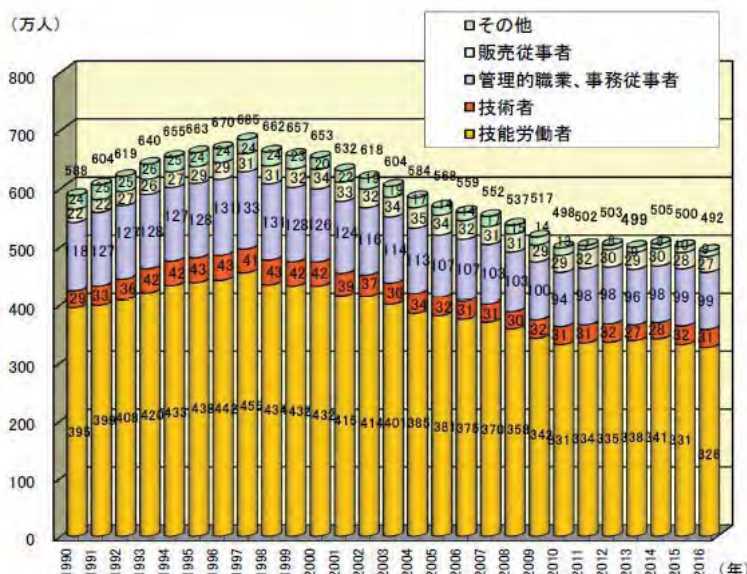
25

建設業就業者の現状

出典：国土交通省「建設産業政策 2017+10」

技能労働者等の推移

- 建設業就業者：685万人(1997) → 498万人(2010) → 492万人(2016)
- 技術者：41万人(1997) → 31万人(2010) → 31万人(2016)
- 技能労働者：455万人(1997) → 331万人(2010) → 326万人(2016)



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)

(※2011年データは、東日本大震災の影響により推計値。)

建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が約34%、29歳以下が約11%と高齢化が進行し、次世代への技術継承が大きな課題。
- ※実数ベースでは、建設業就業者数のうち2015年と比較して55歳以上が約2万人減少、29歳以下は約2万人増加。



出典：総務省「労働力調査」

建設業の人材確保・育成の状況（職人育成塾の設立）

利根沼田テクノアカデミー（群馬県沼田市）

- 運営母体：（一社）利根沼田テクノアカデミー ⇒ H28.4.4開校（H28年度は6.30まで）
- 場所：沼田市 旧南郷小学校跡地
- 対象職種：板金、瓦、基礎訓練（H28年度）、鉄筋、型枠、左官、多能工等（H29年度～）
- 沼田市が地方創生に資する「職人のまち」づくりとして位置づけ
（温泉施設等の地域資源の活用も検討）
- 群馬県建設業協会（地場ゼネコン）のバックアップ・広報支援、インターンシップ連携など
- H28年度実績 訓練修了者24名（うち外国人研修生は10名）
H29年度実績 訓練修了者22名（うち外国人研修生は11名）

職人育成塾（香川県高松市）

- 運営母体：（一社）職人育成塾 ⇒ H28.10.3開校（H28年度は12.2まで）
- 場所：高松市 旧塩江小学校跡地
- 対象職種：内装、設備、基礎訓練（H28年度）
- H28年度実績 訓練修了者21名

29

行政機関との連携事例

「秋田県建設産業担い手確保育成センター」の設置

参照：秋田県ホームページより

秋田県内の建設産業の担い手確保・育成を推進するため、2017年9月、県建設部建設政策課に「秋田県建設産業担い手確保育成センター」を設置した。建設産業団体や教育・訓練機関と連携し、若者・女性とのマッチング等、担い手不足に対応していく。

教育機関との連携事例

工学研究科インフラ・マネジメント研究センターと東北建設業協会連合会が連携・協力協定を締結

参照：東北大学ホームページより

東北大学大学院工学研究科インフラ・マネジメント研究センターと東北建設業協会連合会は、平成29年9月8日に連携・協力協定を締結いたしました。

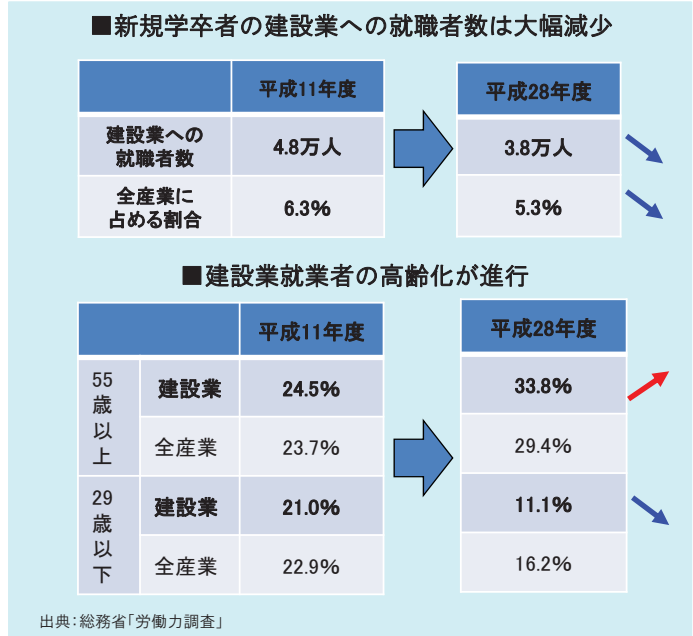
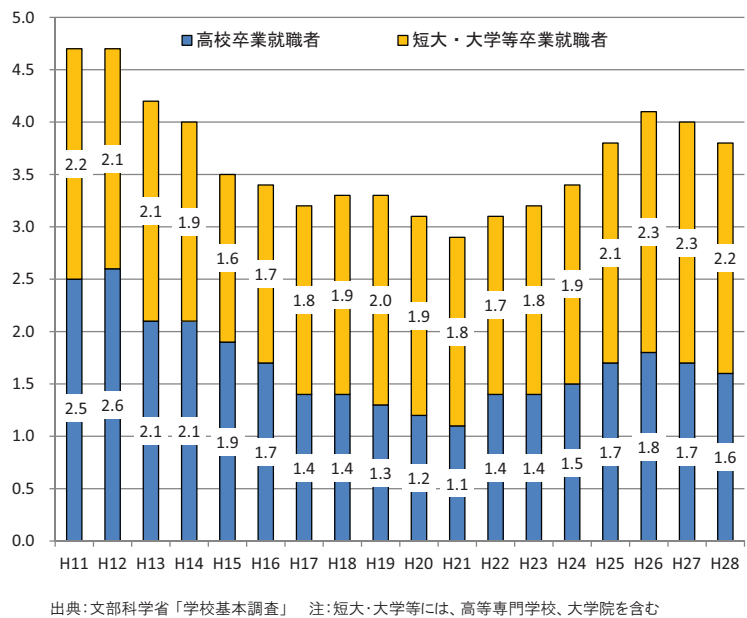
この連携・協力協定により、インフラ・マネジメント研究センターにおいては、社会資本の維持管理や資源循環に関する研究成果及び諸データについて、東北建設業協会連合においては、社会資本の整備・維持管理に関する技術、防災対策について、相互に連携・協力し、東北地方の社会資本整備・維持管理に係る研究開発の推進を図り、技術の伝承並びに人材育成、安心・安全の確保、防災機能の向上、地域社会の持続的発展に寄与することを目的とし、連携・協力する協定を締結しました。

30

建設業の人材確保・育成の状況（新規学卒者）

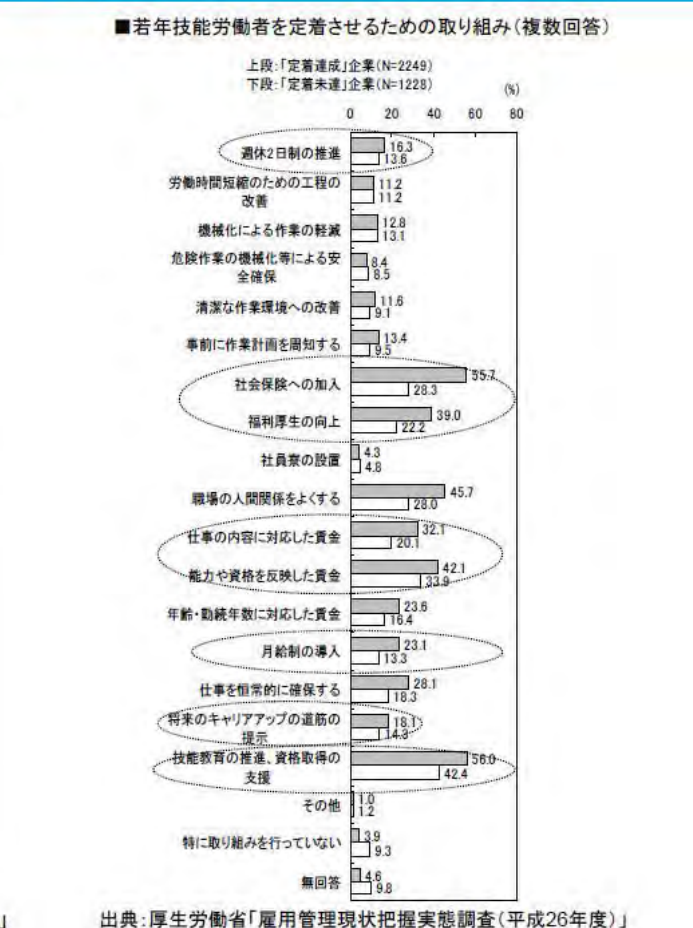
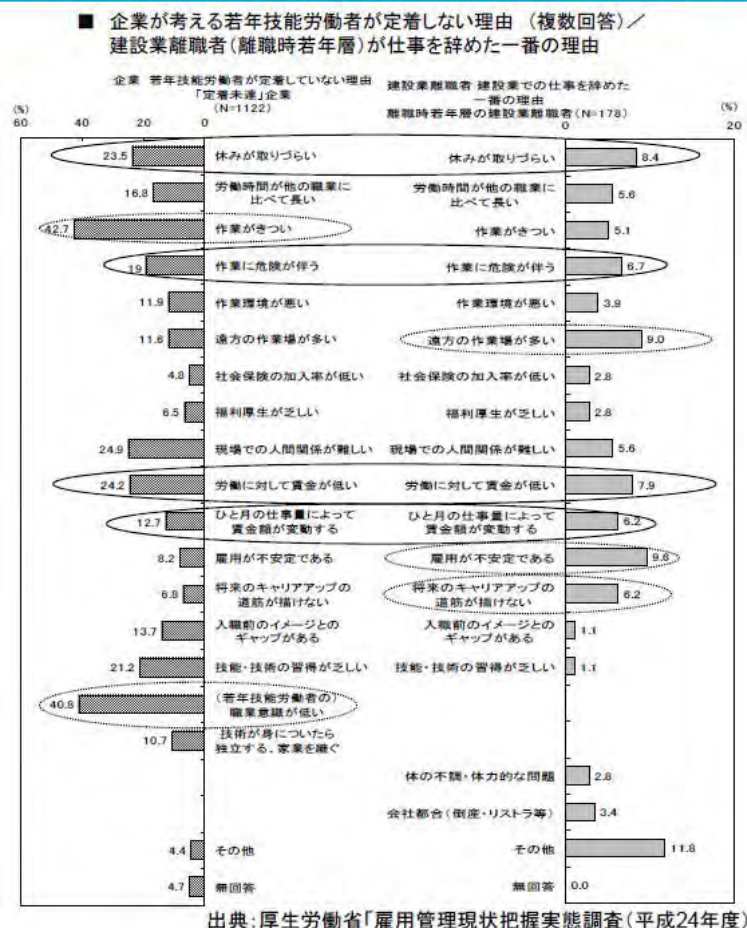
○ 建設投資の大幅な減少、雇用・就業者数の減少等の中で、建設産業の持続的な発展を図るためには、将来を担う中核的な建設技能労働者を確保し、次世代への技能承継を図ることが喫緊の課題である。

○ 建設技能労働者の高齢化の進行や若年入職者の減少から技能の承継が困難
○ 熟練技能者は一朝一夕には育成できない(優秀な技能者の育成には5～10年の期間が必要)



若手の技能労働者が定着しない主な原因

出典：国土交通省「建設産業政策 2017+10」



CLTの普及に向けた新たなロードマップ～需要の一層の拡大を目指して～

CLT活用促進に関する関係府庁連絡会議

目標	取組事項	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	目指す姿
CLTの需要の一層の拡大	CLTを用いた建築物の建築意欲を高める	CLTを用いた建築物に取り組みやすい環境を整備	一般的な設計・施工ノウハウを蓄積するためのCLTを活用した先導的建築や実験棟、実証的建築、性能検証等への支援	引き続き実施		CLT人気の盛り上がりと定着
	先駆性の高いCLTを用いた建築物の周知による普及・啓発活動の実施	先駆性の高い建築物・製品の顕彰制度の創設・実施	引き続き実施			
	CLTを用いた建築物の設計や施工ができる者を増やす	設計者・施工者が木造建築物について学べる環境を整備	中大規模建築物の木造化に意欲的に取り組む設計者・施工者を確保するための講習会・研修会等の実施	引き続き実施		CLTを適材適所で自在に活用
	標準的な設計・施工に係る情報の共有	効率的な設計を可能とするCLTを用いた建築物の情報収集・整理	国の基準基準への反映	更新・充実		
CLTを使い易くする	設計業務の円滑化により新規事業者の参入を加速	設計や積算に必要な実務資料の整理	設計・積算ツールの検討・作成	引き続き実施		中高層建築に木が使われる時代の到来
	中高層建築物におけるCLTの利用が容易になるよう建築部材等の開発を促進	耐火性能の向上に向けた技術開発・国交大臣協定の取得（2時間耐火構造床・壁の開発等）混構造建築物の設計・施工技術の開発	大臣認定仕様を普及させるための講習会等の実施	引き続き実施		
材料コストや建築コストを下げる	樹種に応じた基準強度やより幅広い層構成により合理的な設計を可能にする	追加の強度試験データを収集し、整理ができ次第、追加告示化	引き続き実施			
	需給動向を踏まえつつ全国的な生産体制の構築	地方ブロックバランスを考慮した工場整備	CLT生産能力 H28: 5万㎡/年 → H29: 6万㎡/年 → H32: 10万㎡/年	引き続き実施		CLTの普及が先進地の欧米並みに充実
H36年度までに年間50万㎡程度の生産体制を構築	CLTの標準化による効率量産体制への移行	施工性・汎用性の高いパネルサイズ等の情報収集・整理	標準規格の検討・作成	引き続き実施		
	CLT製品価格を半減(7～8万円/㎡)にし、施工コストを他工法並に	「基本方針」※1にCLT活用を明記	公共建築物等への積極的な活用 ※2	引き続き実施		

※1 「基本方針」とは、公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針

※2 需要創出の加速化に向けて、平成30年度までに各都道府県に少なくとも1棟を整備しつつ、身近なモデル施設の一層の整備に取り組む。

「CLT」：直交集成板。森林資源の有効活用と環境配慮(循環型資源)。断熱性、軽量性など。Cross Laminated Timber

出典：国土交通省「CLT普及に向けたロードマップについて」

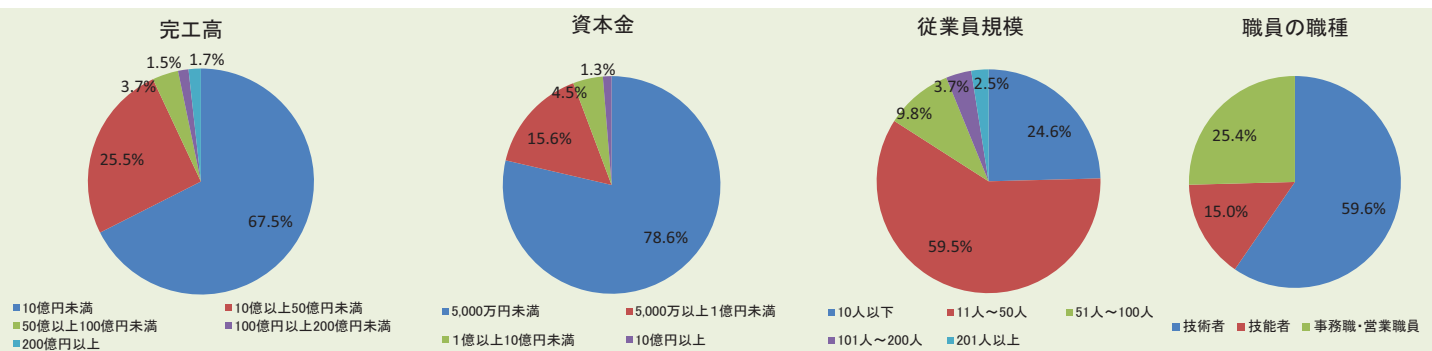
33

建設業の人材確保・育成の状況（残業時間の対応）

今般、政府においては「働き方改革実行計画」が策定され、建設業における働き方の一層の改善も求められていることから、本会では、今後、働き方改革への取組を推進する中で、会員企業の実情や働き方改革への取組状況等を把握し、目指すべき方向性等を探ることを目的として、「働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査」を実施した。

調査対象：各都道府県建設業協会会員企業
調査時期：平成29年8月1日現在の状況

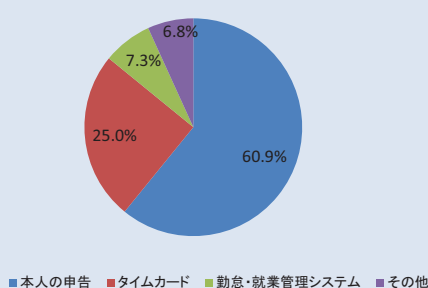
回答社数：3,614社
事業内容：土木1,841社、建築199社、土木建築1,492社、その他74社、無回答8社



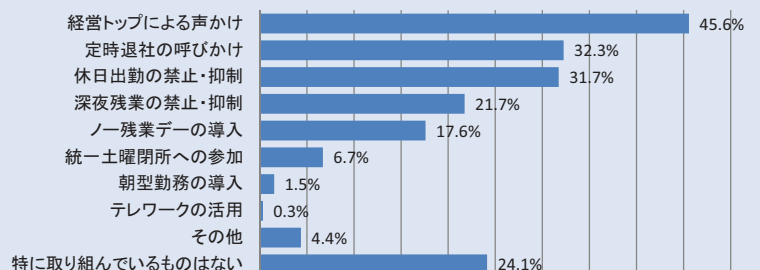
残業時間の対応について

勤務時間管理は約6割の企業で本人の申告となっており、タイムカード、勤怠システム等は併せて3割強。長時間労働の抑制への取り組みについては、「経営トップによる声かけ」が最も多く、次いで「定時退社の呼びかけ」、「休日出勤の禁止・抑制」。

勤務時間(残業時間)管理方法について



長時間労働の抑制への取組(複数回答可)



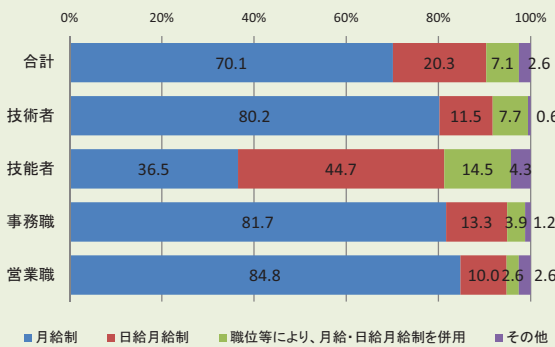
34

建設業の人材確保・育成の状況（賃金確保・女性職員の在職状況）

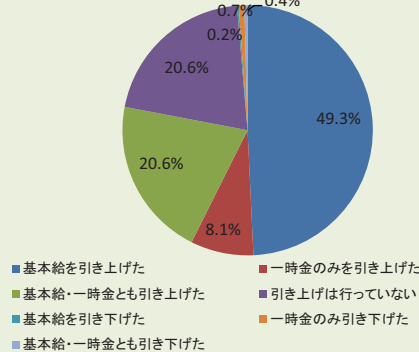
賃金水準の確保について

職員の賃金の支払基準については、技術者の約8割が月給制であるのに対し、技能者の約6割が日給月給制または職位により日給月給制だった。直近1年間の職員の賃金については約8割で上げを実施。

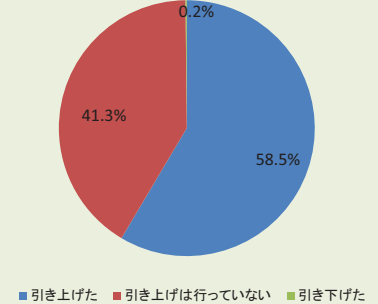
職員の賃金の支払形態について



直近1年間で職員の賃金について



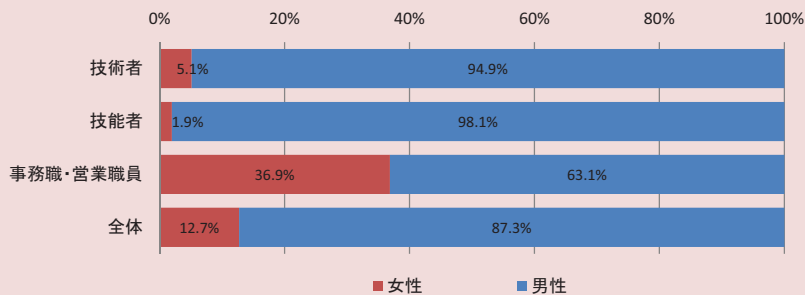
直近1年間で下請と契約する際の労務単価について



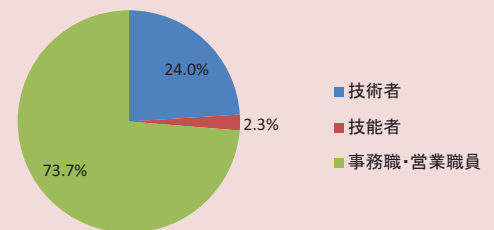
女性職員の在職状況について

職員全体に占める女性職員の割合は昨年より0.6ポイント上昇し、12.7%となった。また、技術者は1.7ポイント上昇の5.1%となった。在職女性職員の職種は、73.7%が事務職・営業職、24.0%が技術者だった。

各職種に占める女性職員の割合



女性職員の職種



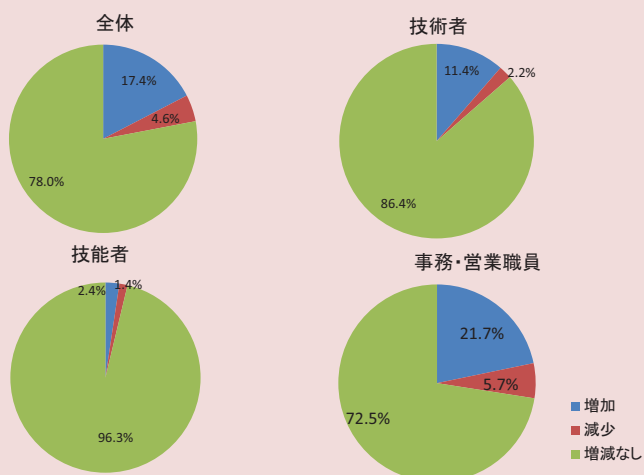
35

建設業の人材確保・育成の状況（女性職員の採用状況）

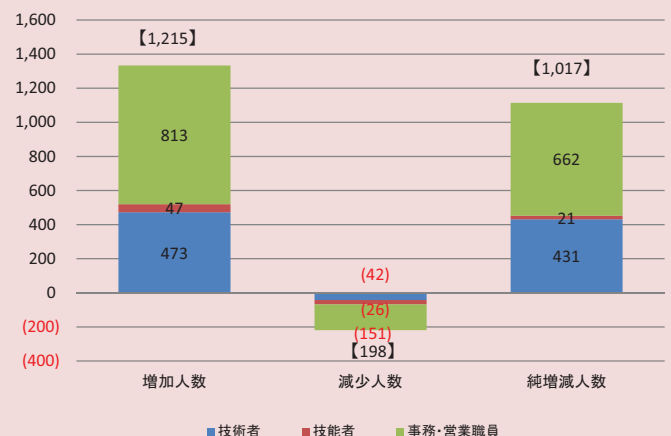
女性職員の採用状況について

全体の17.4%の企業で女性職員が増加。また、採用した職員のうち17.8%が女性職員だった。採用した女性職員の職種については60.8%が事務・営業職員、30.9%が技術者となっている。

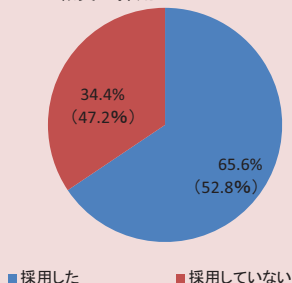
女性職員の増減について(昨年同比)



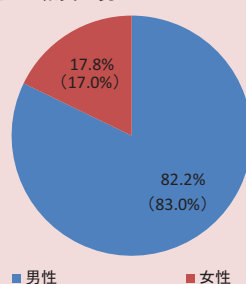
女性職員の純増減について



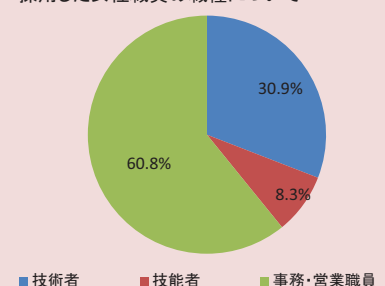
職員の採用について



採用した職員の男女比について



採用した女性職員の職種について



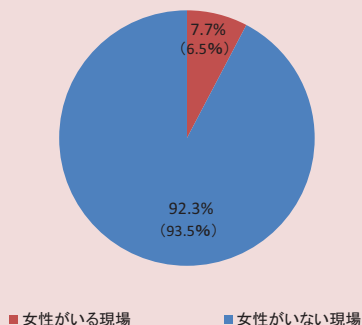
36

建設業の人材確保・育成の状況（女性職員の職場環境）

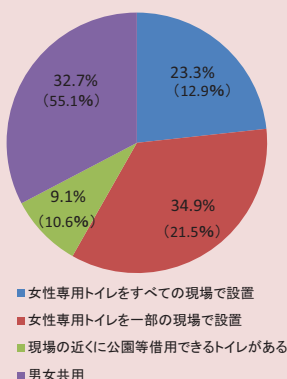
女性職員の職場環境について

女性がいる現場における女性用トイレの設置状況は、すべての現場で設置が23.3%、一部の現場で設置が34.9%となり、昨年よりも大幅に増加した。同じく女性更衣室の設置状況も大幅に改善されている。育児休業については、利用実績があると回答した企業は12.0%だった。

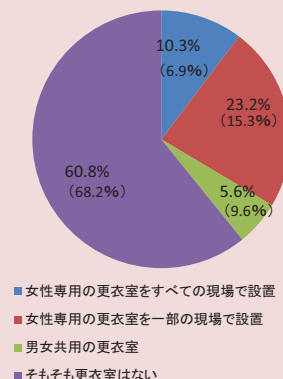
女性がいる現場の割合について



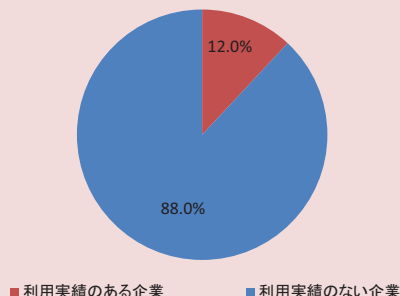
女性がいる現場の女性用トイレの設置状況について



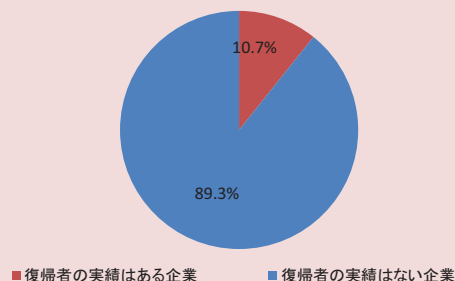
女性がいる現場の女性用更衣室の設置状況について



直近1年間の育児休業の利用実績について



直近1年間の育児休業からの復帰者について



人材確保・育成のための各都道府県建設業協会の主な取り組み事例 北海道

北海道建設業協会

・建設業のPR用として漫画冊子『ただいま工事中』『建築工事編』『土木工事編』を作成。道内の工業高校等に配布。



北海道建設業協会

・建設業界の仕組みと構造を分かりやすく説明した冊子『建設業入門』を作成。現場見学会等イベントで配布。



北海道建設業協会

・道内の各地方建設業協会において、それぞれ、現場見学会・現場実習を実施。実績報告書として、『建設業の魅力と未来』を刊行し、道協会のホームページに掲載。



北海道建設業協会

・道内各地の工業高校等に出向き「第一種酸素欠乏症に係る特別教育」を実施。平成27年度は11校で629名が受講。写真は函館工業高校。



人材確保・育成のための各都道府県建設業協会の主な取り組み事例 東北ブロック

秋田県建設業協会

・高校在学中に実践的な技能講習を受けることにより建設業への理解を深め、併せて安全作業に必要な知識と技能の取得を目的に、建設系高校生特別教育支援事業として、小型車両系建設機械の運転操作等の実技教育を実施。



山形県建設業協会

・女性土木技術者と将来県内の土木技術者を希望する女子高校生との意見交換会をカフェ形式で開催。
・県教育委員会と連携し、地元の先輩技術者が土木に興味のある高校生に向けて仕事の内容、必要とする資格等について指導・助言を実施。



福島県建設業協会

・次代の建設産業への入職促進の一助となることを期待して平成25年度より親子建設現場見学会を実施。
・若年者の人材確保を円滑に図り、生徒においては進路の選択肢を広げる事を目的に県内の高校生を対象として開催。



青森県建設業協会

・「専門技能者の確保・育成に関する意識調査」を実施し、関係団体と課題等の意見交換を実施。
・「労働力確保に向けた建設企業の対応」研修会を開催し、改正労働者派遣法の要点、外国人技能実習制度等を研修。
・地元建設企業の就職内定者を対象に「就職前準備研修」を実施。



岩手県建設業協会

・入職後3年以内、35歳以下の者を対象として、2日間にわたり、社会人のマナー、安全衛生、青年部体験談、建設業法、建設業会計等について、建設業新規入職者教育を実施。



宮城県建設業協会

・5,600名が参加した小学生と保護者のための「夏休み2016宿題☆自由研究大作戦」に出展。将来を担う子供たちにもづくりの楽しさの体験とともに建設業の魅力発信のための啓蒙活動を実施。
・一般公募により募集した小学生とその保護者を対象とした「2016夏休み！小学生と保護者の建設現場見学会」を実施。



39

人材確保・育成のための各都道府県建設業協会の主な取り組み事例 関東甲信越ブロック

新潟県建設業協会

・現場見学会等の従来の取組に加えて、若者を対象に絞った新たな試みとして、インターネット動画サイト「YouTube」に建設業PR動画広告を作成、配信中。
・建設業の魅力ややりがい等を発信するFMラジオのオリジナル番組を展開。



群馬県建設業協会

・若者の入職と建設業のイメージアップを図るため、女性・若者・IT・環境をキーワードに、女性による現場パトロールの実施。若者向けのPR冊子の作成、マスコットキャラクター「ぐんケンくん」の活動と災害情報共有システム「ぐんケン見張るくん」を駆使した情報提供（ツイッター投稿）。職人育成塾「利根沼田テクノアカデミー」支援など実施。



長野県建設業協会

・災害に対応できるオペレーターや経験不足の者に対する講習会を実施。
・会員企業の女性社員を対象に女性技術者の担当する現場を現場見学会を実施。



山梨県建設業協会

・県内高校生に対し、現場実習を58現場で実施。
・建設業に特化した、企業合同説明会・セミナーを開催し県内への入職促進を図った。



東京建設業協会

・大学、専門学校等の建設系学科卒業予定の学生を主な対象に合同企業説明会「みんなの建設業☆就職フェスタ」を開催。
・学生向け建設業界案内パンフレット「on your mark」を発行。



神奈川県建設業協会

・県内建設系工業高校6校の生徒約400名を一同に集め、先輩技術者によるパネルディスカッションなどにより建設業の魅力や災害時の役割を伝える、「かながわ建設ガイダンスセミナー」を開催。



埼玉県建設業協会

・建設系工業高校生を対象に3トン未満の小型車両系建設機械操縦に必要な資格取得を支援。
・在職者の定着支援のため、若手社員フォローアップ研修などを実施。



栃木県建設業協会

・高等学校土木科、建築科等の生徒を対象に「インターンシップ事業」を実施。
・業界の第一線で活躍する女性技術者と県土整備部に所属する女性技術者による意見交換会を実施。



茨城県建設業協会

・建設業協会をはじめ、県や市町村、県内の建設関連団体等が一体となり、次世代を担う子供たちとその保護者に、建設産業の魅力や必要性を楽しく理解してもらうために「建設フェスタ」を実施。



千葉県建設業協会

・建設業の仕事を学んでもらう社会学習に、本協会会員企業の経営者が参画。小中学生に、江戸時代から取り組んできた河川改修の苦労話を紹介。工事の目的なども交えて解説し、地域と住民の安全・安心を守る建設業をアピール。



40

人材確保・育成のための各都道府県建設業協会の主な取り組み事例 東海ブロック

愛知県建設業協会

- ・土木・建設系大学生等を対象とした就職説明会を開催。先輩社員によるパネルディスカッションも取り入れ、出展企業への入職活動を実施。
- ・生徒の進路に大きな影響力のある、保護者と教師の合同の現場見学会を開催。



岐阜県建設業協会

- ・若年者や女性の入職促進のために、県内の建設業に従事する方にインタビューを実施し、建設業の魅力を発信するための情報冊子「～明日の日本をつくる～岐阜の建設業」を作成し配布。
- ・岐阜県が企画する防災フェアに出展し、災害時における建設業の役割と必要性をアピールし、建設業のイメージアップ広報活動を県内各地で実施。



三重県建設業協会

- 県内建設学科設置高校を対象にインターンシップ・建設現場見学会を実施。



静岡県建設業協会

- ・将来の建設産業の人材確保のため、県内の建設企業や建設業の魅力を紹介するPR用ガイドブック及びDVDを作成し、中学生、高校生、大学生及び関係機関に配布。
- ・担い手確保と建設業界PR事業の一環として、各地区協会が一般親子を対象に現場見学会を実施。



41

人材確保・育成のための各都道府県建設業協会の主な取り組み事例 北陸ブロック

石川県建設業協会

- ・建設青年委員会は金沢おしごとたいけん実行委員会主催の「やってみまっしおしごとたいけん」に参加。建設青年委員会ブースでは、型枠を使っのミニテラ作成、実際に公園の遊具の高さを図る測量体験、ミニ建機試乗体験を実施。
- ・会員企業への就職が内定した高校生を対象にマナー講座・職業体験並びに資格取得(玉掛け技能講習・小型移動式クレーン運転技能講習)を目的とした富士教育訓練センターへの派遣事業の実施。
- ・担い手確保・育成並びに建設産業界広報用として、プロモーションビデオ並びにリーフレットを作成し、大学生、高校生また関連団体等へ配布。



富山県建設業協会

- ・建設企業への就職が内定した高校生を対象に、円滑な入職と定着の促進を図るための就職直前技能向上研修を実施(県委託事業)。玉掛け技能講習に17名、小型移動式クレーン講習に13名が参加。
- ・建設業への関心を高める契機とするともに業界のイメージアップを図り、若者の入職拡大につなげる目的で、啓発ポスター2種類を制作・配布。会員企業や官公庁に配布するほか、県内の建設現場に掲示。



42

人材確保・育成のための各都道府県建設業協会の主な取り組み事例 近畿ブロック

京都府建設業協会

・地域の安心・安全を守ることを責務とする地域建設業の担い手の確保・育成を図るため、少年期から京都府内にある「建設中」の大型建造物を体感し、日々の暮らしに建設・土木がどのような役割を果たしているかを体感的に学習することを目的として、「親子でまなぶ京都の建設・土木」を毎年実施。10回目（平成27年度）は「建設中の高速道路を歩こう！」をテーマに実施。



福井県建設業協会

・高校生の現場見学会を開催。若者に建設業の魅力をアピールし、人材確保につなげようと高校生を対象に現場見学会を開催。生徒はドローンの操作方法を教わったり、GPSで測量する様子を見学。



滋賀県建設業協会

・建設産業の魅力を広く発信するために平成27年度に第1回「滋賀けんせつみらいフェスタ」を開催。このイベントは若年者や女性にも建設産業の魅力を知って、見て、体験してもらうことで、建設業への入職者拡大を目指すために官民協働で開催（5年間継続開催の予定）。



兵庫県建設業協会

・建設業と高等学校等とのコラボレーションを深めるためインターンシップを実施。
・厚生労働省から（一財）建設業振興基金が委託を受けた「建設労働者緊急育成支援事業」の兵庫拠点として、人材募集⇒職業訓練・資格取得⇒就職あっせんまでのバックアップを実施。



大阪建設業協会

・若年者の入職促進を目的に、大阪府下建設系高等学校を対象とした建設機械の運転体験、型枠・鉄筋の施工体験を盛り込んだ夏休み体験セミナーを開催。
・建設業界に入職を希望する建築系・土木系学生をいち早く効率的に協会会員企業と出合いの機会を確保することを目的に、当協会主催、国土交通省近畿地方整備局、厚生労働省大阪労働局後援による会員を対象とした合同企業説明会を開催。



奈良県建設業協会

・建設業における将来に亘る、担い手の確保・育成に向けた取り組みとして、県内の高校生を対象に資格取得に向けた準備講習会等を実施。
・建設業に入職した若手社員に対して、定着を目的に新入社員研修を開催した。



和歌山県建設業協会

・技能労働者の高齢化や若年入職者の減少による担い手不足に対応するため、県の設置した「和歌山県建設技術会議」に参画。技術開発の促進や起業の育成、公共調達制度、担い手の中長期的な確保などについて産官学が連携して効果的かつ効果的な施策の展開を図るため議論。



43

人材確保・育成のための各都道府県建設業協会の主な取り組み事例 中国ブロック

島根県建設業協会

・（公財）ふるさと島根定住財団のU・I・ターンフェア（東京開催）にあわせ、同会場に建設企業ブースを設置し、就職相談会を開催。
・山陰中央新報社と協力し、「もっと知ろう！建設業のこと！」と題した特集一面記事の月一掲載を冊子にまとめ、県内全高校へ配付。
・建設産業で働く女性をモデルとしたカレンダーを制作、中学校・高校等へ配付。（しまね建設産業イメージアップ女子会と連携）



鳥取県建設業協会

・高校生・大学生の現場見学会、インターンシップの実施。
・県内の高校関係者、建設関係者で土木イメージアップ座談会を開催。
・高等学校（建設系以外）の1年生・大学生を対象に出前講座を実施。
・建設系工業高校の進路ガイダンスに参加。
・「地域の安全・安心、もっと広めよう、建設業のこと」をスローガンにオリジナルカレンダーを制作、県内中学校・高校等に配布。



山口県建設業協会

・中学生ブリッジコンテストを開催。県下の土木系をもつ高校と共催して、中学生を対象に土木技術への理解とものづくりの楽しさを体験させ、土木に興味関心を持たせる。
・社会貢献活動PR誌「Pillar（ピラー）」の発行。地元建設企業が行う災害復旧やボランティア等の社会貢献活動を中心とした一般向けの広報誌を作成し、高校生の現場見学会や地域イベント等で広く配布。



広島県建設工業協会

・広島工業大学との交流事業広島建設青年交流会との共催で実施。現場見学会及び測量実習、広島県土木局の講演、学生・業界・行政との意見交換会をおこなった。
・現場担当者が直面する施工管理の身近な事例を基に、解決までの考え方とその理由を理解するための若手技術者のための対応力講座を実施。



岡山県建設業協会

・土木系学科の高校生を対象に、建設産業への理解を深めるため、建設企業の企業情報や施工技術等を紹介する説明会を開催。
・岡山県と共催で小・中学生とその保護者を対象に、建設産業の役割と重要性の紹介や作業体験などを通じ建設業への理解を促進するイベントを開催（参加者約1,200名）。



44

人材確保・育成のための各都道府県建設業協会の主な取り組み事例 四国ブロック

愛媛県建設業協会

- ・高校生を対象とした工事現場見学会や現場実習（インターンシップ）を実施。
- ・新規入職者を対象とした研修会を実施。
- ・平成27年度から建設業振興基金委託のコンソーシアム事業や県とタイアップしての担い手確保事業（建設業魅力体験イベント）及びその広報（建設業福祉共済団の助成金活用）を実施。



香川県建設業協会

- ・高校生を対象に、現場実習を行い、現場での業務体験を通じて、建設業の魅力を伝え、若年者の入職促進を図っている。
- ・土木の日に一般紙へ新聞広告を掲載し、地域社会における建設業の重要性をPRし、業界のイメージアップを図ると共に、若年者の入職促進を図っている。



高知県建設業協会

- ・子供や女性からも親しまれることをコンセプトにマスコットキャラクター「まもるくん」を作成。テレビCMやラジオCM、各種イベント（着ぐるみ）に活用。
- ・入社3年程度までを対象とした「新入・若手社員向け研修会」を3日間コースで実施。併せて、参加者同士の絆を築くための「ウェルカム会」を実施。



徳島県建設業協会

- ・小学校・中学校・高校などで部活動に励み夢に向かって頑張るアスリートを応援するとともに、建設業への関心やイメージアップを目的とした木場克己氏等による「体幹・メンタルトレーニング」を実施。
- ・徳島県出身の著名デザイナー、つがおか孝氏のイラストを配したPRパンフレットを制作。県内工業高校在籍の全生徒に配布し建設業をアピールした。



45

人材確保・育成のための各都道府県建設業協会の主な取り組み事例 九州ブロック

福岡県建設業協会

- ・福岡県建設人材対策協議会（行政・教育界・業界が協力して若年者の確保・育成に取組む）の事業の一環として工業系高校教師との意見交換会及び現場見学会を実施。



佐賀県建設業協会

- ・インターンシップ、現場見学会・出前教室等への協力。
- ・中学生及び高校生向けの建設業紹介冊子の作成、配布。
- ・主に小学生を対象とした「夏休み親子防災教室」・「夏休み親子インフラバックヤード見学会」の実施。



長崎県建設業協会

- ・地域連携ネットワークを構築。産学官連携建設業人材確保育成協議会を通じ、担い手確保を推進。離島人材対策の検討、電子銘板の設置、道守制度の活用、新規入職者訓練、新規技術者教育訓練、技能者教育訓練、型枠工・鉄筋工教育訓練を実施。



熊本県建設業協会

- ・工業系高校教師と現場見学会を開催。
- ・協会と工業系高校、行政による意見交換会を開催。



大分県建設業協会

- ・若年者の入職促進と定着を図ること及び関係学校との連携を強めるため、県内工業系高校生を対象とした現場実習を実施。また、建設企業に入職した成績優秀な高校新卒生の表彰を実施。
- ・建設現場で働く父親の仕事を家族に知ってもらう見学会を実施。



宮崎県建設業協会

- ・建設技術フェア、魅力発信事業、現場見学会、就業体験等を実施。建設技術フェアは25年度より実施。本年度で3年目。
- ・27年度よりテレビCMによるPRを展開。



鹿児島県建設業協会

- ・建設業への若手入職者の増加を促すとともに建設業のイメージアップを図るため、マスメディア（テレビ放送）等を利用した広報を実施。若年層に興味をもってもらうため「建設業はカッコいい」というイメージで様々な広報媒体で実施中。



沖縄県建設業協会

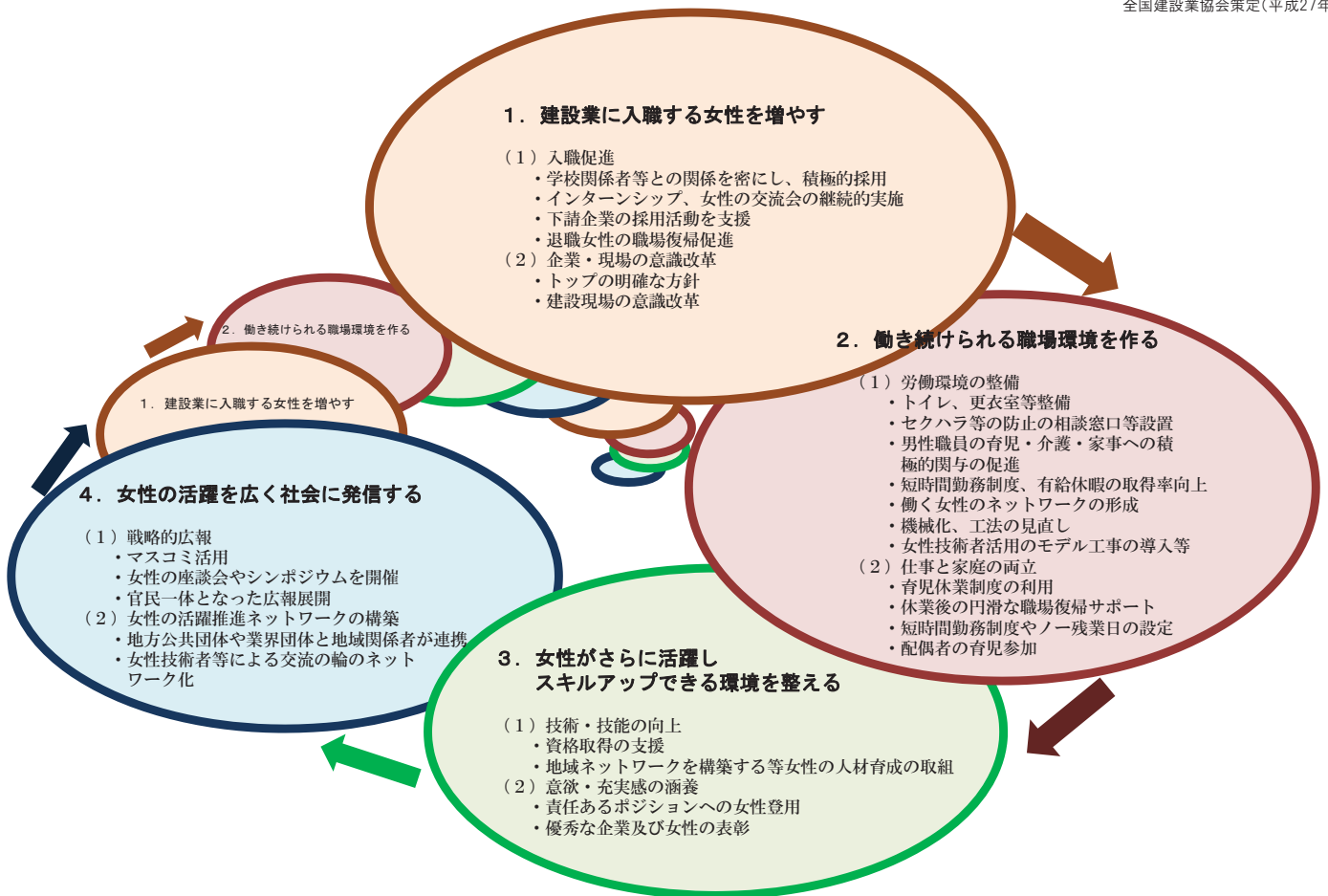
- ・工業高校生の資格取得を支援（建設業経理事務士・車両系建設機械）することにより、入職促進が図れる。また、工業高校への入学希望者の拡大に繋がる。



46

建設業における女性の活躍の場の拡大へのロードマップ

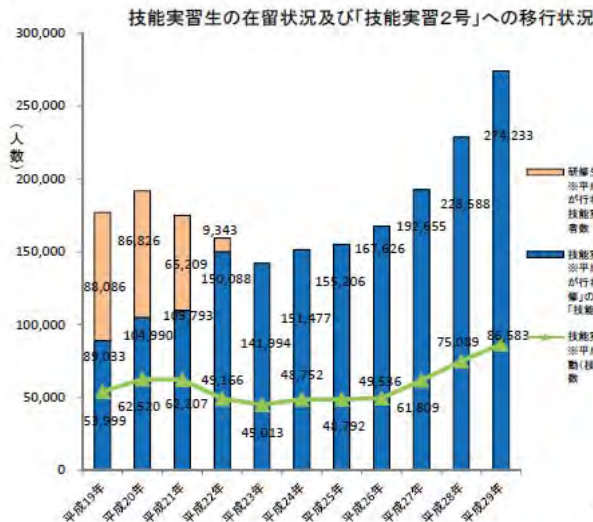
全国建設業協会策定(平成27年3月)



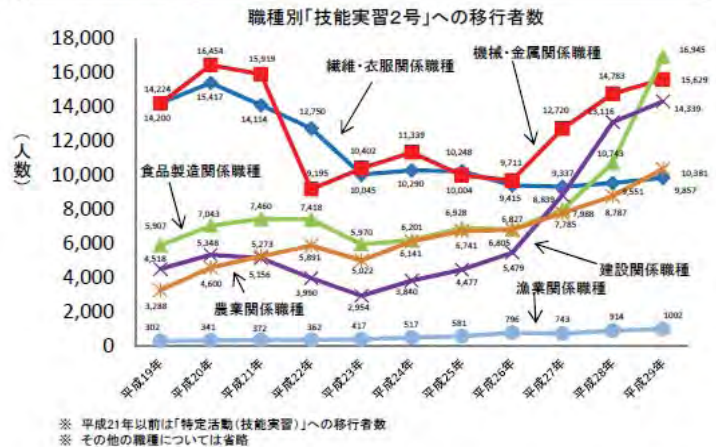
47

技能実習制度の現状

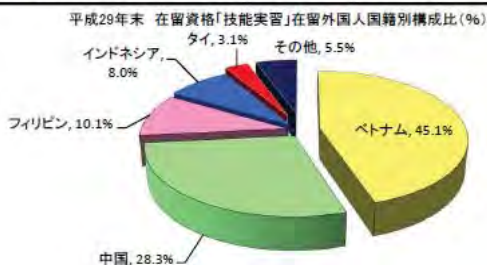
1 平成29年末の技能実習生の数は、274,233人
※技能実習2号への移行者数は、86,583人



3 全体で77職種あり、受入人数の多い職種は、
①食品製造関係 ②機械金属関係 ③建設関係



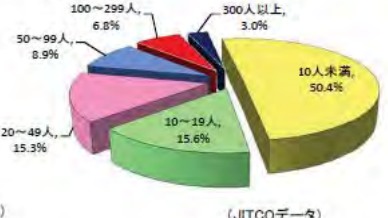
2 受入人数の多い国は、①ベトナム ②中国 ③フィリピン



平成29年末「技能実習」に係る受入形態別在留者数



平成28年度 技能実習実施機関従業員規模別構成比(団体監理型)



出典:厚生労働省「技能実習のデータ」

48

建設分野における外国人材の受け入れ状況

出典：国土交通省「建設産業政策 2017+10」

- 建設業に従事している外国人数は、2011年度から2016年度で3倍以上に増加（約1.3万人→約4.1万人）
- 在留資格別では技能実習生が最も多く、近年増加傾向にある。

＞建設分野に携わる外国人数

(単位：人)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2011 →2016 増加率
全産業	686,246	682,450	717,504	787,627	907,896	1,083,769	57.9%
建設業	12,830	13,102	15,647	20,560	29,157	41,104	220.3%
製造業	265,330	260,988	262,544	272,984	295,761	338,535	27.6%

＞建設分野における技能実習生の数（上位5ヶ国）

国 籍	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
ベトナム	239	346	491	1,001	2,604	6,750
中 国	2,634	2,758	3,253	3,299	3,342	3,121
フィリピン	325	227	392	457	847	1,279
インドネシア	246	239	313	380	610	871
カンボジア	27	27	37	28	89	261

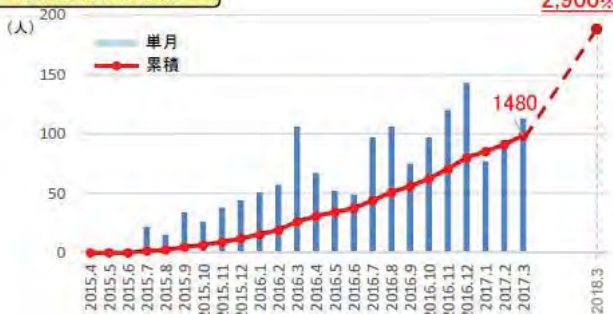
(注) 上記の数は、技能実習2号への移行申請者数

- オリパラ大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、国内での人材確保に最大限努めることを基本としつつ、緊急かつ時限的措置（2020年度で終了）として、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図る「外国人建設就労者受入事業」を2015年4月から開始。2017年3月31日までに1,480名を受入。

外国人建設就労者の受入状況等（2017年3月31日現在）

- ＞ 特定監理団体・・・139団体を認定
- ＞ 適正監理計画・・・623計画（602企業）を認定
- ＞ 外国人建設就労者の受入人数・・・1,480名（※2017年度末までに2,900名程度が入国予定（認定済の適正監理計画より集計））

受入人数の推移



国籍別の状況

国名	中国	ベトナム	フィリピン	インドネシア	タイ	ミャンマー	モンゴル	ネパール	カンボジア	ラオス	バングラデシュ	合計
人数	572	323	292	233	19	18	8	7	3	3	3	21,480

職種別の状況

職種	とび	鉄筋施工	建築大工	溶接	型枠施工	建設機械施工	塗装	左官	配管	鉄工	コンクリート圧入施工	合計
人数	268	251	223	190	168	55	47	43	40	37	35	1,480

建設業	防水施工	内装仕上り施工	タイル張り	かわらぶき	石材施工	建具製作	冷凍空調設備工事	サッシ施工	熱絶縁施工	表装	合計
人数	31	27	22	12	7	7	6	4	3	2	21,480

4. 罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正

法施行までの準備期間、見直し

- ・中小企業を含め、急激な変化による弊害を避けるため、十分な法施行までの準備時間を確保。
- ・政府は、法律の施行後5年を経過した後適当な時期において、改正後の労働基準法等の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行う。

現行の適用除外等の取扱

自動車運転	✓ 改正法の一般則の施行期日の5年後に、年960時間（＝月平均80時間）以内の規制を適用することとし、かつ、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設ける。 ✓ 5年後の施行に向けて、荷主を含めた関係者で構成する協議会で労働時間の短縮策を検討するなど、長時間労働を是正するための環境整備を強力に推進。
建設	✓ 改正法の一般則の施行期日の5年後に、<u>罰則付き上限規制の一般則を適用する（ただし、復旧・復興の場合については、単月で100時間未満、2か月ないし6か月の平均で80時間以内の条件は適用しない）</u>。併せて、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設ける。 ✓ 5年後の施行に向けて、発注者の理解と協力も得ながら、労働時間の段階的な短縮に向けた取組を強力に推進。
医師	✓ 時間外労働規制の対象とするが、医師法に基づく応召義務等の特殊性を踏まえた対応が必要。 ✓ 具体的には、改正法の施行期日の5年後を<u>目途に規制を適用</u>することとし、医療界の参加の下で検討の場を設け、質の高い新たな医療と医療現場の新たな働き方の実現を目指し、<u>2年後を目途に規制の具体的な在り方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得る。</u>
研究開発	✓ 専門的、科学的な知識、技術を有する者が従事する新技術、新商品等の研究開発の業務の特殊性が存在。 ✓ このため、医師による面接指導、代替休暇の付与など実効性のある健康確保措置を課すことを前提に、現行制度で対象となっている範囲を超えた職種に拡大することのないよう、その対象を明確化した上で適用除外とする。

- 建設キャリアアップシステムの導入で確認が可能となる、技能者の保有資格及び就業履歴のデータを活用し、個々の技能者の知識や技能と組み合わせた「能力評価基準」を策定する。
- この能力評価基準に基づいて技能者を評価する枠組みを構築し、レベルに応じてキャリアアップカードを色分けすることで、技能者の技能や経験に応じた処遇の実現に向けた環境整備を行う。
- 更に、この技能者の能力評価基準と連動した専門工事企業の施工能力の見える化を進め、良い職人を育て、雇用する専門工事業者が選ばれる環境を整備する

能力評価基準の要素

- 保有資格（キャリアアップシステムに登録される）
- 就労実績（キャリアアップシステムに蓄積される）
- 職種に応じた知識・技能 等

これらを組み合わせて評価

※カードのカラーはイメージ

評価基準に合わせてカードを色分け



専門工事企業施工能力の見える化のイメージ

【見える化の対象項目（イメージ）】

- 所属する技能者の人数・評価
- ※建設キャリアアップシステムに基づく技能者の能力評価と連動
- 建機の保有状況
- 安全性（無事故期間 等）
- 処遇・福利厚生（社会保険等への加入状況 等）
- 人材確保・育成（研修制度 等）
- 地域貢献（災害復旧、地域活動への貢献 等）
- 経営状況
- その他

（将来的なイメージ）



※評価主体としては、専門工事企業団体が考えられる。
※各評価主体が行う企業評価の項目や手法についてガイドラインで定める。

出典：国土交通省「建設キャリアアップシステムを活用した技能者の処遇改善に向けた取組」

51

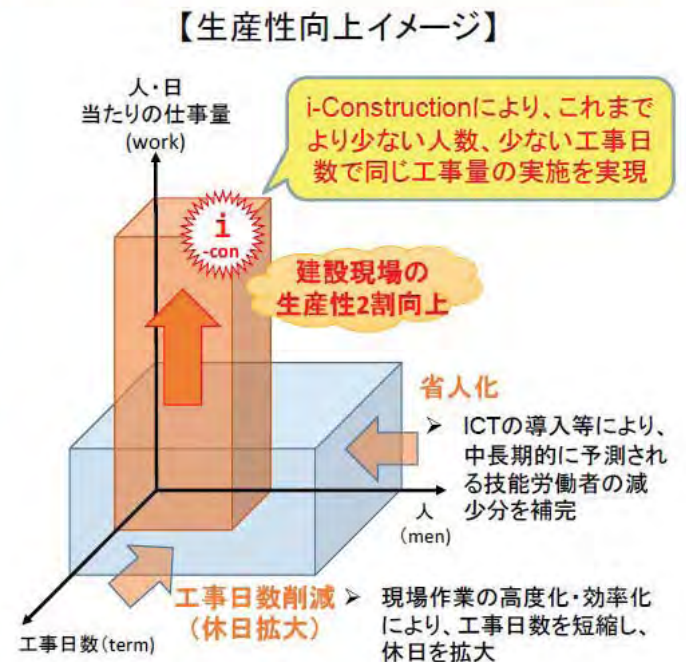
- 一、経営トップのリーダーシップの発揮
経営者自身が働き方改革を主導し、職場風土改革や就業環境の整備等に、リーダーシップをもって取り組む。
長時間労働を助長するような企業文化や、男女の固定的な役割分担意識の改革を進めることにも、各社の行動計画や目標については、PDCサイクルの普及の実施等により、柔軟な働き方が可能となる環境整備に努める。
- 二、生産性向上に向けた課題と目標の共有
生産性を向上させる上で自社が取り組むべき課題と目標を従業員と共有し、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、効率的にその職責を果たせるよう改善を図る。
個々の従業員の業務の進め方・内容を改めて確認・検証し、現場の実情に即した業務の見直しや、手待ち時間の短縮（稼働率の引上げ）に向けた工程管理の工夫を進め、ムリ・ムダを省き、メリハリの利いた業務の進め方により、業務効率の引上げに努める。
- 三、女性を始め多様な人材がいきいきと働ける環境の整備
働く意欲のある女性や高齢者の活躍など、誰もが自らの可能性・能力を最大限発揮し、多様で柔軟な働き方が選択できるような職場環境の整備を推進する。
性別や年齢などに関わらず、個々のライフステージに応じて、短時間勤務、在宅就業や、育児・介護休業の取得等が利用できるように雇用管理や人事評価制度の改革に努める。
- 四、建設現場における労働安全・衛生環境の整備
地域建設業の生産現場である建設現場の安全で快適な職場環境の整備に取り組む。
協力会社等の従業員を含め、現場に働く全ての従業員が安全で気持ちよく職務に専念できるよう、きれいな現場の実現に向け、整理整頓等に努めるとともに、トイレ、更衣室等の設置、熱中症対策、除雪待機スペースの整備等、きめ細かな労働環境の整備に努める。
- 五、長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進
労働時間関係法令の遵守とともに、週休2日の確保等による所定外労働の削減や、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備を進め、従業員の健康づくりを通じた健康経営に取り組む。
ノー残業デーの導入、深夜残業の禁止、週休2日制の普及、統一土曜閉所、在宅就業の活用や、年次有給休暇の計画的な付与・平日・時間単位の付与、リフレッシュ休暇・プラスワン休暇・休日の前後に取得の導入、取得状況の確認・見える化等に取り組む。
- 六、人材育成の推進
能力開発への動機付けや、インセンティブの付与に努めるとともに、積極的に能力開発機会の確保に取り組み、従業員のキャリア形成を促進する。
資格・技術手当、報酬制度の創設や、受講費用・時間等に配慮するなど、熟練技術・技能の継承及びICT活用等に必要となる知識・技術の習得を推進する。
- 七、適切な処遇の確保
個々の従業員の職務内容、職務の成果・能力・経験等に対する適正な評価のもと、適切な水準の賃金の支払いや福利厚生の実施に努める。
建設キャリアアップシステム等の整備に伴い、企業内のみならず広く社会一般において、技能に応じた適切な評価と、相応の処遇の確保が求められる中で、従業員の就業形態に関わらず、従業員のやりがいにも通じる適切な処遇の確保に努める。
- 八、適切な受注の確保
生産性向上は、適正利潤の確保の上に成り立つものであり、適正利潤が確保できる適正な価格と、適正な工期による受注の徹底に取り組む。
改正建設法の趣旨が民間発注者に共通の理解となるよう努めるとともに、短工期や低価格でのいわゆるダンピング受注は、工事品質の低下のもととなり、工事従事者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等に繋がることがあり、厳に行わない。
- 九、下請企業や取引先の労働環境改善への配慮
元請企業として、必要工期の確保、設計図書の見直し、適切な現場管理とともに、法定福利費、安全経費を含む必要経費の確保に努め、下請企業に対しても適切な水準の賃金の支払、法定福利費の適正な履行等、技術労働者等の処遇改善が図られるよう必要を要請を行う。
- 十、行動憲章の周知・徹底
全国建設業協会並びに各都道府県建設業協会・会員企業は、本行動憲章を最大限尊重し、地域建設業における働き方改革実現のための様々な取組を自ら積極的に行うとともに、先進企業の好事例等の情報の共有にも努める。

平成二十九年九月二十一日

一般社団法人 全国建設業協会

52

- 建設業は社会資本の整備の担い手であると同時に、社会の安全・安心の確保を担う、我が国の国土保全上必要不可欠な「地域の守り手」。
- 人口減少や高齢化が進む中であっても、これらの役割を果たすため、建設業の賃金水準の向上や休日の拡大等による働き方改革とともに、生産性向上が必要不可欠。
- 国土交通省では、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスでICT等を活用する「i-Construction」を推進し、建設現場の生産性を、2025年度までに2割向上を目指す。



53

ICTの活用状況と効果

出典：公共工事品質確保に関する議員連盟総会(第5回) 国土交通省説明資料

国土交通省

- ICT土工の実施にあたり、ICT用の基準類を整備するとともに、発注時の総合評価や完成時の工事成績における加点評価等によりICT施工を促進
- 平成29年度、1月末時点で、ICT土工については対象工事として発注した工事のうち、約5割の729件の工事でICT土工を実施し、約3割の施工時間の短縮効果を確認
- あわせて、ICTに関する研修やベストプラクティスの共有等により知見の蓄積や人材育成、モチベーションの向上等を促進

ICT施工の実施状況

工種	時点	H28年度	H29年度
		ICT実施	ICT実施
土工	1月末時点(年度)	(584)	729
舗装	1月末時点	—	17
浚渫	1月末時点	—	23

※都道府県等では、H28年度は約80件実施、H29年度は約870件実施予定

i-Constructionに関する研修

	H28年度	H29年度(予定含む)
	回数※	回数※
施工業者向け	281	約300
発注者向け	363	約250
合計	468	約400

※施工業者向けと発注者向けの重複箇所あり

ICT施工の効果

起工測量～完成検査までの合計時間(平均)



ベストプラクティスの共有等

- ・事例集の作成
- ・見学会等の開催
- ・i-Construction大賞(大臣表彰制度)の創設
- ・i-Constructionロゴマークの作成



見学会の開催

54

- H29年度、1月末時点で、ICT土工については対象工事として発注した工事のうち、約5割の729件の工事でICT土工を実施。
- また、都道府県・政令市でのICT土工の実施団体が53団体（H28年度：19団体）に増加するとともに、対象工事も大幅に増加するなど、地方自治体での取組も拡大

平成29年度ICT活用工事公告件数(直轄)

※ H30.1.31時点

※(括弧)はH28年度

		発注者指定型	施工者希望Ⅰ型	施工者希望Ⅱ型	合計
土工	契約済件数	87 (66)	382 (420)	949 (1139)	1418 (1625)
	ICT活用実施件数	87 (66)	329 (220)	313 (298)	729 (584)
舗装工	契約済件数	7	2	45	54
	ICT活用実施件数	7	1	9	17
浚渫工	契約済件数	13	11		24
	ICT活用実施件数	13	11		24

都道府県・政令市におけるICT土工実施状況

※ H30.1.31時点

	H28実績	H29(予定含む)
実施団体件数	19	53
公告件数	56	816

※件数が不明な団体の場合、件数として1件をカウント

55

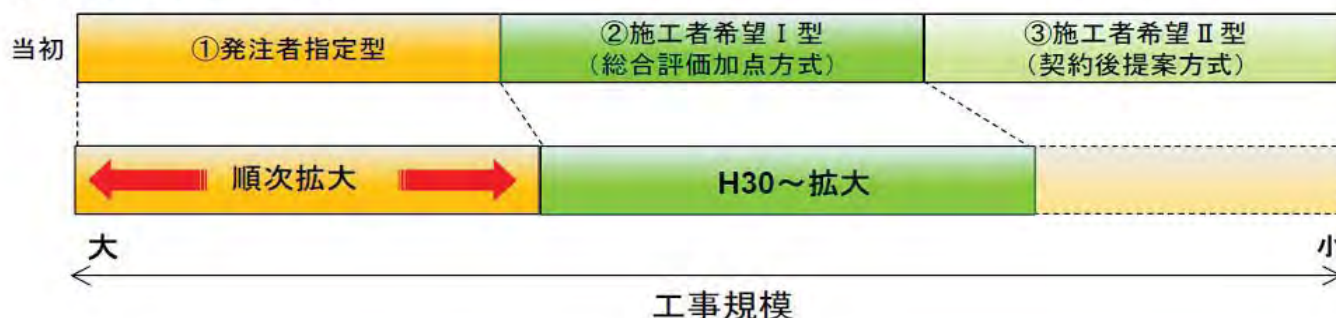
1-1:ICT活用工事の拡大

出典：第6回 ICT導入協議会

- 道路土工、河川土工、海岸土工及び砂防土工に限定していたが、ICT土工の技術が適用出来る他の工種においても、ICT活用工事の適用を拡大
- 以下の発注方式のうち、発注者指定型、施工者希望Ⅰ型の工事規模の下限をそれぞれ引き下げ、入札段階でのICT活用の選択をさらに促す。

- ① 発注者指定型：ICT活用施工を前提として発注
- ② 施工者希望Ⅰ型：総合評価においてICT活用施工を加点点価
- ③ 施工者希望Ⅱ型：契約後、施工者からの提案・協議を経てICT活用施工を実施

【発注方式のイメージ】



ICT活用施工とは、建設生産プロセスにおいて、ICTを全面的に活用し、「3次元起工測量」、「3次元設計データ作成」、「ICT建設機械による施工」、「3次元出来形管理等の施工管理」、「3次元データの納品」を行うものをいう

※起工測量とは、工事の着手前に行う、着手前の現場形状を把握するための測量です。

56

最低制限価格制度・低入札価格調査制度の導入状況

全国建設業協会調べ(平成29年6月1日現在)

	最低制限価格制度のみ		低入札価格調査制度のみ		併用		未導入		合計	
	H28.4.1現在	H29.4.1現在	H28.4.1現在	H29.4.1現在	H28.4.1現在	H29.4.1現在	H28.4.1現在	H29.4.1現在	H28.4.1現在	H29.4.1現在
都道府県	0	0	5	4	42	43	0	0	47	
政令指定都市・県庁所在市	9	9	1	1	41	41	0	0	51	
市区町村	922	937	134	126	484	500	181	158	1,721	1,721

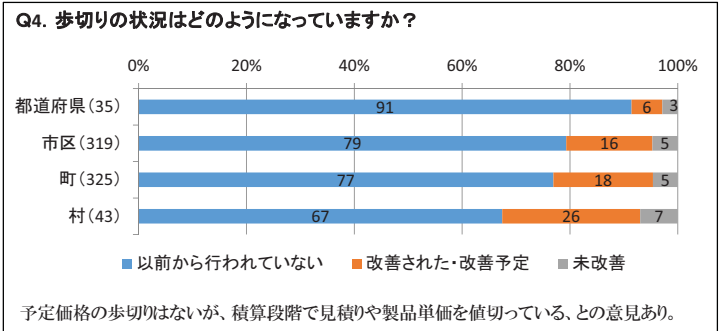
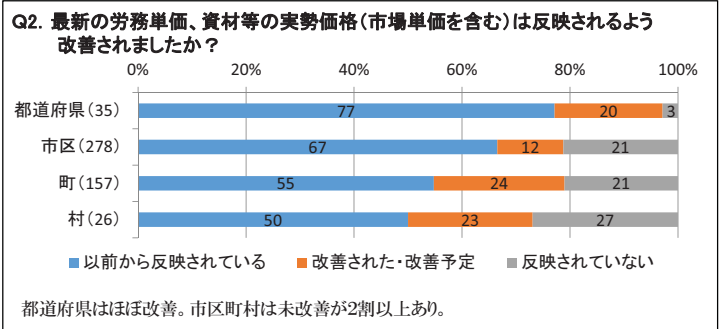
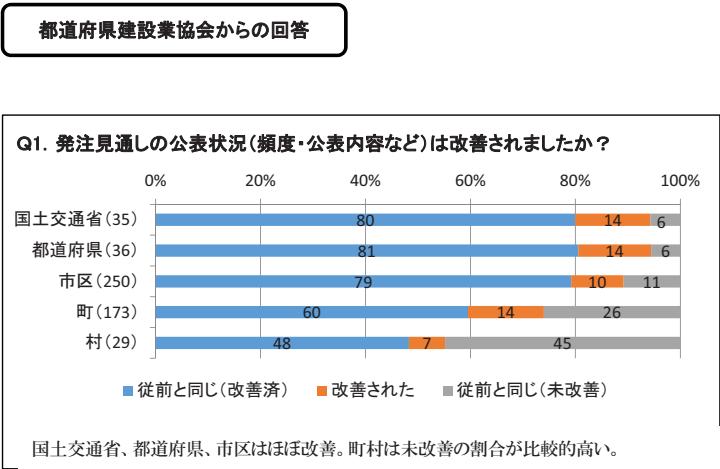
出典：都道府県、政令指定都市・県庁所在市は、全国建設業協会調べ
市区町村は、国土交通省「入札契約適正化法等に基づく実施状況調査の結果について」によるもので、**H27.3.31とH28.3.31との比較**

最低制限価格制度					低入札価格調査制度				
	都道府県		政令指定都市・県庁所在市			都道府県		政令指定都市・県庁所在市	
		構成比		構成比			構成比		構成比
最新の中央公契連モデルに準拠	19	40.4%	10	19.6%	最新の中央公契連モデルに準拠	24	51.1%	7	13.7%
改訂前の中央公契連モデルに準拠	4	8.5%	18	35.3%	改訂前の中央公契連モデルに準拠	5	10.6%	21	41.2%
改訂前の中央公契連モデル未滿	0	0.0%	1	2.0%	改訂前の中央公契連モデル未滿	1	2.1%	3	5.9%
独自算定式で最新の中央公契連モデル以上	5	10.6%	5	9.8%	独自算定式で最新の中央公契連モデル以上	4	8.5%	4	7.8%
その他独自算定式	9	19.1%	9	17.6%	その他独自算定式	11	23.4%	5	9.8%
算定式非公表	6	12.8%	7	13.7%	算定式非公表	2	4.3%	2	3.9%
制度未採用	4	8.5%	1	2.0%	制度未採用	0	0.0%	9	17.6%
合計	47	100.0%	51	100.0%	合計	47	100.0%	51	100.0%

57

品確法等の効果検証に係るアンケート調査

【調査概要】
(1)調査内容
改正品確法及び運用指針の趣旨を踏まえ、各発注機関において適正な対応がなされているかを調査したもので、平成29年7月1日時点と平成28年7月1日時点との比較を行っている。
(2)調査日：平成29年7月～8月
(3)調査対象者：47都道府県建設業協会及び会員企業（一部）
(4)回収状況：40都道府県建設業協会（回答率85.1%）、会員企業900社

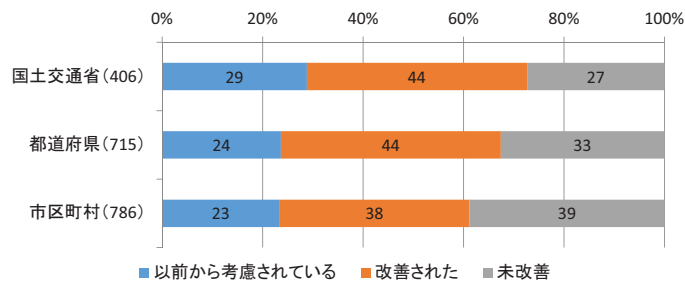


58

品確法等の効果検証に係るアンケート調査

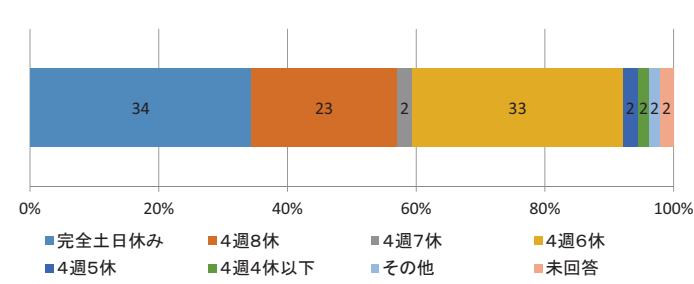
会員企業からの回答

Q1 現場の諸条件を踏まえた、適切な工期が設定されるようになりましたか？



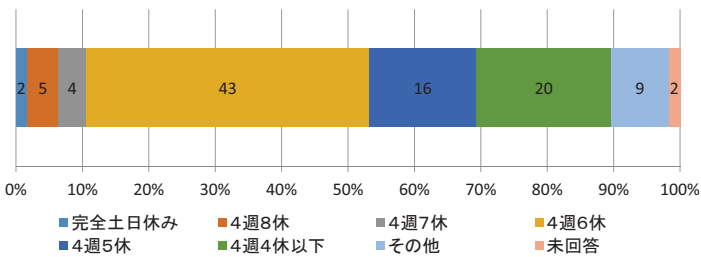
改善状況は国土交通省＞都道府県＞市区町村となっており、前年とほぼ変わらず。

Q4 建設現場における望ましい休日のあり方についてお聞かせください。



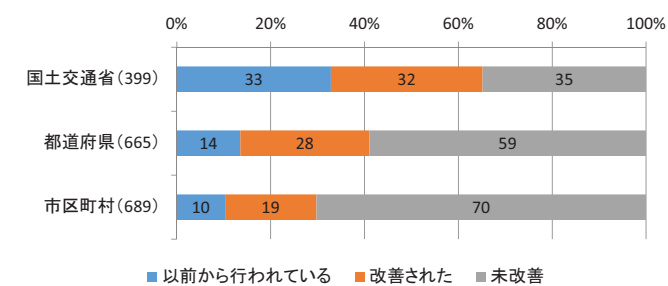
「完全土日休み」「4週8休」の合計で約6割。「4週6休」希望が3割強。

Q3 国では、適正な工期設定、施工時期の平準化、ICTの活用等の取組を通じて休日拡大を目指すこととしていますが、貴社の建設現場における基本的な休日取得の実態についてお聞かせください。



全体の半数以上が4週6休以上。「4週4休以下」は2割。

Q6 ワンデーレスポンスなどの活用により、迅速な対応が行われていますか？

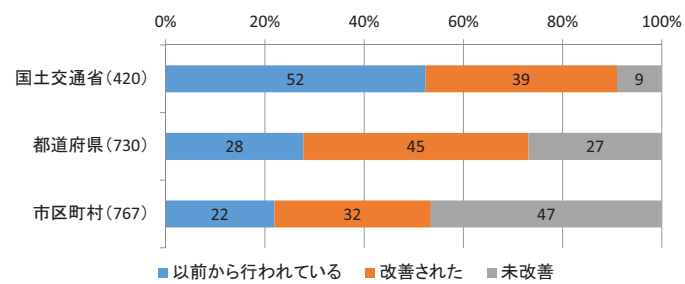


改善状況は、国で6割強、都道府県で4割、市区町村で3割にとどまる。

品確法等の効果検証に係るアンケート調査

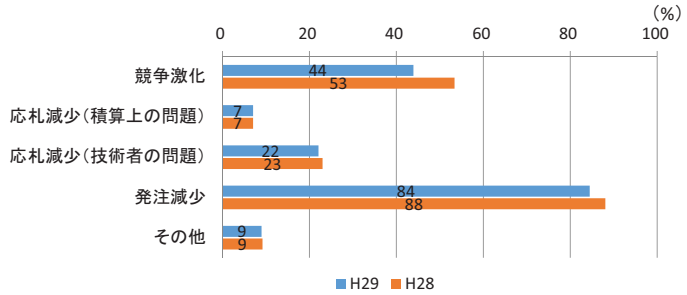
会員企業からの回答

Q8 施工条件の変化に伴う、必要な契約変更が行われていますか？



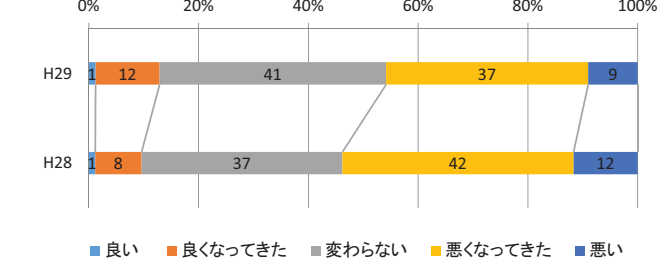
都道府県、市区町村では未改善の割合が一定数あり。

Q10 受注の状況が悪化傾向にある主な要因は何ですか？（該当するものすべて）



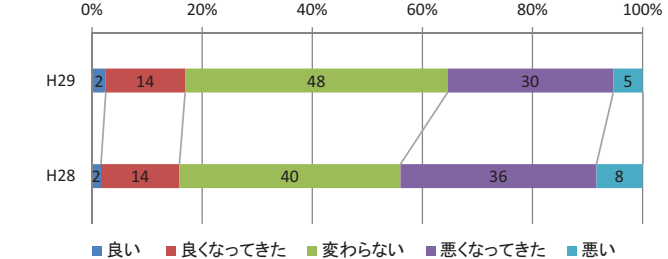
全般的な傾向に変わりなく、「発注減少」が最も多い。

Q9 平成28年度の同時期に比べて、受注の状況はどのようになっていますか？



悪化傾向の回答は若干減少。ブロック別では四国で悪化傾向の割合が比較的高い。

Q11 前期決算と比べて、利益の状況はどのようになっていますか？



悪化傾向の回答は若干減少。ブロック別では四国でやや悪化傾向。

1. ガイドラインの趣旨等

- 働き方改革実行計画(H29.3.28)において、一定の猶予期間の後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制を適用することとされた。
- これに向けて、建設業の生産性向上に向けた取組と併せ、適正な工期の設定等について民間も含めた発注者の取組が必要。
- 本ガイドラインは、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項を指針(手引き)として取りまとめたもの。

ガイドラインの内容

2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

(1) 請負契約の締結に係る基本原則

- 受発注者は、法令を順守し、双方対等な立場に立って、請負契約を締結。

(2) 受注者の役割

- 受注者(いわゆる元請)は、下請も含め建設工事に従事する者が長時間労働を行うことを前提とした不当に短い工期となることのないよう、適正な工期での請負契約を締結。
- 民間工事においては工期設定の考え方等を受発注者が適切に共有。

(3) 発注者の役割

- 発注者は、施工条件等の明確化を図り、適正な工期での請負契約を締結。

(4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化

- 受発注者は、工事実施前に情報共有を図り、各々の役割分担を明確化。

3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

(1) 適正な工期設定・施工時期の平準化

- 工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。
 - ・ 建設工事に従事する者の休日(週休2日等)の確保
 - ・ 労務、資機材の調達等の「準備期間」や施工終了後の「後片付け期間」
 - ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数 等

- 週休2日等を考慮した工期設定を行った場合には、必要となる共通仮設費などを請負代金に適切に反映。
- 受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダンピング」を行わない。
- 予定された工期での工事完了が困難な場合は、受発注者双方協議のうえで適切に工期を変更。
- 発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。

(2) 社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保

- 社会保険の法定福利費などの必要経費について、請負代金内訳書に明示すること等により、適正な請負代金による請負契約を締結。

(3) 生産性向上

- 受発注者の連携により、建設生産プロセス全体における生産性を向上。
- 受注者は、工事現場のICT化等による施工の効率化を推進。

(4) 下請契約における取組

- 下請契約においても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を考慮して適正な工期を設定。
- 下請代金は、できる限り現金払いを実施。
- 週休2日の確保に向け、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意。
- 一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。

(5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

- 工事の特性等を踏まえ外部機関(CM企業等)を活用。

4. その他(今後の取組)

- 建設工事の発注の実態や長時間労働是正に向けた取組を踏まえ、本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂。

出典：国土交通省「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン(概要)」

61

施工時期の平準化の取組の拡大

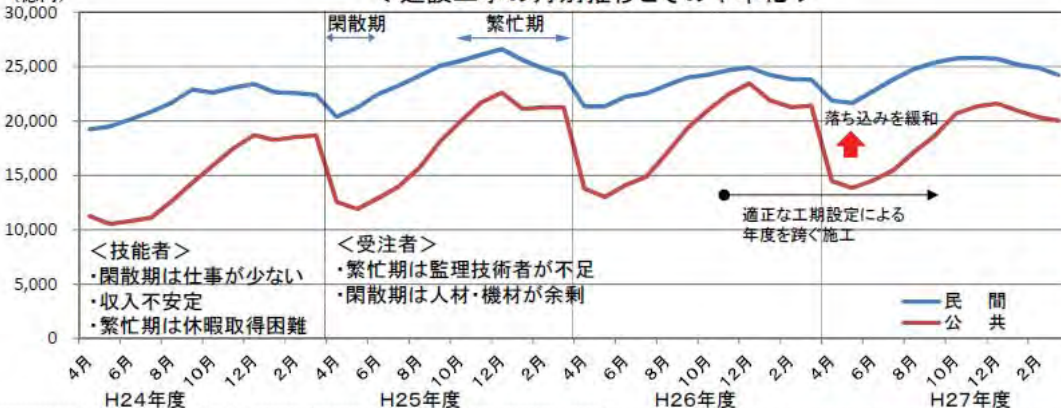
出典：国土交通省「建設産業政策 2017+10」

- ②生産性向上
- 建設工事の繁閑の波をなくす

<施策の概要>

- 人材・資機材の効率的な活用や良好な労働環境を実現し、建設現場の生産性向上を図るため、閑散期と繁忙期の差を縮小する、施工時期の平準化を推進。
- 平準化を推進するため、直轄工事において、適正な工期を確保するための2か年国債(国庫債務負担行為)やゼロ国債を活用。
- また、地方公共団体に対し平準化の取組の推進について要請するとともに、国、地方公共団体の発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表する取組を全国で実施。

< 建設工事の月別推移とその平準化 >



出典：建設総合統計

■2か年国債※1の更なる活用

適正な工期を確保するための2か年国債の規模を倍増

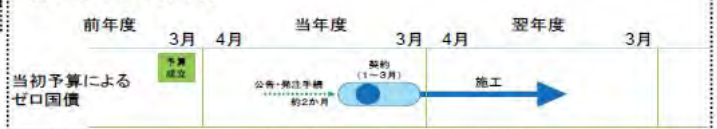
H27年度：約200億円 ⇒ H28年度：約700億円 ⇒ H29年度：約1,500億円

※1：国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て、後年度に亘って債務を負担(契約)することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年国債という。

※2：国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。

■当初予算における『ゼロ国債※2』の設定

平準化に資する『ゼロ国債』を当初予算において初めて設定(約1,400億円)



62

- 直轄工事において、率先して、**週休2日の確保をはじめとして長時間労働を抑制する取組を展開し**、働き方改革を推進
- さらに、地方公共団体においても、働き方改革の取組が浸透するよう地域発注者協議会等の場を活用して、働きかけ

■ 週休2日対象工事の拡大

災害復旧や維持工事、工期等に制約がある工事を除く工事において、**週休2日対象工事の適用を拡大**

週休2日対象工事の実施件数

平成29年度はH30.1時点

	H28年度	H29年度	H30年度
公告件数(取組件数)	824(165)	2,546(746)	適用拡大

■ 週休2日の実施に伴う必要経費を計上

週休2日の実施に伴い、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費について、**現場閉所の状況に応じて補正係数を乗じ**、必要経費を計上

補正係数(土木工事の場合)

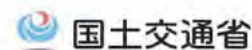
	H29年度	H30年度	
労務費	—	最大1.05	新たに設定
機械経費(賃料)	—	最大1.04	
共通仮設費	1.02	最大1.04	見直し
現場管理費	1.04	最大1.05	

※ 4週6休相当以上から現場閉所の状況に応じて補正

※ 元下問わず参加しているすべての企業で適正な価格での下請契約、賃金引上げの取組が浸透するよう、発注部局と建設業所管部局で連携

63

市町村など公共発注者におけるその他の課題について



- 担い手三法を踏まえた取組等について、地方公共団体(特に市町村)の取組に遅れが見られる状況。

予定価格の公表時期

○ 予定価格については、入札前に公表すると、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないこと等から原則として事後公表とすべき。
⇒ 15都道府県(全体の約31%)、685市町村(全体の約40%)が、予定価格を全案件事前公表している。

低入札価格調査基準又は最低制限価格の公表時期

○ 低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を定めた場合には、当該価格については入札の前に公表しないものとすべき。
⇒ 2県(全体の約4%)、160の市町村(全体の約9%)は、いずれかを事前公表。

低入札価格調査基準又は最低制限価格の導入

○ ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、適切活用を徹底すべき。
⇒ 126市町村(全体の約7%)は、**いずれの制度も導入していない**。

一般競争入札の導入

○ 一般競争入札の性格及び一般競争入札が原則とされていることを踏まえ、対象工事等の見直し等により適切な活用を図るべき。
⇒ 都道府県及び指定都市においては、すべての団体において導入されているが、369市区町村(全体の約21%)においては、**未導入**となっている。

総合評価落札方式の導入

○ 総合評価落札方式の性格を踏まえ、工事の性格等に応じた適切な活用を図るべき。
⇒ 都道府県及び指定都市においては、すべての団体において導入されているが、623市区町村(全体の約36%)においては、**未導入**となっている。

多様な入札契約方式の導入

○ 発注体制等を踏まえつつ、工事の性格や地域の実情に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせて適用すべき。
⇒ 発注者体制補完に資するCM方式(ピュア型)の導入状況を見ると、53団体(全体の2.4%)のみの導入となっている。

平成29年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査(平成29年3月31日時点)より

- 地域の実情等や、制度(条例など)の改正の必要性への懸念から、改善が進まない地方公共団体も多く存在することから、今後取組の遅れている地方公共団体の改善が十分に進んでいくかどうか課題。

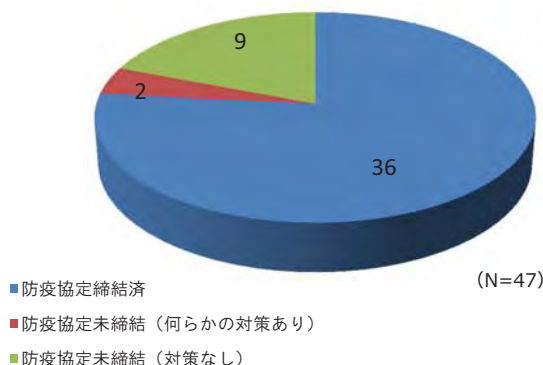
地域建設業に期待される役割

全国建設業協会調べ(平成29年6月)

災害協定・防疫協定

- **全国47の建設業協会**では、都道府県との間で「**災害協定**」等を締結している。
- また、家畜伝染病発生時の迅速な防疫対策を図るため、地方自治体と38の建設業協会の間で「**防疫協定**」を締結するか又は災害協定に準じて対応することとしている。
- このほか、7ブロック地域で近隣県建設業協会間における「**相互支援協定**」の締結が進んでいる。

各都道府県との防疫協定等の締結状況



○ 指定(地方)公共機関

- 全国建設業協会は、災害対策基本法に基づく「**指定公共機関**」に指定されている(平成27年10月1日)。
- 全国47の建設業協会のうち**18の建設業協会**が、災害対策基本法に基づく「**指定地方公共機関**」に指定されている。
- このうち13の建設業協会の会長は、各都道府県の「**防災会議委員**」に就任している。

指定地方公共機関

北海道、岩手県、宮城県、秋田県、栃木県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、山口県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 (18協会)

地方防災会議委員

北海道、岩手県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、山口県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県 (13協会)

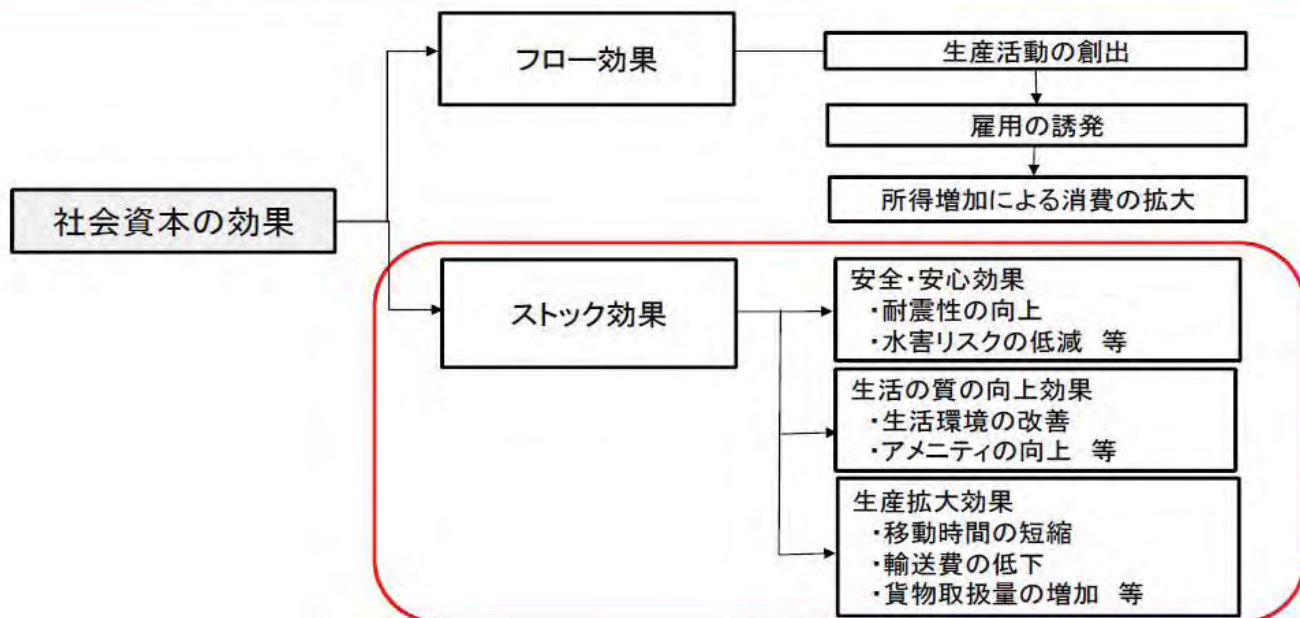
65

(参考) 社会資本のストック効果

国土交通省

社会資本のストック効果は、以下の三つに分けられる。

- **安全・安心効果**…地震、津波、洪水等への災害安全性を向上させ、安全・安心を確保する効果。
- **生活の質の向上効果**…衛生状態の改善、生活アメニティの向上などの生活水準の向上に寄与し、生活の質を高める効果。
- **生産拡大効果**…移動時間の短縮、輸送費の低下等によって経済活動の生産性を向上させ、経済成長をもたらす効果。



出典：国土交通省「社会資本整備審議会 第39回 計画部会」

66

民間投資の誘発

【工夫の例】企業の事業活動に合わせた事業実施スケジュールの調整、複数事業の一体的実施

【事業の例】工場操業開始に合わせたIC整備及び近傍港湾の機能強化

○大手自動車メーカーの工場の操業開始に合わせて、地元の協力を得ながら、高速道路にインターチェンジを整備するとともに、積み出しを効率化・円滑化するために、近傍の港湾の自動車取扱能力を強化

自動車取扱い能力拡大



完成自動車移出取扱量



出典：国土交通省「社会資本整備審議会 第40回 計画部会」

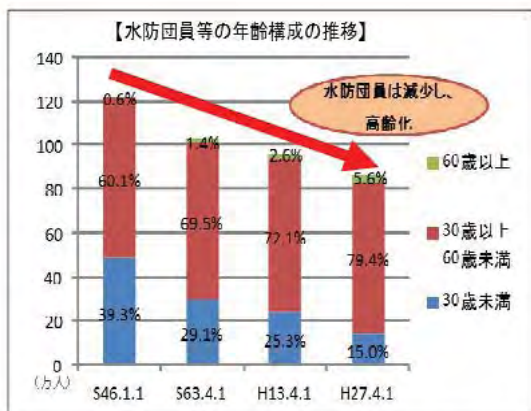
関連産業の立地等状況



67

民間を活用した水防活動の円滑化

○ 水防管理者等に水防活動のために認められている権限の一部を、水防管理者から水防活動の委任を受けた民間事業者が行使できることとし、民間事業者による水防活動を円滑化。



＜民間活力を活用した水防活動（イメージ）＞



【民間事業者は、水防管理者から委託を受けた水防活動の範囲内に限り以下の権限を行使可能。】

緊急通行(法19条)

○ 水防上緊急の必要がある場所に赴くときの私有地等の通行。

公用負担(法28条)

○ 水防のため緊急の必要があるときの他人の土地等の使用。

出典：国土交通省「水防法等の一部を改正する法律(全体概要)」

68

インフラ維持補修・更新費の中長期展望について

(1) 事後更新型のインフラ維持補修・更新費の概要

- 内閣府では社会資本のうち主要な部門について実質投資額を用いた社会資本ストック推計を実施している。
(2014年度の実質投資額は約18兆円(名目投資額は約19兆円)、粗資本ストックは2014年度末時点で約953兆円)
- 社会資本ストック推計を活用して、現状(2014年度時点)のストック量を維持したまま単純事後更新を行った場合の維持補修・更新費を試算した。2015年度時点で約9兆円、2054年度時点で約16兆円(2015年度比1.75倍)と見込まれる。
- 今後、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが一斉に老朽化する。これらのインフラについて、速やかに計画的な維持補修が行われない場合、中長期的な維持補修・更新に係るトータルコストが増加する。

社会資本ストック推計を活用した事後更新型の維持補修・更新費の試算

図1 単純事後更新を行った場合の維持補修・更新費の試算額の推移

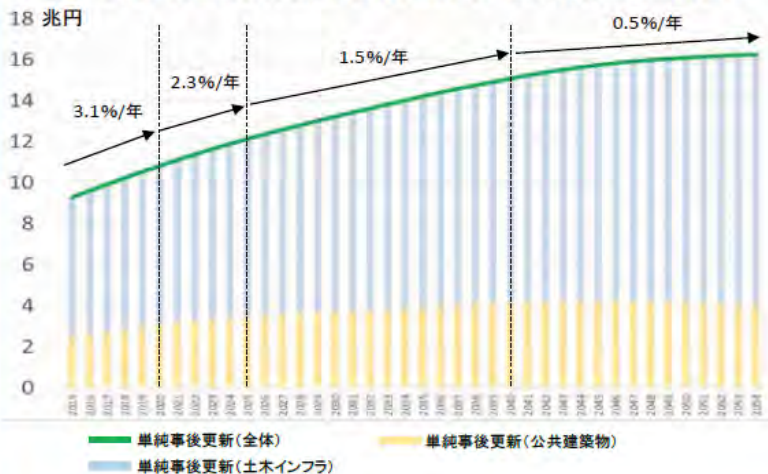


図2 維持補修・更新費の伸び率(年率)

	全体	公共建築物	土木インフラ
2015～2020年度	3.1%/年	4.2%/年	2.7%/年
2020～2025年度	2.3%/年	2.4%/年	2.3%/年
2025～2040年度	1.5%/年	1.2%/年	1.6%/年
2040～2054年度	0.5%/年	-0.2%/年	0.8%/年
維持補修・更新費のピーク時の2015年度比倍率	2074年度 1.78倍	2045年度 1.69倍	2074年度 1.89倍
2015年度～2054年度の維持補修・更新費の総額	547兆円	149兆円	399兆円

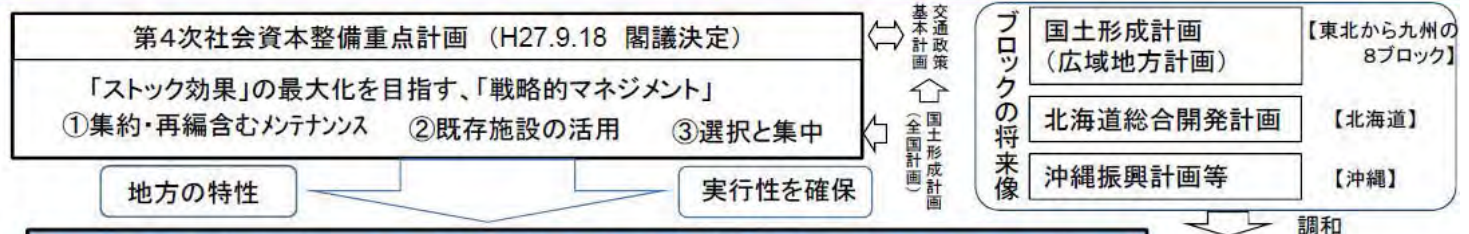
公共建築物:公共賃貸住宅、廃棄物処理、文教施設(学校施設、社会教育施設等)、庁舎
土木インフラ:道路、港湾、航空、鉄道、下水道、水道、都市公園、治水、治山、海岸、農林漁業、国有林、工業用水道

出典:内閣府「インフラ維持補修・更新費の中長期展望」

69

地方ブロックにおける社会資本整備重点計画の策定

出典:国土交通省「社会資本整備審議会 第40回 計画部会」



全国10の「地方ブロックにおける社会資本整備重点計画」(H28.3.29 策定)

- 各地方の将来像を踏まえその特性に応じて、重点的かつ効率的に社会資本を整備するための計画として策定
- 将来像の実現に向け、ブロックごとの指標、具体的事業等をプロジェクトとしてとりまとめ
- プロジェクトは次の3つを明確化

✓ 完成年次の明示・時間軸の明確化

- ・[H30年度完成][H32年度完成][H30年代完成]等、現在完成時期が見込まれている取組を切り出し
- ・時間軸を明確化

✓ 期待されるストック効果を見える化

- ・社会資本の目的・役割である「安全・安心」「生活」「成長」に資するプロジェクトを設定
- ・プロジェクト毎に、取組の実施を通じて今後期待されるストック効果を明示

✓ プロジェクトを戦略的マネジメントに沿って分類

- ・プロジェクトを「既存施設の有効活用とソフト施策の推進」「選択と集中の徹底」「既存施設の集約・再編」に分類
- ・メンテナンスに係る記載を充実

70

○各地方の将来像を踏まえその特性に応じて、重点的かつ効率的に社会資本を整備するための計画として策定

○将来像の実現に向け、ブロックごとの指標、具体的事業等をプロジェクトとしてとりまとめ

①完成年次の明示・時間軸の明確化

約2,800の全事業について、
 ➢ 3年で完成
 ➢ 5年（計画期間内）で完成
 ➢ 平成30年代に完成
 ➢ 完成時期未定
 の4区分を設け、現在の状況と完成年次を記載。

②将来期待されるストック効果を明示

➢ 民間投資の動きとインフラ整備のスケジュールを合わせて記載
 ➢ 各事業ごとに将来期待されるストック効果
 について新たに項目を設け記載。

③プロジェクトを戦略的マネジメントに沿って分類

➢ 既存施設の有効活用やソフト施策の推進（賢く使う取組）
 ➢ 既存施設の集約・再編
 について新たに項目を設け記載。

時間軸の明確の記載事例

【選択と集中の徹底】
 （計画期間内に完成予定）
 <平成30年度までに事業が完成予定>
 【一般国道468号首都圏中央連絡自動車道（境古河IC～つくば中央IC）（茨城県境町～つくば市）（H27年度工事中）【H28年度完成】】
 <平成32年度までに事業が完成予定>
 【東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナターミナル整備事業（東京都）（H27年度工事中）【H31年度完成予定】】
 （中長期的に事業を推進）
 <平成30年代完成予定>
 【国営昭和記念公園（東京都立川市）（H27年度工事中）【H30年代前半完成】】
 <完成時期未定>
 東京外かく環状道路（関越～東名）（東京都世田谷区～練馬区）（H27年度工事中）

▲時間軸を明確化した記載例

将来期待されるストック効果の記載事例

【北海道ブロック】
 函館市がH27.8にフットボールパーク・函館アリーナを完成。H28に函館空港線国際ターミナルビルの大規模改修が予定されている。これらの動きも踏まえて、一般国道278号空港線の整備を推進【東北ブロック】
 釜石市において、H28に物流企業2社が新たな物流拠点の操業開始を予定している。これらの動きも踏まえて、三陸沿岸道路の吉浜～釜石、釜石山田道路等の整備を推進
 宮古～室蘭間において、H30に海運会社が新たなフェリー航路の開業を予定している。これらの動きも踏まえて、三陸沿岸道路の山田～宮古南、宮古中央～田老、田老～岩泉等の整備を推進

▲将来期待されるストック効果を明示

既存施設の有効活用やソフト施策の記載事例

【自転車に親しみ、楽しむためのサイクリングコース設定（愛媛マルゴト自転車道26コース）（愛媛県）（H27年度実施中）【平成29年度完成】】

既存施設の集約・再編の記載事例

【都市公園ストック再編事業の推進（福岡県北九州市）（平成27年度用地取得中、工事中）】

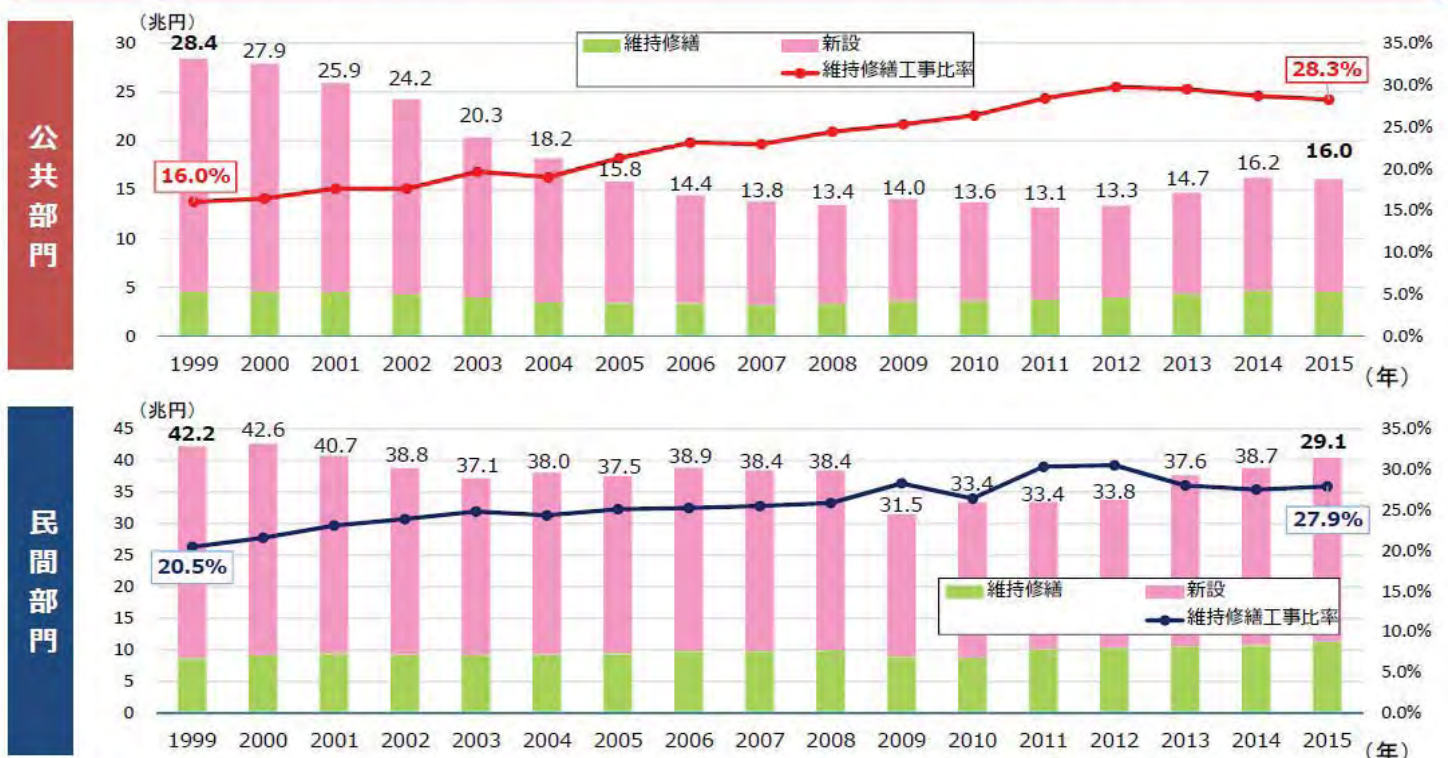
▲既存施設の有効活用やソフト施策の記載事例

出典：国土交通省「社会資本整備審議会 第40回 計画部会」

71

元請完成工事高に占める維持修繕工事の割合（公共・民間）

○ 公共・民間ともに維持修繕工事の割合は増加傾向であり、3割弱の水準となっている。



出典：国土交通省「建設工事施工統計調査」

出典：国土交通省「建設産業政策 2017+10」

72

- 公共土木、民間建築ともに老朽化が進行。
- インフラの維持管理や、マンションの大規模修繕といった建設工事が増加する見込み。

【公共土木構造物の老朽化の例（築50年以上が全体に占める割合）】

	2013年3月	2023年3月 (約10年後)	2033年3月 (約20年後)
道路橋 [約40万橋](橋長2m以上の橋約70万のうち)	約18%	約43%	約67%
トンネル [約1万本]	約20%	約34%	約50%
河川管理施設（水門等） [約1万施設]	約25%	約43%	約64%
下水道管きよ [総延長：約45万km]	約2%	約9%	約24%
港湾岸壁 [約5千施設(水深-4.5m以深)]	約8%	約32%	約58%

出典：国土交通省「建設後50年以上経過する社会資本の割合」

【民間建築物の老朽化の例（築30～50年超の戸数）】

	2016年末	2026年末 (約10年後)	2036年末 (約20年後)
築後30年超～40年未満の分譲マンション	約109.7万戸	約160.9万戸	約194.8万戸
築後40年超～50年未満の分譲マンション	約58.9万戸	約109.7万戸	約160.9万戸
築後50年超の分譲マンション	約4.1万戸	約63.0万戸	約172.7万戸

出典：国土交通省「築後30、40、50年超の分譲マンション数」

73

インフラ長寿命化基本計画の概要

出典：国土交通省「インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)」

- 個別施設毎の長寿命化計画を核として、メンテナンスサイクルを構築
- メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化
- 産学官の連携により、新技術を開発・メンテナンス産業を育成

1. 目指すべき姿

○安全で強靱なインフラシステムの構築

- メンテナンス技術の基盤強化、新技術の開発・導入を通じ、厳しい地形、多様な気象条件、度重なる大規模災害等の脆弱性に対応
- 【目標】老朽化に起因する重要インフラの重大事故ゼロ（2030年）等

○総合的・一体的なインフラマネジメントの実現

- 人材の確保も含めた包括的なインフラマネジメントにより、インフラ機能を適正化・維持し、効率的に持続可能で活力ある未来を実現
- 【目標】適切な点検・修繕等により行動計画で対象とした全ての施設の健全性を確保（2020年頃）等

○メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化

- 今後のインフラビジネスの柱となるメンテナンス産業で、世界のフロントランナーの地位を獲得
- 【目標】点検・補修等のセンサー・ロボット等の世界市場の3割を獲得（2030年）

2. 基本的な考え方

○インフラ機能の確実かつ効率的な確保

- メンテナンスサイクルの構築や多段階の対策により、安全・安心を確保
- 予防保全型維持管理の導入、必要性の低い施設の統廃合等によりトータルコストを縮減・平準化し、インフラ投資の持続可能性を確保

○メンテナンス産業の育成

- 産学官連携の下、新技術の開発・積極公開により民間開発を活性化させ、世界の最先端へ誘導

○多様な施策・主体との連携

- 防災・減災対策等との連携により、維持管理・更新を効率化
- 政府・産業界・地域社会の相互連携を強化し、限られた予算や人材で安全性や利便性を維持・向上

3. 計画の策定内容

○インフラ長寿命化計画（行動計画）

- 計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針（対象施設の現状と課題／維持管理・更新コストの見直し／必要施策に係る取組の方向性 等）

○個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）

- 施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画（対策の優先順位の考え方／個別施設の状態等／対策内容と時期／対策費用 等）

4. 必要施策の方向性

点検・診断	定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握 等
修繕・更新	優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕・更新の実施 等
基準類の整備	施設の特性を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映 等
情報基盤の整備と活用	電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用 等
新技術の開発・導入	ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用 等
予算管理	新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減、平準化 等
体制の構築	[国]技術等の支援体制の構築、資格・研修制度の充実 [地方公共団体等]維持管理・更新部門への人員の適正配置、国の支援制度等の積極的な活用 [民間企業]入札契約制度の改善 等
法令等の整備	基準類の体系的な整備 等

5. その他

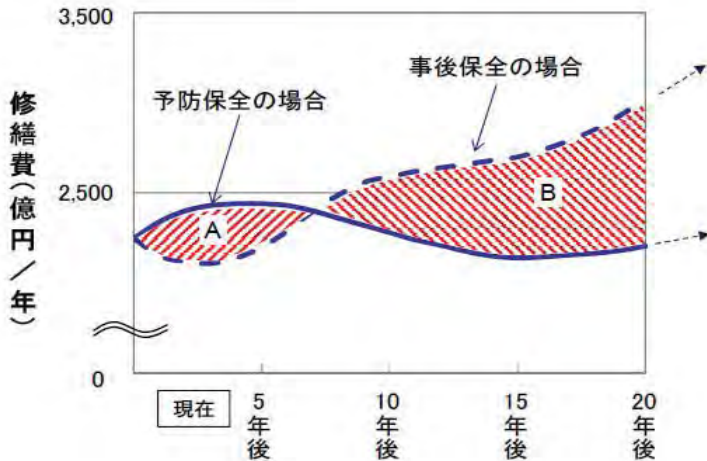
- 戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明示
- 計画のフォローアップの実施

予防保全によるライフサイクルコストの縮減効果（今後20年の推計）

- 点検結果、修繕実績等に基づき推計。
- 今後の点検実施状況も踏まえ、精査が必要。
- さらに、新技術の導入等により、コスト縮減の取り組みを進める。

予防保全の場合 約4.2～4.9兆円／20年（年平均 約2,300億円）（2037年 約2,100～2,400億円）
事後保全の場合 約4.7～5.5兆円／20年（年平均 約2,500億円）（2037年 約2,800～3,300億円）

20年間で約5,000億円の縮減
（参考：平成29年度 修繕当初予算 約2,250億円※）
※北海道、沖縄の事業分を含めた平成29年度当初予算額



対象道路
： 国土交通省管理道路

対象構造物
： 橋梁、トンネル、舗装、
その他構造物（土工、附属物）

対象予算
： 修繕、点検、耐震補強

対象年
： 2017年～2037年（20年間）

出典：国土交通省「行政事業レビュー公開プロセス説明資料【事業名】道路事業（直轄・修繕等）」

75

良質な社会資本形成（更新が必要な社会資本）

社会資本の老朽化の現状

（出所：国土交通省）

建設後50年以上経過する社会資本の割合

	平成25年3月	H35年3月	H45年3月
道路橋 [約40万橋 ^{※1} （橋長2m以上）、不明年度除く]	約18%	約43%	約67%
		50%増	
トンネル [約1万本、不明年度除く]	約20%	約34%	約50%
		30%増	
河川管理施設（水門等） [約1万施設]	約25%	約43%	約64%
		40%増	
下水道管きょ [総延長：約45万km]	約2%	約9%	約24%
		20%増	
港湾岸壁 [約5千施設（水深－4.5m以深）]	約8%	約32%	約58%
		50%増	

社会資本の老朽化による被害の例



笹子トンネル天井板
の落下事故（平成24年）

平成24年12月2日 中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故

平成25年1月21日 「社会資本の老朽化対策会議」の設置（国土交通省）

・平成25年3月31日「社会資本の維持管理・更新に関し当面講ずべき措置」の決定

平成25年10月4日 「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」の設置（政府）

・平成25年11月29日「インフラ長寿命化基本計画」の決定

平成25年5月21日 「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」決定

- 「社会資本メンテナンス元年」の成果や課題を踏まえ、インフラ長寿命化基本計画に基づく行動計画をとりまとめ
- 将来にわたる必要なインフラ機能の発揮に向けた取組により、メンテナンスサイクルを構築・継続的に発展
- 国民の安全・安心の確保、トータルコストの縮減・平準化、メンテナンス産業の競争力確保の実現

平成27年12月4日 「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」フォローアップ

～全省庁で初めて、メンテナンスサイクルの取組状況を「見える化」～

- 点検・修繕：平成26年度までに基準を改定し、それらに基づいた点検を開始。点検の結果を踏まえ、順次修繕を実施。
- 個別施設計画：本行動計画で初めて個別施設計画を策定することとなった施設も含めて、平成32年度までに全て策定すべく取組中。
- 新技術の開発・導入：一部の技術は既に現場導入済み。現場実証を終えたものについても、平成28年度から順次、現場導入へ移行予定。

76

方式	地域維持型JV	事業協同組合(根拠法:中小企業等協同組合法)	
		共同施工	分担施工
イメージ図			
組合員(構成員)要件	- 地域や対象となり得る工事の実情に応じ円滑な共同施工が確保できる数 ①総合的な企画・調整・管理を行う者(土木事業又は建築工事業の許可を有する者)を少なくとも1社含む ②工事に対応する許可業種の営業年数が数年ある、元請として一定の実績、全ての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配備、地域に精通しているとともに、迅速かつ確実に現場に到着できる	地区内にある小規模事業者(設立要件の関係から4社以上、上限なし)	
建設業許可	構成員全員に許可が必要	全ての組合員に加え、組合本体としても許可が必要(法人格があるため)	
結成	自主結成	4人以上が発起人になり、設立総会等の一定の手続きを経て、行政庁の認可を受ける。	
リスク分担	全構成員(甲型)・各構成員(乙型)	組合	組合員
元下関係	元下関係なし	元下関係なし	組合と組合員は元下関係
備考	各構成員の営業年数等に一定の制約。	- 所管行政庁等からの認可、法人登記、建設業許可などの手続きを経ることが別途必要。 - 各組合員とは別に、事業協同組合そのものに技術者を配置する必要(分担施工の場合)。	

出典：国土交通省「中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会平成30年審議 第3回基本問題小委員会」

77

地域維持事業を包括的に契約している例①(都道府県)

自治体名	業務内容	導入エリア 路線	契約件数	工期	契約金額 (総計) (単位:百万円)	請負形態 (単体・組合・JV等)	構成 業者数	競争方式	導入年度
北海道	除雪業務	49管内/49管内	51件	5ヶ月	11,227	単体・組合・JV	2~14	一般競争	H10~
青森県	道路の維持管理等	1管内/6管内	1件	1年	194	地域維持型JV	7	簡易公募型プロポーザル	H24.4~
岩手県	道路・河川の維持・修繕、除排雪	2管内/14管内	5件	3年 (実稼働2年)	799	地域維持型JV	3~6	参加者の有無を確認する 公募手続き	H25.3~
秋田県	除雪	38地区/38地区	38件	1年8月	5,144	地域維持型JV	2~4	一般競争 (価格競争)	H23.10~
福島県	道路・河川の維持修繕 (除雪・施設点検含)	2管内	2件	1年~2年	1,197	事業協同組合	8~10	プロポーザル	H21.4~ H27.4~
栃木県	道路・河川砂防に係る除雪・緊急点検・維持管理	7管内/10管内	7件	7箇月	929	事業協同組合	18~78	公募型プロポーザル	H22.10~
群馬県	道路パトロール	県内全域	1件	3年	682	事業協同組合	1	条件付一般競争	H23~
長野県	道路維持補修	県内全域97工区	97件	1年	2,800	地域維持型JV	3~16		(一部)H22.4~ (県内全域)H25.4~
石川県	除雪	5地区	5件	1年	-	地域維持型JV	2~4	随意契約	H24.11~
岐阜県	道路・河川の維持・修繕等	七宗町	1件	1年	15	地域維持型JV	5	一般競争(総合評価)	H24~
静岡県	土木一式工事	過疎地域	9件	1年未満	126	単体	1	一般競争	H24.4~
三重県	公共土木施設の維持・小規模修繕、雪氷対策、道路除草	10管内/10管内	64件	1年	単価契約	地域維持型JV	3~11	一般競争(総合評価)	H26.10~

出典：国土交通省「中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会平成30年審議 第3回基本問題小委員会」

78

地域維持事業を包括的に契約している例②(都道府県)

自治体名	業務内容	導入エリア 路線	契約件数	工期	契約金額 (総計) (単位: 百万円)	請負形態 (単体・組合・JV等)	構成 業者数	競争方式	導入年度
京都府	道路河川の維持管理、除雪及び凍結防止材散布	府北部地区	3	1年	47	単体	—	一般競争	H21～
兵庫県	緊急小規模、点々補修、照明灯具取替、除雪・凍結防止剤散布、消雪工点検調整補修	新温泉町	1件	1年	109	地域維持型JV	12	制限付き一般競争	H26.4～
奈良県	道路・河川の維持修繕、舗装修繕、雪害	1町・1旧村 (町村合併前の1村) /39市町村	2件	1年	48	地域維持型JV	各4	一般競争(総合評価)	H28.4～
島根県	道路パトロール	3管内/12管内	3件	2年	86	事業協同組合	～58	随意契約	H25～
広島県	道路・河川の維持・修繕等	4管内/9管内	12件	9箇月～2年	352	単体	1	随意契約又は指名競争	H25.4～
山口県	道路巡視・道路年間維持	8管内/8管内	28件	1年	818	単体	1	指名競争	H19.4～
愛媛県	道路・河川・砂防・海岸の維持・修繕等	1市町/20市町 (新居浜区域)	1件	1年	23	事業協同組合	—	公募型指名競争	H23.4～
長崎県	道路の監視・維持修繕	8管内/11管内	9件	3年	112	単体	1	一般競争(価格競争)	H23～
熊本県	道路植栽管理	10管内	88件	3年	935	単体	1	指名競争	H26.3～
宮崎県	道路・河川・砂防の維持・修繕等	全県	26件	1年	1,108	事業協同組合 地域維持型JV	4～92	一般競争(総合評価)	H27.4～ (試行)

地域維持事業の包括的な契約を導入・実施している地方公共団体からは

- 災害時や緊急時も含めた人員・機械等の施工体制の安定的・効率的かつ迅速・円滑な確保【受注者】
- インフラの維持管理が持続的・安定的に行われること(きめ細やかな住民サービス)に対する住民の安心感【地域住民】
- 包括的発注による発注事務の負担軽減【発注者】

といった効果が挙げられているとの声が寄せられています。

(参考) 地域維持型契約方式の導入状況(導入予定を含む)

H24年度 H25年度 H26年度 H27年度 H28年度
14道府県→19道府県→23道府県→24道府県→26道府県
(H28.11時点 国土交通省調べ)

出典：国土交通省「中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会
平成30年審議 第3回基本問題小委員会」

79

地域維持事業を包括的に契約している例③(市区町村)

地方公共団体名	業務内容	導入エリア 路線	契約件数	工期	契約金額 (総計) (単位: 百万円)	請負形態 (単体・組合・JV等)	構成 企業数	競争方式	導入年度
北海道 札幌市	道路維持除雪業務	23地区 (市内全域)	23件	1年	14,986	特定JV	5～13	一般競争	H23.10～
北海道 幕別町	道路の維持・修繕、除雪等	2地区/2地区	2件	7年	856	事業協同組合	4～5	随意契約 (プロポーザル)	H20.4～
秋田県 大仙市	道路除排雪業務	7地域	7件	5箇月	322	地域維持型JV	5～15	プロポーザル方式	H28年度
千葉県 成田市	①道路維持補修 ②道路清掃(除草を含む。) ③台風等の災害時の緊急措置 ④除雪(凍結防止作業も含む。)	9工区 (市内全域)	9件	1年	122	単体	—	簡易公募型 プロポーザル ※H27までは見積競争	不明 ※H11.4.1から記録あり
奈良県 黒滝村	道路・河川の維持・修繕等	1管内	1件	11箇月	2.5	単体	1	指名競争	—
広島県 府中市	道路の維持・修繕	市内 (東部・西部・北部)	3件	6箇月	16	単体 (入札は混合)	1	一般競争	H28.4～
広島県 府中町	道路の維持・修繕等	町内一円	1件	1年	25	単体	1	指名競争	不明
島根県 奥出雲町	道路の維持・修繕	2地区/2地区 (旧2町村)	4件	6箇月	5	単体	1	指名競争	H25.4～
徳島県 那珂町	道路・河川の維持・修繕等	3管内/6管内	4件	5箇月～2年	10	地域維持型JV	5～7	一般競争 (総合評価)	H233～
福岡県 うきは市	市道・農道・市有林等の維持管理 出水時の巡視・二次被災防止	6エリア/6エリア	6件	1年以内	11	地域維持型JV	10者以下	随意契約	H25.5～

出典：国土交通省「中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会
平成30年審議 第3回基本問題小委員会」

80

地域に精通した建設プロフェッショナルとしての使命①

九州北部豪雨災害（平成29年7月）

○福岡県建設業協会では、被害の大きい東峰村へ物資を寄付し、福岡県からの要請を受けて木造応急仮設住宅45戸を約1ヶ月で建設した。
(福岡県建設業協会調べ)

○大分県建設業協会では、災害協定等に基づき、日田支部をはじめ被災地の各支部会員企業が道路パトロールや応急復旧、土砂・流木等の撤去作業、河川応急工事等を実施した。
(大分県建設業協会調べ)

福岡県建設業協会による緊急対応実績		大分県建設業協会日田支部による緊急対応実績	
物資支援	ブルーシート 200枚	対応期間	平成29年7月5日 ～8月31日
	土嚢 3,000個	会員企業 (実数)	71社
	軍手 1,000組	会員企業 (延べ)	2,363社
木造仮設住宅	45戸	作業人員 (延べ)	5,907名



木造仮設住宅完成(東峰村) 福岡県建設業協会



流木除去作業(日田市) 大分県建設業協会



花月川で24時間態勢での応急復旧工事(午前3時撮影) 大分県建設業協会

81

地域に精通した建設プロフェッショナルとしての使命②

東日本大震災（平成23年3月）における地域建設企業の活躍

極めて広域的で大規模な東日本大震災に対し、岩手・宮城・福島の前被災3県を中心とした東北6県の建設業協会の会員企業の7割が、自ら被災した中で道路の応急復旧や瓦礫撤去などの復旧支援活動を実施。東北以外の各県建設業協会の会員企業についても、地震直後から自らの危険も顧みず、復旧支援活動を実施。

全国建設業協会調べ(平成23年3月)

(発災後概ね2週間の実績)

【事例】宮城県建設業協会会員企業による緊急対応実績		
会員企業(実数)		213社
作業人員(延べ)		25,996人
緊急対応	建設機械等	1,381台
	ダンプ	1,941台
瓦礫撤去	建設機械等	1,302台
	ダンプ	2,140台

(発災後22日間の実績)

【事例】千葉県建設業協会会員企業の活動実績	
会員企業数(実績)	345社
作業人員(延べ)	4,744人



陸前高田市 道路開通作業(岩手県建設業協会)



仙台市 道路開通作業(宮城県建設業協会)



南相馬市 瓦礫撤去作業(福島県建設業協会)



旭市 瓦礫撤去作業(千葉県旭市提供)

82

地域に精通した建設プロフェッショナルとしての使命③

熊本地震（平成28年4月）

- 熊本県建設業協会の会員企業は、自ら被災した者も多い中、熊本県との災害協定及び自治体からの要請に基づき、いち早く現場に駆けつけ、道路啓開、応急復旧、パトロール、避難所支援など様々な災害支援活動に尽力した。
 - 地震が発生した4月14日から6月末までの2ヶ月半の間で、同協会が投入した災害復旧に係る活動人員は4万4,193人、建設機械1万927台、ダンプ1万1,631台にのぼる。
- （熊本県建設業協会調べ）



【事例】熊本県建設業協会
会員企業の初動対応状況

活動期間	17日間
活動人員	17,720人
建設機械	3,923台
ダンプ	4,641台



地域に精通した建設プロフェッショナルとしての使命④

千葉県鳥インフルエンザ被害（平成29年3月）

- 3月23日に、鳥インフルエンザの可能性があるとされた段階から緊急出動した。24日に鳥インフルエンザの「陽性」判定が確定した後、直ちに活動を開始し、発生後72時間で防疫措置を完了。今回殺処分された6万1,875羽を、埋設・消毒する作業を24時間体制で実施。
- （千葉県建設業協会調べ）



人員（延べ）	57人
使用重機	5台



地域に精通した建設プロフェッショナルとしての使命⑤

東日本地域の豪雪被害(平成26年2月)

- 各県建設業協会の会員企業は、不眠不休で除排雪活動を実施。
- 孤立地域の発生した埼玉県や山梨県に対し、新潟・長野・静岡の各県建設業協会の会員企業は、除雪オペレータや除雪機械の派遣するなど広域支援活動を実施。

【事例】各県建設業協会 会員企業の初動対応状況

協会	活動期間	会員企業	作業人員	除雪車両等
宮 城	3-8日間	173社	2,397人	1,116台
福 島	15-25日間	453社	12,020人	7,126台
群 馬	18日間	309社	19,055人	9,917台
埼 玉	5-12日間	138社	3,707人	1,533台
山 梨	6日間	1,148社	9,163人	5,343台
長 野	3日間	1,171社	9,617人	5,356台
静 岡	8日間	180社	1,899人	850台



85

行政と地域建設業団体が地域防災力の維持・向上に関して意見交換等をする場の創設（案）

- ・ 人口減少が顕著である中山間等の地域は特に地域防災力等の低下が懸念。地域建設業の企業数、人員、機材などの防災体制は維持困難(当協会会員不在地域は、188市町村、26道県(大都市圏除く)で年々増加傾向)となっており、更に受注量減少などの影響で地域建設業が消滅したり体制が弱体化すれば、地域防災に致命的なダメージを与える。
- ・ 防災力低下が懸念される地域において、防災行政及び公共事業発注機関と地域建設業団体(建設業協会)が定期的に意見交換を行うことにより、行政と連携して地域防災力の維持・向上を目指す。

対象行政の目安(案):人口1万人未満(約500市町村)、当会員3社以下、当会員数が過去10年で3割以上減少している市町村及びこれらの市町村を含む都道府県の広域行政(土木事務所等)

Step1: 地域防災力維持・向上のための防災行政と地域建設業との意見交換

地域建設業の支援体制の課題や保持する知見などを防災行政に発信する機会が少ないことなどにより、地域防災支援の実効性が低下していることが懸念。必要に応じ迅速な改善が必要。

例) 都道府県防災会議委員として指定地方公共機関である13道県の建設業協会が参画

- 対象行政の防災部局と都道府県建設業協会・支部が意見交換する場(形式は複数自治体合同、既存の地域防災会議の活用等を含め、地域実情により市町村、県土木事務所と調整のうえ決定)を設置し、定期的に意見交換。
- 建設業協会からの情報発信・提案内容
 - ・ 応援協定締結企業の体制(企業数、人員、資機材等)の経年変化、現状の問題、解消の見通し
 - ・ 災害未然防止、緊急時の連絡体制、災害支援協定の課題などについての改善提案

全国建設業協会:「平成29年度地域懇談会(参考資料)」

Step2: 地域防災力維持・向上のための公共事業発注機関と地域建設業の意見交換

地域建設業の有する人員・資機材などの防災力を維持していくためには、公共事業発注機関としても地域建設業の置かれている状況を正しく理解し、必要な環境改善に取り組むことが必要

- 対象行政の公共事業発注部局(市町村土木担当部局長、都道府県土木事務所長)と都道府県建設業協会(当該地域代表企業数社含む)が維持工事や除雪を含め地域防災力確保に必要な地域建設業の人員、資機材などの維持・強化に関する環境整備について定期的に意見交換
- 意見交換の項目
 - 例)・事業見通し公表と安定的な事業量確保
 - ・ 品確法の徹底(単価・歩掛、設計変更など)
 - ・ 地域実情に応じた発注、入契手続き等

86

インフラメンテナンス国民会議(平成28年11月28日設立)

設立の背景

- インフラは豊かな国民生活、社会経済を支える基盤であり、急速にインフラ老朽化が進む中で施設管理者は限られた予算の中で対応しなければならず、インフラメンテナンスを効率的、効果的に行う体制を確保することが喫緊の課題
- 豊かな国民生活を送る上でインフラメンテナンスは国民一人ひとりにとって重要であることから、インフラメンテナンスに社会全体で取り組むパラダイムの転換が必要

目的

1. 革新的技術の発掘と社会実装
2. 企業等の連携の促進
3. 地方自治体への支援
4. インフラメンテナンスの理念の普及
5. インフラメンテナンスへの市民参画の推進

国民会議の性格

産官学民が連携するプラットフォーム



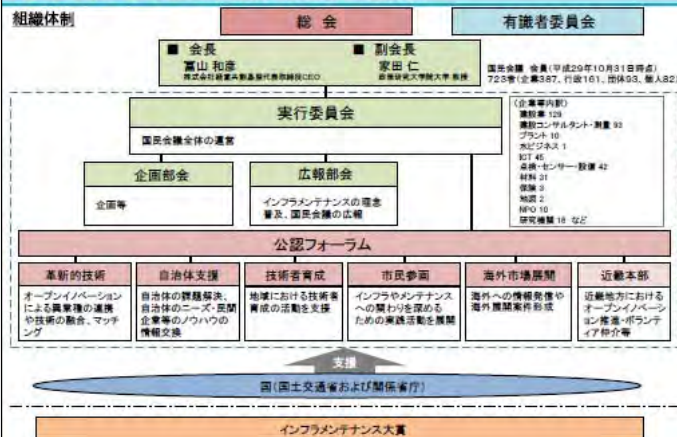
設立の位置付け

- 社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会 提言(平成27年2月)「社会資本のメンテナンス情報に関する3つのミッションとその推進方策」
- 日本再興戦略改訂2015-未来への投資・生産性革命-(平成27年6月30日閣議決定)
- 日本再興戦略2016-第4次産業革命に向けて-(平成28年6月2日閣議決定)
- 政府官報強念 提言(平成28年7月29日)

準備状況

- 意見交換会(平成27年11月～12月、平成28年4月)2回
- 部会・フォーラム準備会(平成28年6月2日～9月29日)延べ11回

インフラメンテナンス国民会議の主な活動



インフラメンテナンス革命～確実かつ効率的なインフラメンテナンスの推進～

我が国のインフラは急速に老朽化が進み、維持管理・更新費用が増大し、将来的な財源不足が懸念されており、予防保全等の計画的なメンテナンスによる費用の平準化・削減や作業の省人化、効率化を図っていくことが必要。インフラメンテナンスサイクルのあらゆる段階において、多様な産業の技術や民間のノウハウを活用し、メンテナンス産業の生産性を向上させ、メンテナンス産業を育成・拡大することで、確実かつ効率的なインフラメンテナンスを実現

産官民の技術や知識を結集するプラットフォームである「インフラメンテナンス国民会議」の取組を推進



ベストプラクティスの全国展開



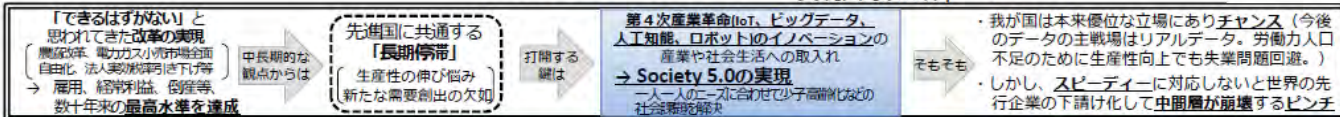
今後の国民会議の取組について

- ベストプラクティスの全国的な普及に向けて、各フォーラム等の地方における活動(地方フォーラム)を展開
- 地方フォーラム開催のための準備会を順次開催し、今後の方向性を議論

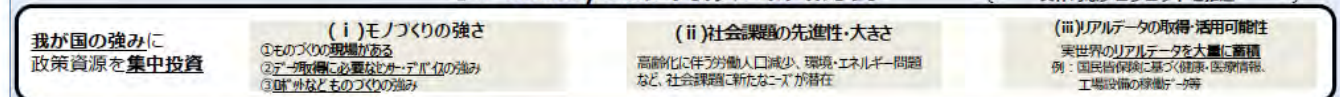


出典：首相官邸「未来投資戦略2017 概要」

未来投資戦略2017 - Society 5.0の実現に向けた改革 - (概要)



I. Society 5.0に向けた戦略分野



1. 健康寿命の延伸

【データ活用基盤の構築】

- ・現在パラパラになっている健康・医療・介護データを個人個人が生涯にわたって一元的に把握できる仕組みの構築【2020年度から本格稼働】

【保険者・経営者による「個人の行動変容の本格化」】

- ・保険者に対する予防インセンティブ強化(後期高齢者支援金の加算・減算率の引上げ(「+0.23%・▲0.048%」→「+10%」等))
- ・各保険者の取組状況(加入者の健康状態・医療費・健康への投資状況等)の見える化(成績表)と経営者への通知。健康経営による生産性の向上。

【遠隔診療、AI開発・実用化】

- ・かかりつけ医等による対面診療と組み合わせた効果的・効率的な遠隔診療の促進(次期診療報酬改定において位置付け)
- ・AI開発・実用化の促進(AI開発用のクラウド環境の整備・認証等)
- ・AIを用いた医師の診療的的確な支援(次期以降の診療報酬改定等での位置付けを目指す)

【自立支援に向けた科学的介護の実現】

- ・データ収集・分析のデータベース構築【2020年度の本格運用開始を目指す】
- ・効果のある自立支援の促進(次期介護報酬改定において位置付け)
- ・介護ロボット等の導入促進(次期介護報酬改定において位置付け、人員・設備基準見直し)

【革新的な再生医療等製品等の創出促進、医療・介護の国際展開の推進】

3. サプライチェーンの次世代化

Connected Industries: IoT等によって様々なモノのネットワーク化し、顧客や社会の課題解決に資する新たな付加価値を生み出す産業社会

【データ連携の制度整備】

- ・「スマート保安」(IoT・データを活用した異常の事前予測)に対応する保安規制の高度化
- ・複数事業者が連携した省エネのための法制度整備

【データ連携の先進事例創出・展開】

- ・国内外の複数企業のデータ連携の実証、国際標準化
- ・「すき合わせ」のデジタル化に似たモデル構築(まずは自動車・自動車部品から開始)

4. 快適なインフラ・まちづくり

【インフラ整備・維持管理の生産性向上】

- ・「i-Construction」の対象拡大(橋梁・トンネル等へ、中小事業者・自治体へ、公共工事の3次元データのオープン化(利活用ルール策定))
- ・【2025年度までに建設現場の生産性2割向上】
- ・インフラ点検・災害対応ロボットの開発促進(ロボットの利用場面に応じた要求性能の設定等)

2. 移動革命の実現

【世界に先駆けた実証】

- ・トラックの隊列走行の実現(【2020年に高速道路(新東名)で後続無人での隊列走行を実現、2022年に商業化を目指す。】)
- ・地域における無人自動走行による移動サービスの実現(【2020年の実現を目指し、全国10箇所以上の地域で公道実証】)
- ・小型無人機(ドローン)による荷物配送の実現(【2020年代に都市部での本格化に向け、補助者を配置しない目視外飛行に係る機体や操縦者等の要件の明確化】)
- ・安全運転サポート車の制度整備・普及促進(先進安全技術の基準策定等)

【データの戦略的収集・活用、協調領域の拡大】

- ・高精度三次元地図作成(25cm単位)に向けた仕様・仕組の策定【来年度中】
- ・5Gの実現・自動走行等への活用(【2020年までにサービス開始】)
- ・サイバー攻撃対応の車載セキュリティの強化(安全性評価の仕組み等の工程表策定)

【国際的な制度間競争を見据えた制度整備】

- ・高度な自動走行(レベル3以上)に向けた、政府全体の制度整備の方針策定(「システムによる運転」に係る安全基準、道路交通法等ルール、責任関係等)

5. FinTech

【オープン・イノベーション/エコシステム化の推進、チャレンジの加速】

- ・銀行によるオープンAPI(※)の推進
- ・クレジットカードデータの活用によるAPI(※)連携
- ※APIとは、金融機関やクレジットカード会社のシステムに接続するための仕組みのこと。APIを通じた連携により、FinTech事業者は金融機関やクレジットカード会社と安全に連携してサービスを提供できる。
- ・新たな決済サービスの創出(電子決済の普及・発展に対するブロックチェーン技術の活用)並びに中小企業の資金調達円滑化・低コスト化等
- ・FinTech実証実験ハブ(仮称)を通じたチャレンジの容易化
- ・海外当局との協力枠組拡大、FinTechサミットの開催

II. Society 5.0に向けた横割課題

A: 価値の源泉の創出

1. データ活用基盤・制度構築

【公共データのオープン化】

- ・「官民データ活用推進戦略会議」を司令塔とした2020年までの集中実施
- ・民間ニーズが主導する「官民ラウンドテーブル」の創設、重点分野(※)の設定(※電子行政、健康・医療介護、観光、金融、農林水産、ものづくり、インフラ防災・減災等、移動)
- ・地方自治体と民間企業等との調整・仲介機能の創設
- ・登記所の地図データ、気象・政府衛星・海洋データの開放

【社会のデータ流通促進、知財・標準の強化】

- ・データの利用権限を明確化する企業間の契約ガイドラインの展開
- ・安心してデータを流通させるための法制度整備(データ不正取得禁止、知財ADR創設等)、情報通信基盤としての5Gの整備
- ・パーソナルデータの実証事業、情報銀行・データ取引市場の制度整備
- ・工業標準をモカからサービスへ拡大するための法制度整備、官民の標準化の連携(政府CSOの検討等)

2. 教育・人材力の抜本強化

【IT力強化集中緊急プランの策定】

- ・IT人材需給を把握する仕組みの構築、ITスキル標準の全面改定
- ・学科ごとの縦割り構造を打破する工学教育改革
- ・文系・理系を問わず数理・データサイエンス教育を全学的に推進
- ・企業の課題や実データを用いた実践的教育の促進に向けた「官民コンソーシアム」の形成
- ・個人に着目した「学び直し」支援
- ・小学校でのプログラミング教育に向けた産業界と教育現場が連携した楽しみながら学べる教材の開発と教育人材の育成・確保

【高度外国人材の更なる呼び込み】

【生産性の高い働き方の実現】

- ・職務や能力等の内容の明確化とそれに基づく公正な評価の推進

3. イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム

【「学」の中核機能強化】

- ・大学の産官学連携の取組見える化(実績評価/運営費交付金の重点配分/周知の運動)
- ・新たな産官学連携の集中管理体制構築(経営トップ配下/部局横断/専門人材)
- ・大学の土地利用や大学への株式寄付の活発化

【強い分野への集中投資・ベンチャー支援】

- ・世界トップレベルの大学・研究開発法人の研究拠点へのリソースの集中投下
- ・ビッグデータ対応のネットワーク・ス/コン等情報通信基盤の強化/大学と共同研究する企業による活用促進
- ・政府調達における研究開発型ベンチャーの活用

B: 価値の最大化を後押しする仕組み

1. 規制の「サンドボックス」の創設

規制当局

制度改革に必要なデータ等が証明されなければ、規制改革に踏み切ることができない。



イノベーションの成果による付加価値創出を目指す事業者

規制の存在のために試行錯誤できず、制度改革に必要なデータ等を取ることができない。

- ・参加者や期間を限定して、実証内容とリスクを説明した上での参加の同意を前提に、「まずやってみる」ことを許容する枠組みの創設

- ・こうした取組の実行に当たり、関係省庁との間で、効果的な調整権限を発揮でき、イノベーションの社会実装による成長戦略を政府横断的に強力に推進する一元的な体制を構築

2. 規制改革・行政手続簡素化・IT化の一体的推進

【事業者目線の行政手続コストの20%以上削減】

重点9分野で推進 (①営業の許可・認可、②社会保険、③国庫、④地方税、⑤補助金、⑥調査・統計に対する協力、⑦従業員の労働管理、⑧商業登記等、⑨従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行)

【デジタル時代の公共サービス】

- ・法人設立デジタル・ワンストップ化(行政機関に不向くことなく、全ての手続をオンラインで完結)、貿易手続の全体最適、裁判の迅速化・効率化を実現するための裁判手続等のIT化、ブロックチェーンを活用した政府調達・申請手続等の革新(実証)

【技術革新に合わせた行政手続改革】

- ・ベンチャー支援ワンストップ申請システム構築等

3. 「稼ぐ力」の強化(経営者の大胆な投資と再編の決断を後押し)～コーポレートガバナンス改革を形式から実質へ～

【企業と投資家の建設的対話の促進】

- ・スチュワードシップ・コードの改訂等を踏まえたフォローアップ(議決権行使結果の公表の充実等)
- ・制度開示間の共通化、企業の経営戦略/ガバナンス情報等財務情報に関する開示の充実(四半期開示の更なる見直し(業績予想の模式廃止、義務的開示の是非も含めた更なる効率化等)、対話型株主総会プロセスの実現(議決権行使プロセス全体の電子化等)

【経営システムの強化】

- ・退任社長・CEOが就任する相談役・顧問に係る開示制度の創設

【事業再編の促進】

- ・産業競争力強化法など事業再編関連制度の見直し

2

89

II. Society 5.0に向けた横割課題

B: 価値の最大化を後押しする仕組み

4. 公的サービス・資産の民間開放

【成長分野・成熟分野へのコンセッション拡大(10年間でPPP/PFI事業規模21兆円)】

- ・更なるコンセッション推進に向けた法制度整備(コンセッション事業者による施設貸付円滑化、上下水道事業の先駆的取組の支援)
- ・北海道7空港でのコンセッション活用、空域国内線の保安区域内への旅客以外の者の入場
- ・コンセッションの新たな重点分野の設定(クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE施設)

【推進体制の整備・運用のための施策】

- ・外部の中立的な専門機関の組成を含む、PFI事業推進に向けた組織の在り方検討(5原則: ①ガイドライン化されたルール運用と遵守徹底、②入口から出口までのハズオン支援の実施、③関係省庁との協議のワンストップ化、④PDCAサイクルの確立、⑤管理者と運営権者の間での調整・仲裁機能の確保)

5. 国家戦略特区の加速的推進

- ・完全自動走行/ドローン実証実験の加速的推進、幅広い分野の「外国人材」受入れ促進

6. サイバーセキュリティ

- ・重要インフラの予兆・脅威情報等の集約・分析・共有の強化
- ・IoTシステムの脆弱性・開発・運用におけるセキュリティ対策の国内基準整備・国際標準化
- ・重要インフラ・産業基盤等の中核人材育成、実践的演習、若年層の発掘・育成
- ・政府調達の製品・分野・要件の明確化、セキュリティ製品・サービスの認定制度

7. シェアリングエコノミー

- ・民間の自主的ルールを普及展開、民間・自治体からの相談に対するグレーゾーン解消制度の活用、自治体のモデル事例の創出、横展開

III. 地域経済好循環システムの構築

1. 中堅・中小企業・小規模事業者の革新/サービス産業の活性化・生産性向上

【IoT/ロボット/クラウド導入・高付加価値化】

- ・IT・ロボット導入の専門家による1万社支援
- ・生産性が低い分野の事業分野別指針策定
- ・サービス産業の高付加価値化のための「おもてなしスキルスタンダード(仮称)」策定

【資金・人材】

- ・地域金融機関や官民ファンド等による成長資金の供給、人材・ノウハウ提供などの経営支援
- ・5年程度の事業承継支援の集中実施(早期・計画的な事業承継診断(年間5万件)、承継と合わせた経営支援)
- ・サービス経営人材の育成プログラムの開発支援、中小企業大学校の機能強化

【圏域全体の活性化】

- ・地域経済牽引事業への集中支援(地域未来投資法。3年で2000社程度)
- ・商店街の規模・ステージに合った支援策
- ・地域の革新的施策の提案募集/パッケージ支援

2. 攻めの農林水産業の展開

【多様なデータに基づく農林水産業への転換】

- ・「農業データ連携基盤」の本年内立上げ(地図、気象等の公的情報、農家の営農情報などを糾合し、ビッグデータ化(ベンダー間の標準化等))
- ・AI・IoT・ロボットなどの研究開発と現場での実証

【生産資材・流通加工構造改革】

- ・関連業界の再編の推進
- ・卸売市場法の抜本的な見直し

【輸出力強化】

- ・取組の着実な実行(2019年の輸出額1兆円)
- ・日本食品海外プロモーションセンター(JFOODO)による海外市場の開拓

【販路開拓と付加価値向上・経営力強化】

- ・国際水準GAP等の普及
- ・ジビエ(捕獲鳥獣の肉)の利活用促進(捕獲から処理加工まで繋がるモデル地区整備)
- ・経済界と連携、農業経営塾を20県程度で開講

【林業・水産業の成長産業化】

- ・森林管理等の集約・集約化等の仕組みの検討
- ・漁業の成長産業化等に必要な施策の検討

3. 観光・スポーツ・文化芸術

【観光ビジョン実現プログラム2017】実行

- ・赤坂・京都迎賓館や桂離宮等公的施設、古民家等の歴史的資源(2020年までに200地域で展開)、文化財・国立公園、新たな観光資源の活用
- ・宿泊産業のビジネスモデルの変換の促進、民泊サービスへの対応、観光地経営の推進(2020年までに世界水準DMOを100組織形成)、都道府県別の旅行消費額統計調査の本格実施、観光経営人材の育成
- ・休暇改革(「キッズウィーク」の設定)

【スポーツ産業を通じた地域振興】

- ・多様な世代が集う交流拠点となるスタジアム・アリーナの実現(2025年までに20か所の実現を目指す)
- ・スポーツMBA創設(経営人材の育成・確保)
- ・女性や障害者等のスポーツ実施率の向上

【文化芸術産業を通じた地域振興】

- ・文化GDPを拡大する「文化経済戦略」策定(持続的活用の観点からの文化財保護制度の見直し等)

IV. 海外の成長市場の取り込み

インフラシステム輸出

- ・主要産業・分野の戦略策定

経済連携交渉等

- ・TPP協定の発効
- ・日EU・EPA、RCEP、日中韓FTA等交渉推進、投資関連協定推進

データ流通・利活用に係る国際的共通認識・ルールの形成

- ・情報の自由な流通促進
- ・デジタル貿易ルール形成

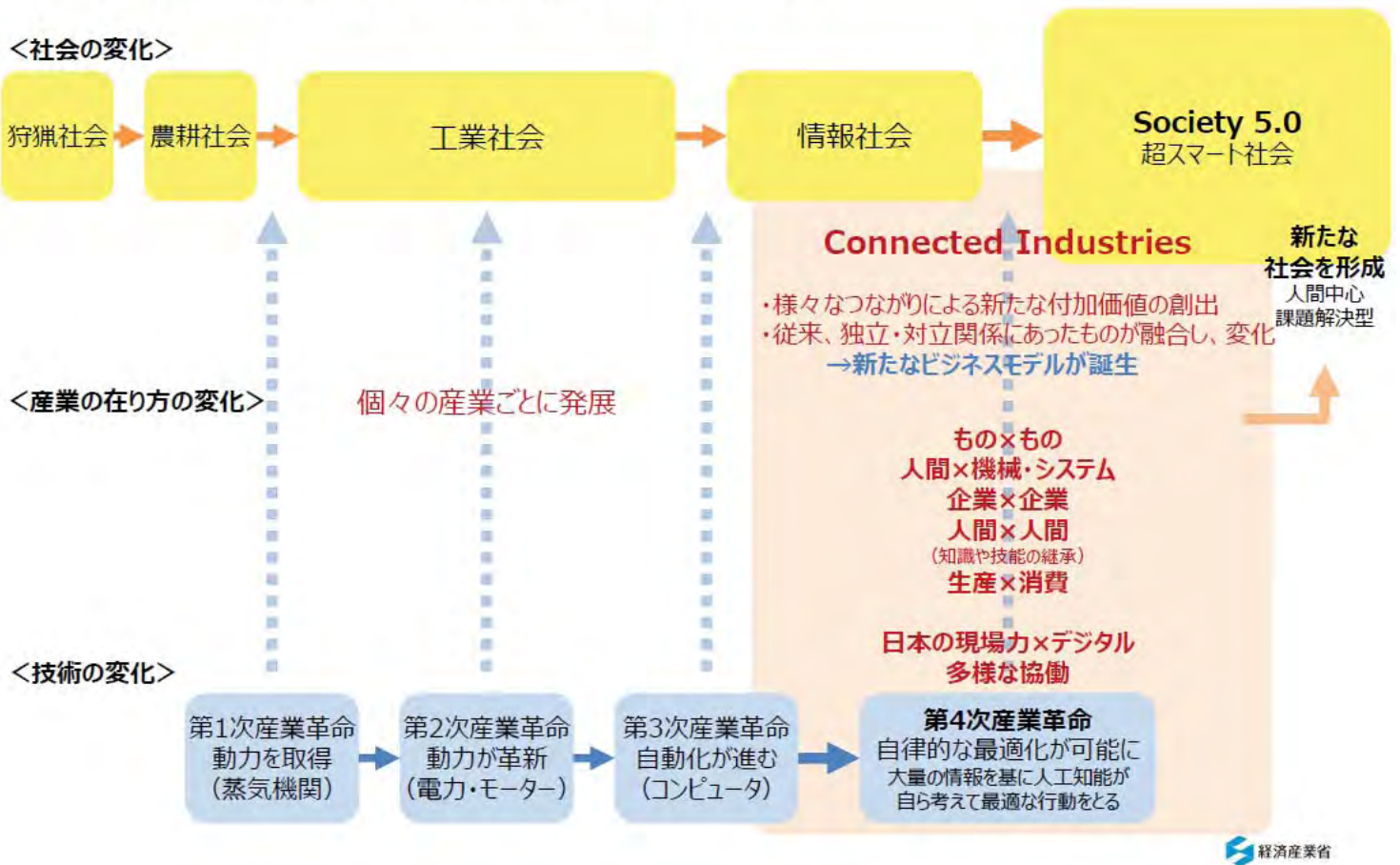
中堅・中小企業の海外展開支援

- ・新輸出大国コンソーシアム、サービス産業海外展開、安全対策・法務税務相談

日本の魅力を活かす施策

- ・対内直接投資増強強化、クールジャパン推進、グリーンで魅力ある「日本型」整備推進、2025年国際博覧会誘致

90



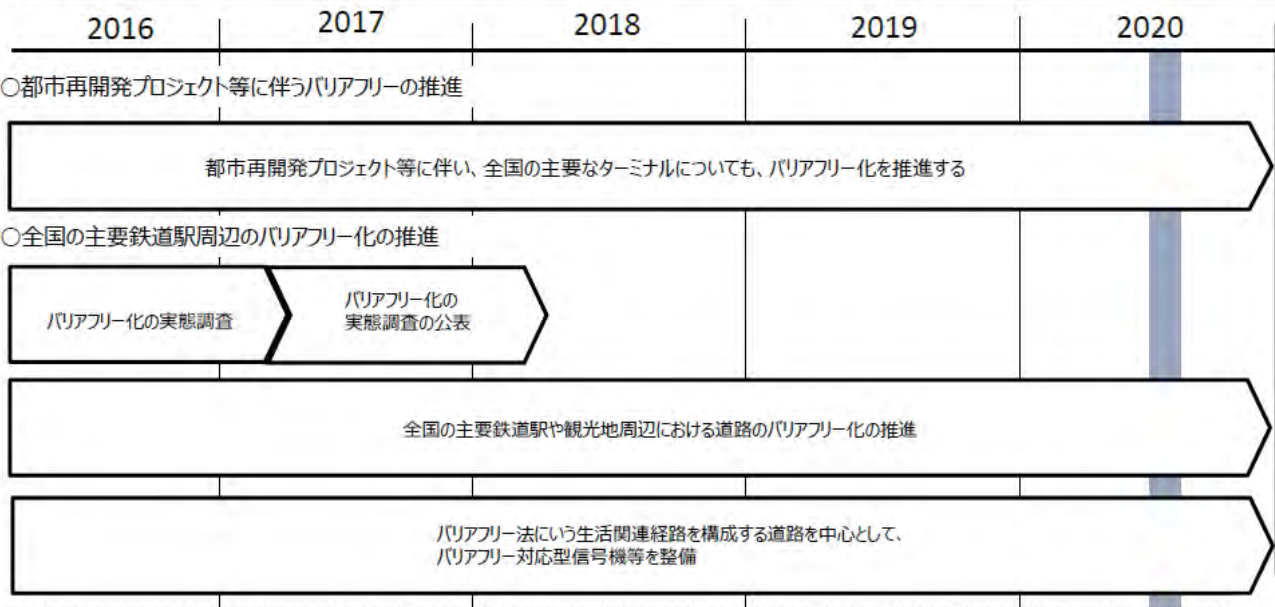
91

2) 全国各地において、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進

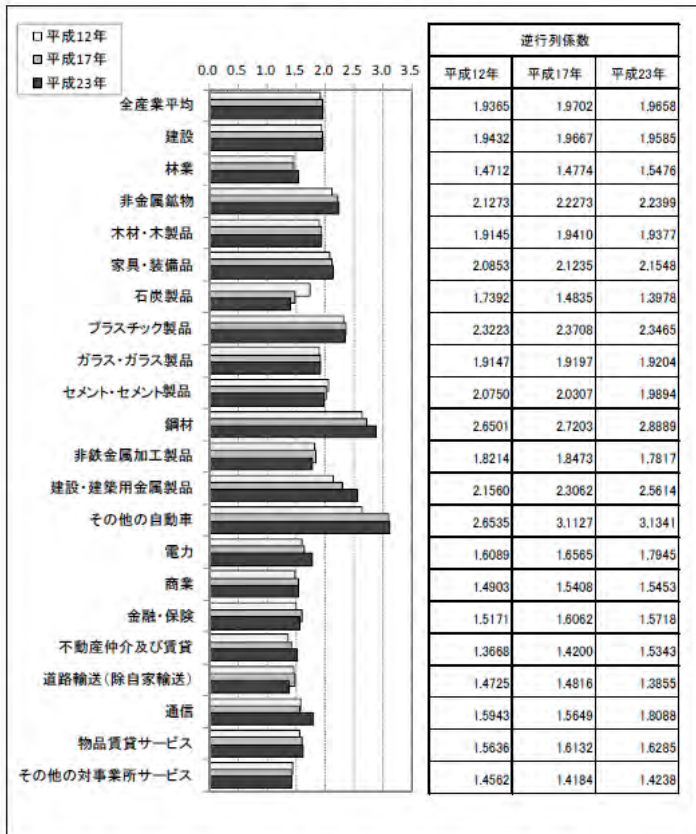
③ 都市部等における複合施設（大規模駅や地下街等）を中心とした面的なバリアフリーの推進

i) 都市再開発プロジェクト等に伴うバリアフリーの推進 ii) 全国的主要鉄道駅周辺のバリアフリー化の推進

- 都市再開発プロジェクト等に伴うバリアフリーの推進
 - ・都内主要ターミナル等の他、全国の主要なターミナル等についても駅前広場や自由通路等のバリアフリー化を推進する。
- 全国的主要鉄道駅周辺のバリアフリー化の推進
 - ・2020年までの完了を目標にしている1700kmの道路について、引き続きバリアフリー化を進め、更に全国の主要鉄道駅や観光地周辺における道路についても、バリアフリーの実態調査を実施するとともに、その調査結果を公表し、各市町村の積極的なバリアフリー化の取組を支援する。
 - ・バリアフリー法にいう生活関連経路を構成する道路を中心として、バリアフリー対応型信号機等を整備する。

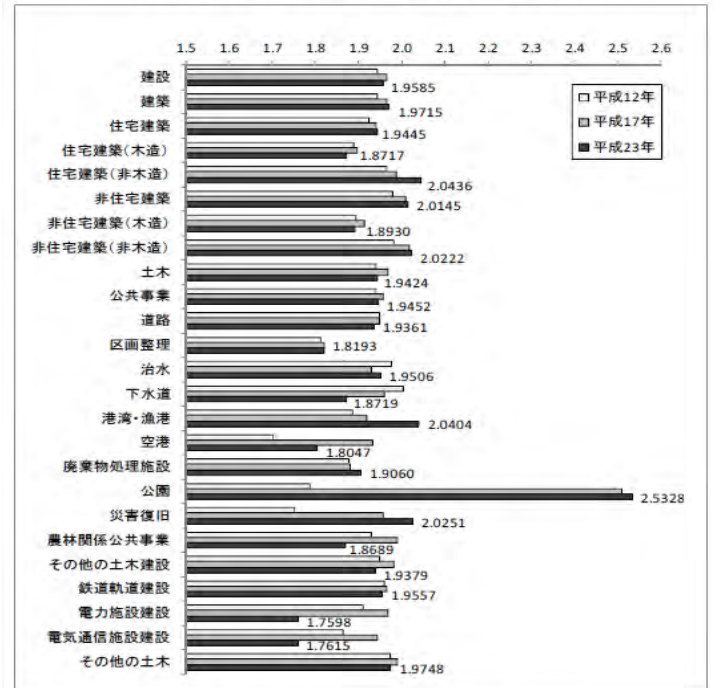


図表Ⅰ-5 産業別生産波及の大きさ



(注1) 一般分類による。ただし、平成23年と平成12年及び17年の部門分類には違いがある。
 (注2) 「全産業平均」は、平成12年及び17年と23年では部門分類が異なるため、比較ができない。
 (注3) 「建設」には「建設補修」を含まない。

図表Ⅱ-5-2 工事種類別生産誘発の大きさの推移（グラフ）



「逆行列係数表」
 ある産業に対して1単位の需要が生じた場合、この需要をまかなうために、各産業の生産が究極的にどれだけ必要になるかという生産波及の大きさを示す係数。一般的にはレオンチェフ逆行列係数と呼ばれ、産業連関表の取引額表から計算によって求める。

「生産誘発の大きさ」
 ここでいう建設部門の生産誘発の大きさは、当該部門に対する1単位の需要をみたすために建設部門を含む全ての産業で直接・間接的に生産する生産額の合計を指し、建設部門の逆行列係数表を縦方向に合計した値である。また、その逆行列係数表の各セルは、建設工事1単位による当該部門への生産誘発額を表す。

93

国土のグランドデザイン2050 概要②

出典：国土交通省「国土のグランドデザイン2050」

国土交通省

〇キーワードは、コンパクト＋ネットワーク

コンパクト＋ネットワークの意義・必要性

- ①質の高いサービスを効率的に提供
 - ・人口減少下において、各種サービスを効率的に提供するためには、集約化（コンパクト化）することが不可欠
 - ・しかし、コンパクト化だけでは、圏域・マーケットが縮小して、より高次の都市機能によるサービスが成立するために必要な人口規模を確保できないおそれ
 - ・このため、ネットワーク化により、各種の都市機能に応じた圏域人口を確保することが不可欠
 - ②新たな価値創造
 - ・コンパクト＋ネットワークにより、人・モノ・情報の高密度な交流が実現
 - ・高密度な交流がイノベーションを創出
 - ・また、賑わいの創出により、地域の歴史・文化などを継承し、さらにそれを発展
- コンパクト＋ネットワークにより「新しい集積」を形成し、国全体の「生産性」を高める国土構造

多様性と連携による国土・地域づくり

- ・人口減少社会において、各地域が横並びを続けていけば、それぞれの地域は並び立たず、サービス機能や価値創造機能が劣化
- ・しかしながら、我が国が長い歴史の中で育んできた多様性が、近代化や経済発展を遂げる過程で徐々に喪失
- ・このため、
 - ①まずは各地域が「多様性」を再構築し、主体的に自らの資源に磨きをかけていくことが必要
 - ②その上で、複数の地域間の「連携」により、人・モノ・情報の交流を促進していくことが必要
- ・これにより、多様性を有する地域間で1)機能の分担・補完、2)目標を共有し進化、3)融合し高次の発展が図られ、圏域に対する高次のサービス機能の確保と新たな価値創造が可能に
- ・このような「多様性と連携」を支え、地域の多様性をより豊かにしていくのが、コンパクト＋ネットワーク
- ・コンパクト＋ネットワークは、50年に一度の交通革命、新情報革命を取り込み、距離の制約を克服するとともに、実空間と知識・情報空間を融合させる
 - （「距離は死に、位置が重要になる」→ その場所では何ができるかという「比較優位」）
- ・人・モノ・情報の交流はそれぞれの地域が多様であるほど活発化（→対流）
- 対流のエンジンは多様性（温度差（地域間の差異）がなければ対流は起こり得ない。）
- 常に多様性を生み出していく必要



人と国土の新たなかかわり

- 〇多様性を支えるふるさと
 - ・多様性のある地域で暮らす中で、人は地域に愛着を持ち、そこがふるさとになる。ふるさとが長い年月を経て、それぞれの文化を育み、人は地域の文化を呼吸しながら生きていく存在。住み慣れた地域に住み続けたい思いは最も大切にしていかなければならないものの1つ
 - 〇単一のベクトル（評価軸）から2つのベクトルへ
 - ・2つのベクトル（国際志向と地域志向）の下、国土、経済、地域、暮らしなどの各分野で戦略的サブシステムなど、多様な仕組みを取り入れることが必要
 - 〇新しい「協働」
 - ・人々が各地の地域活動などに積極的にいかかわっていき、新しい「協働」の時代へ
 - 〇女性の社会参画
 - ・女性の就業率と出生率は正の相関。男女がともに仕事と子育てを両立できる環境を整備し、女性の社会参画を推進
 - 〇高齢者の社会参画
 - ・元氣な高齢者が知識、経験、技術を活かして地域で社会参画
 - 〇コミュニティの再構築
 - ・人が「国土」とかかわる上で、重要な舞台となるコミュニティが、都市化、核家族化等の中で弱体化。コミュニティを再構築し、多世代循環型でサステナブルなものに
- 各般の少子化対策と相まって、国民の希望通りに子供を産み育てることができる環境を整備することにより、出生率が回復し、中長期的に1億人程度の人口構造を保持

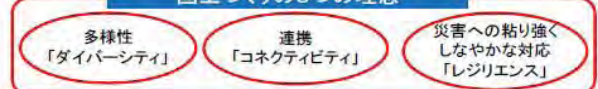
世界の中の日本

- ・グローバル化の中で日本が存在感を高めるには、日本独自の価値を磨いて、世界の「人々に多面的な価値を提供できる場」とする必要
- ・このため、全国津々浦々を世界に通用する魅力ある地域へ。地域の宝を見出し、それを磨き、世界への情報発信を積極化
- ・2020年の東京オリンピック・パラリンピックは、東京だけでなく、日本の姿を世界に見せる絶好のチャンス

災害への粘り強くなやかな対応

- ・災害に対する安全を確保することは、国土づくりの大前提
- ・国民の生命、財産を守ることが最優先。一方で、災害に対する安全の確保はグローバル社会における我が国経済とその信用力の基盤
- ・巨大災害のリスクを軽減する観点からも、依然として進展する東京一極集中からの脱却
- ・災害が発生しても人命を守り、致命的なダメージを受けない、災害に強い国土づくり

国土づくりの3つの理念



94

1. 自動運転の実現に向けた環境整備

(1) 車両に関する国際的な技術基準

- 平成28年9月に、G7交通大臣会合において民間投資を促進し、安全で国際的に調和した未来志向の規制の策定という一つの方向に向けて努力を強化することに合意。今年度のG7交通大臣会合（6月、イタリア）では、より高度（レベル3、レベル4）な自動運転技術の有人下での実用化に向けて、国際的なレベルでの協力を目指すことを提案する。



G7交通大臣会合

- 自動運転に関する更なる高度化（レベル3、レベル4）を前提とした車両安全基準の議論を日本が主導して開始する。
 - 自動操舵及び自動ブレーキに関する議論を主導し、車両安全基準の策定を進める。
 - サイバーセキュリティ対策に関し、具体的な安全確保要件等の検討を進める。
- ※ 平成29年2月に、代替の安全確保措置が講じられることを条件に、ハンドル・アクセル・ブレーキペダル等を備えない自動運転車の公道走行を可能とする措置を国内で実施。

(2) 自動運転車における事故時の賠償ルール

- 自動運転車が、人に損害を与えた場合の責任のあり方について検討するため、平成28年11月に「自動運転における損害賠償責任に関する研究会」（有識者、関係省庁等から構成）を設置。
- 平成29年4月論点整理。今年夏頃に第4回を開催し、各論点について議論を進める予定。

2. 自動運転技術の開発・普及促進

(1) 車両技術

- 自動ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置など一定の安全運転支援機能を備えた車「安全運転サポート車」の普及啓発に関する関係省庁副大臣等会議を開催し、平成29年3月に中間とりまとめを実施。
- 安全運転サポート車のコンセプトを定義。「サボカーS」等の愛称を用い、官民をあげての普及啓発を行うとともに、先進安全技術の国際基準化を主導。
- 自動ブレーキの新車乗用車搭載率を2020年までに9割以上とする。



(2) 道路と車両の連携技術

- ① 高速道路の合流部等での情報提供による自動運転の支援＜新規＞
 - 合流部の自動運転に必要となる合流先の車線の交通状況の情報提供など、自動運転を支援する道路側の情報提供の仕組みを今年度から検討。
- ② 自動運転を視野に入れた除雪車の高度化＜新規＞
 - 大雪時の適切な交通確保のため、自動運転を視野に入れつつ、運転制御・操作支援等除雪車の高度化を段階的に推進。

3. 自動運転の実現に向けた実証実験・社会実装

(1) 移動サービスの向上

- ① ラストマイル自動運転による移動サービス
 - 全国4箇所で安全性を検証（保安基準への適合性確認、基準緩和措置における安全性確保の検証等）。
- ② 中山間地域における道の駅を拠点とした自動運転サービス
 - 今年夏頃より、全国10箇所で実証実験を順次開始予定。
- ③ ニュータウンにおける多様な自動運転サービス＜新規＞
 - 歩車混在空間における安全性等について今年度から検討
- ④ ガイドウェイバスを活用した基幹バスにおける自動運転サービス＜新規＞
 - 専用軌道区間における自動加減速について今年度から検討



(2) 物流の生産性向上

- トラックの隊列走行について、平成29年5月にメーカー及び事業者からのヒアリングを実施し、事業者・メーカーの考えを聴取。今後、要望を踏まえ具体的な検討を推進。



出典：国土交通省「自動運転の実現に向けた今後の国土交通省の取組」

95

事業承継に関する課題と対応の方向性（事業承継5ヶ年計画）

現状認識

- ① 中小企業経営者の高齢化（66歳の経営者が最も多い）
⇒ 今後5年間で30万以上の経営者が70歳になるにもかかわらず、6割が後継者未定
- ② 高齢化が進むと企業の業績が停滞
（売上増は70代で14%、30代で51%）
- ③ 70代の経営者でも承継準備を行っている経営者は半数

目指すべき姿

地域の事業を次世代にしっかりと引き継ぐとともに、事業承継を契機に後継者がベンチャー型事業承継などの経営革新等に積極的にチャレンジしやすい環境を整備

施策の方向性

今後、5年程度を事業承継支援の集中実施期間とし、支援体制、支援施策を抜本的に強化

経営者の「気付き」の提供

○ 事業承継支援のプラットフォームの構築

- ⇒ 5年間で25～30万社を対象にプッシュ型の事業承継診断を実施。
- ⇒ 事業承継支援を行う専門人材の育成・活用。

後継者が継ぎたいような環境を整備

○ 早期承継のインセンティブの強化

- ⇒ 後継者による新機軸・業界転換等の経営革新を支援。
- ⇒ 小規模事業者が強みを発見するための事業計画作成支援。
- ⇒ 資金繰り・採算管理等の早期段階からの経営改善の取組を支援。
- ⇒ 再生施策との連携強化。
- ⇒ 事業承継税制の更なる活用を図る。

後継者マッチング支援の強化

○ 小規模M&Aマーケットの形成

- ⇒ 事業引継ぎ支援センターの強化。
- ⇒ D Bの開示範囲の拡大、民間D Bとの相互乗り入れ（29年度M&A等成約目標1,000件、5年後目標2,000件）

事業からの退出や事業統合等をしやすい環境の整備

○ サプライチェーン・地域における事業統合等の支援

- ⇒ 下請振興法の自主行動計画に事業承継に関する取組を明記。自主行動計画のフォローアップを行い、業界への浸透を図る。
- ⇒ 中小企業の事業再編・統合・共同化を促進する制度的枠組みの検討。

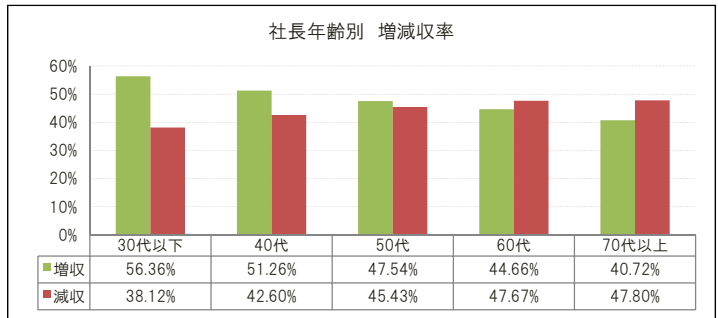
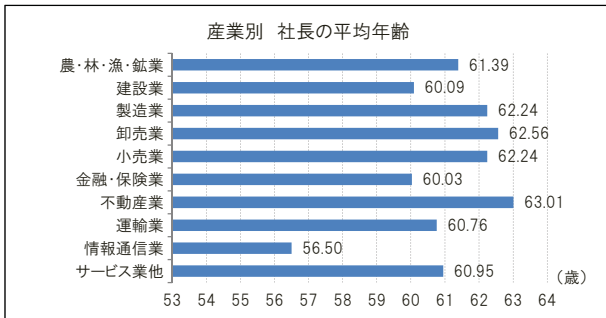
経営人材の活用

○ 経営スキルの高い人材を事業承継支援へ活用

- ⇒ 経営人材の後継者不在企業への参画を促進するための人材紹介会社と事業引継ぎ支援センターとの連携。
- ⇒ 経営人材の活用を促進するためのインセンティブ策等の検討。

出典：中小企業庁「中小企業の事業承継に関する集中実施期間について（事業承継5ヶ年計画）」（平成29年7月）

96



社長年齢が高い会社ほど売上は減る方向

ローカルベンチマークの非財務情報の項目 金融機関等が行う事業性評価のベンチマーク(指標)には「後継者の有無」も含まれる

経営者への着目	経営者自身についてビジョン経営理念	経営者自身について知る	企業係を取り巻く環境	市場規模・シェア競合他社との比較	外部情報収集に対する意識があるか
				顧客リピート率主力取引先企業の推移	企業が提供する価値が顧客に受け入れられているか
事業への着目	後継者の有無	事業承継の方針を確認	取引金融機関数とその推移	従業員定着率勤続日数平均給与	従業員の満足度を判断
				組織体制	どの程度内部管理体制が整備されているかを把握
				経営目標の有無共有状況	会社全体のベクトルが揃っているか
				社内会議の実施状況	会議とその目的を確認し、代表者の現場委譲を確認
経営者への着目	企業及び事業沿革	企業の歴史	内部管理体制への着目	人事育成のやり方システム	従業員間の技術・ノウハウの承継・発展のために
				技術力、販売力の強み	企業の強み
				技術力、販売力の弱み	企業の弱み
				ITの能力イノベーションを生み出しているか	生産性向上のためのIT能力

(注)経済産業省のローカルベンチマークより抜粋して掲載。各項目のコメントは簡略化して記載した。

97

出典：総務省「地域力創造優良事例集」より抜粋

あまちょう 海士町 (島根県)

地域資源を活用したまちづくり

地場産品を有効活用した新商品開発

【取組の概要】離島のハンデキャップを克服して挑戦する「地域経営の再構築」

日本海の隠岐諸島に位置する小さな島、海士町は、本土から遠く離れた「離島」のハンデキャップから、「超過疎、超少子高齢化、超財政悪化」と表現されるほどの状況に追い込まれながらも、自らの生き残りをかけて、果敢に「挑戦」し続けている。そして、その挑戦する姿に多くの人々が魅了されている。

行財政改革に行政と住民が丸となって取り組み、島に息づく地域資源と島外の若き人材の潜在能力を巧みに掛け合わせて新商品・新産業・新規雇用の創出を図っている。島の食文化を商品化した「島じゃ常識! サザエカレー」、海士の漁師の食卓を都会にそのまま届ける「CASシステム」、流通の仕組みを変えた「隠岐海士のいわがき・春香」、独自ブランドを確立した「島生まれ、島育ち、『隠岐牛』」、海士のモノづくりの原点を呼び覚ます「海士乃塩」。これら産業振興の成果として、島外からの移住・定住を加速度的に増加させている。

島民の果敢に挑戦し続ける姿が、外から人をひきつけ、ひきつけられた人々が産業創出など海士の地域再構築の一翼を担う。そして、その姿に皆が更に魅了されて、人と人のつながりや地域創生の輪が波及的に広がっていく。そこには、「離島」というハンデキャップを真正面から受け止め、そこからの危機感をバネに自立への道を創り出していかうとする島民の情熱がある。そして、何よりも、離島「海士」に生まれ育った者としての高き「誇り」がある。



海士町 釜浦港

②島民の誇り ～「潮風」大地はミネラル～」

独自ブランドを確立「島生まれ、島育ち、『隠岐牛』」

牛を放牧している牧草地には年中、ミネラル豊富な塩分を含んだ潮風が吹き上がっている。島中が放牧地のため、牛が断崖を上り下りしたり、民家の近くまで来て、海水をガブガブ飲んだりする。海水に浸かって、傷口を治すこともある。そのため、隠岐・海士の牛はおいしく、病気にも強いと言われている。

昔から、島で生み育てた良質な子牛は、島外の業者が買い込み、自分たちの産地に持って帰って、但馬牛、神戸牛、松阪牛、前沢牛などの名前のブランド名で生産されてきた。隠岐・海士では、子牛を生ませる繁殖までで、肥育はしないのが一般的だった。

そうした中、公共事業が減少した建設業者が、「社員をリストラするだけでは、生き残りは難しく、島から人が流出してしまう」と考え、他に何か多角経営をすることで補おうとした。そして、目をつけたのが、良質な隠岐牛の子牛である。今まで島から相当数が外に出ていた隠岐牛の子牛を島内で買い込んで、肥育までして、「島生まれ島育ちの隠岐牛」という形で出荷することができれば、新たな外貨を稼げるのではないかと考え、事業化に着手した。

建設業者は事業を担うための会社「有限会社隠岐潮風ファーム」を立ち上げたが、企業が農業、畜産業に参入するためには農地法の規制があったため、それをクリアできるように町が支援に乗り出した。島中を「潮風農業特区」(構造改革特区)として国に申請し、認定を受けたことで規制の壁を乗り越えることができた。

建設会社出身の経営者や従業員たちは、畜産業とは全く縁がなかったが、精力的に勉強を重ねた。牛の肥育に当たって、良質の味を生み出すことはもとより、消費者にとって安全・安心なものを生産するというこだわりを持って、海士ならではの付加価値を高めるように様々な形で工夫をしていった。例えば、牛から出る糞尿に、親会社の建設業者から出る木材をチップ化したものを混ぜ合わせて、良質な堆肥を作っている。その堆肥を島内の農家に無償で提供することで、農家からは無償で稲わらをもらう物々交換の仕組みを作った。そうして粗飼料に稲わら 100%を使うことで、安全なものを食べていることを特徴として打ち出すことができるようになった。また、肉質にこだわるため、離島の未経産牛のみを肥育することとした。

こうして、繁殖から肥育まで完全に島内で行った牛に「島生まれ、島育ち、『隠岐牛』」というブランド名を付け、出荷する体制が整った。出荷先は東京芝浦の食肉市場に絞ることとした。

出荷した隠岐牛は新規参入ながら東京市場で高い評価を得るようになった。東京食肉市場での隠岐牛の雌牛の成績は、最高ランクのA-5率が67%

(東京平均25%)を得るまでになった。上物ランクのA-4&A-5率は94%(東京平均55%)。日本人が好む霜降りの割合を表す脂肪交雑は、最高ランクのBMS12が7.1%(東京平均0.7%)。枝肉の最高値では4,104円/kgをマークしており、松阪牛と同等の水準を得ている。枝肉の平均値は2,500円/kg前後で、平均価格も1頭当たり約100万円となっている。



島の放牧地で草を食べる隠岐牛

「隠岐潮風ファーム」では東京というあえて遠い市場まで出荷するための損益分岐点を100万円ぐらいと試算しているが、今の卸売平均価格が約100万円であり、これまでのところなんとかやりくりが出来ている。

この独自ブランド隠岐牛の成功で、地元の子牛市場では、雌牛の単価が約3万円アップし、農家の生産意欲と規模拡大につながった。また、隠岐牛の担い手になりたいたいと、都会から1ターンのにより2家族が移住している。町では、島で牛飼に挑戦するUターン者に対し、「海士ファンバンク」を創設(2006年11月)して、必要な資金を都市住民から調達する取組も始めた。また、島で大型の畜産経営が登場したことにより、島中の田んぼを随う堆肥製造も可能になり、島内で完結する循環システムを取り入れた有機農業の確立への道も開かれた。

98

★社員の環境意識の向上

～現場担当者の提案事例①～



地域の生態系を配慮した現場樹木の保護を目的として
伐採予定の工/キを残したい!! と発注者に提案しました!!

どんな役割があるのかな～

生態系ネットワークの拠点になるかも



エノキ

～名前の由来～
色々の幹皮がありますが、
葉の裏(小葉の裏側)
葉の裏(小葉の裏側)に
葉の裏(小葉の裏側)に
などの説があります。

～木の形～
樹高約20m
幹の直径は10cm程度。
樹の根元に、直径5～6cmの樹形の果実を
樹皮は剥がれやすくなります。

～花と果実～
花には雄花と雌花があり、4月頃に葉の根元に咲く。
花の後に、直径5～6cmの樹形の果実を
樹皮は剥がれやすくなります。

～人との関わり～
昔から、果実や葉の材料、薪としても利用されていり、また、一重葉に絡められ
行き交う人々の目印として、夏草には木陰の休憩場所として利用されています。

～棲息分布～
九州・四国・九州の平地から
山地まで広く分布しています。
公共施設への樹木、山・河川敷に自生しています。

～花と果実～
花には雄花と雌花があり、4月頃に葉の根元に咲く。
花の後に、直径5～6cmの樹形の果実を
樹皮は剥がれやすくなります。

～人との関わり～
昔から、果実や葉の材料、薪としても利用されていり、また、一重葉に絡められ
行き交う人々の目印として、夏草には木陰の休憩場所として利用されています。

調査結果やエノキの役割、地域の生態系ネットワーク
の資料を作成し伐採を回避。ポスターにて環境啓発。

★社員の環境意識の向上

～現場担当者の提案事例②～



天然記念物“ヒメタイコウチ”の生態と現地を調査し、
生きものに配慮した設計変更を提案しました!!

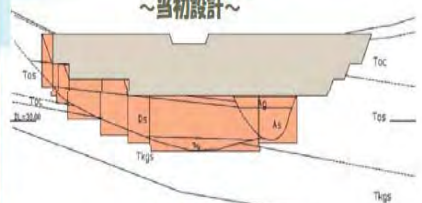
ヒメタイコウチ

現地調査実施

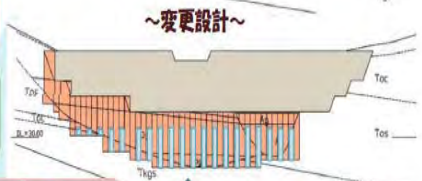


設計変更して地下水の通り道を
つくってあげよう!!

～当初設計～



～変更設計～



湿地帯に生息しているんだよね!
設計通りに工事を行ってしまうと
地下水が無くなっちゃうよ～

全面地盤改良は遮水してしまうので、
部分改良(クシ状改良)に設計変更!!

株式会社 加藤建設
KATO CONSTRUCTION CO., LTD.

経営難で閉鎖したキャンプ場の 再生による地域活性化

株式会社 山田
代表取締役 山田 珠一

明ヶ島キャンプ場は掛川市が昭和53年に建設し地元による管理運営を行ってきた施設ではありますが、過疎化により地元では管理できなくなると、新たに管理人募集などをし運営をしてきました。

平成24年度には掛川市からの管理費等が支給されなくなりました。

もともとこのキャンプ場は、隣にあるヤマメ(アマゴ)の養殖で経営が成り立っていたのですが、平成25年の台風被害で養殖場に水がいかなくなり養殖場が閉鎖になり、それに伴いキャンプ場も閉鎖になりました。

その後、掛川市及び地権者との協議を重ねていきました。

- ・掛川市の土地1,060m²
- ・管理棟施設1式
- ・コテージ6棟
- ・トイレ1棟
- ・吊り橋
- ・地権者2名から土地829m²と1,596m²

無償貸与による管理人契約を平成27年7月23日に締結しました。



まずは、土地3,485m²と周辺道路1km程度の除草と伐採及びゴミの処分をしました。(横に川はあるが竹や草でどこにあるかわからない状態)



そして、手入れがされていないキャンプ場に隣接している地権者と交渉をし、掛川産の木材を使用したウッドデッキサイト2箇所を追加して施設の拡大をするるとともに、テントサイト6箇所及びコテージ3箇所にもウッドデッキを設置しキャンパーのゆったり出来る空間を作りました。



なお、隣接した市町村の山間地及び市街地施設との連携も協力依頼し、観光拠点の拡充を図りました。
平成27・28年度と2年間にわたり整備を行い平成29年4月28日に正式オープンしました。



4/28～7/17までに大人が433人子供が90人全部で523人の来訪者があり、連携した施設へ寄って頂いた事で地域全体での観光の活性化に貢献できたと思います。



今後の計画

・土木技術を生かした地域安全管理



年々増加する自然災害に対応するため事業を生かし、キャンプ場周辺や連絡道路などのパトロールと初期対応を地縁組織や市民団体と協力し行います。

・子供食堂へのアマゴの提供

掛川のNPO法人が今後掛川に子供食堂をつくる計画があります。子供食堂とは満足に食事がとれない子供やお年寄りの為にほぼ原価程度で食事を提供し送迎までしてくれるそうです。そこにもアマゴを提供することになっています。

・地元雇用

キャンプ場及びアマゴの養殖場で地元雇用をすることも検討しています。

地域社会への貢献、地域建設業イメージアップ事例（徳島県：株式会社井上組ほか）

地域に密着し、さらに建設業になじんでもらうため、会社玄関に駄菓子屋を開店。地域の子供達や家族が集う憩いの場となり、建設業への理解を広げるきっかけ、イメージアップにも繋がる。

駄菓子屋BCP

災害が起こったときにも、会社の仕事を続けていくための計画のことを「事業継続計画」、「Business Continuity Plan（BCP）」と呼ばれます。

- 建設会社の多くは、災害時には地域の復旧・復興のために迅速に活動するべく、BCPを策定しています。
- 「子どもの笑顔を見れる場所があったらなあ」という建設会社の社長の思いつきが発端、価格は10円～100円で超お安く、毎日のように駄菓子を買いに来る子どももいます。
- 駄菓子の備蓄は災害発生後の非常食になります。また、平時から駄菓子屋を通じて地域とのつながりを大切にすることは、災害時の活動にも役立つと考えています。

駄菓子屋のある建設会社

大きく揺れたらすぐ避難！
7日間の水食料とトイレの
備蓄、安否確認は171



(株) 井上組



(株) 亀井組



(株) 福井組

資料提供：株式会社井上組（徳島県）